令和5年度 「建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会」

日 時: 令和5年9月28日(木)15:00~16:35

場 所: ホテルブリランテ武蔵野2F「エメラルド」

議事次第

司 会:関東地方整備局企画部

技術開発調整官

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
 - 関東地方整備局長
 - 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会長
- 3. 情報提供
 - 関東地方整備局の取組について
 - 建設コンサルタンツ協会関東支部の活動状況
- 4. 意見交換
 - 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 要望と提案
 - I. 担い手確保・育成のための環境整備
 - Ⅱ. 技術力による選定
 - Ⅲ. 品質の確保・向上
 - IV.「DX 推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」
- 5. 閉 会

配布資料一覧

- 1) 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 配布資料
 - ・建設コンサルタンツ協会 関東支部の活動状況
 - ・令和5年度 地方ブロック意見交換会 建設コンサルタントの要望と提案
 - ・令和5年度 地方ブロック意見交換会「要望と提案」及び【調査資料集】概要版
 - ・令和5年度 地方ブロック意見交換会「要望と提案」【調査資料集】
 - ・調査資料集別冊資料 DX 検討報告書 (テーマ 1)
 - ・調査資料集別冊資料 DX 検討報告書 (テーマ 2)
 - ・調査資料集別冊資料_DX 検討報告書 (テーマ 3)
 - ・調査資料集別冊資料_DX 検討報告書 (テーマ 4)
 - ・チラシ_条件明示チャックシート
 - ・チラシ_設計変更ガイドライン
 - ・チラシ 平準化 (残業対策)
 - · 自治体入札実熊調查(暫定版)
- 2) 関東地方整備局 配布資料
 - ・関東地方整備局の取組について
 - 関東地方整備局 回答

· 都県政令市 回答

資料-1

資料-2-(1)

(参考資料あり)

資料-2-②

令和5年度 建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会 出席者名簿

27 ■一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	
(本 部)	
1 会長	中村 哲己
2 副会長(対外活動委員長、関東支部長)	大本 修
3副会長	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
4 常任理事(総務部会長)	野本 喜弘
5 常任理事(企画部会長)	。 環 安 希佳
6 常任理事(資格・CPD部会長)	高橋 努
7 常任理事(北陸支部長)	吉野 清文
8 対外活動部会委員	笹部 剛男
9 常任委員長	天野 光歩
10 対活副委員長	河村 成人
11 参与・企画部長	加本 実
12 業務部長	小幡宏
13 企画部次長	やまなか なおと 山中 直人
(関東支部)	
1 支部理事(総務部会長)	濱田 忠
2 支部理事(企画副部会長)	西村 達也
3 支部理事(総務副部会長)	正和博徳
4 支部理事(技術副部会長)	がわなら えいいちょうう 川村 栄一郎
5 支部理事	安田実
6 支部理事	山崎、幹夫
7施策副委員長・技術委員長	# # * < 5 のぶゃす 関口 信康
8 施策副委員長・関東地整対応専門委員長	竹花 達也
9 施策副委員長(自冶体対応専門委員長)	大場勝一郎
10 施策委員(市場調査委員長)	志関 宏信
11 関東地整対応専門副委員長	大内 隆志
12 関東地整対応専門委員会顧問	なかだ じゅんのすけ 中田 淳之介
13 支部常任理事・事務局長	横山 正樹
14 事務局技術参与	高松 治

■都県政令市	
7 茨城県 土木部 次長	生田曽 好美
2 栃木県 県土整備部 技術管理課長	小野和憲
3 群馬県 県土整備部 技監	宮前 勝美
4 埼玉県 県土整備部 建設管理課 主幹	ままの けいた 天野 圭太
5 千葉県 県土整備部 災害・建設業担当部長	□ ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ±
6 東京都 建設局 道路監	花井 徹夫
7 神奈川県 県土整備局 都市部 技術管理課 副課長	渡辺。高之
8 山梨県 県土整備部 技監	おかま よういち 若尾 洋一
9 長野県 建設部 技術管理室 主任専門指導員	たまがわ ひろゆき 玉川 博之
10 横浜市 技監	高瀬 卓弥
11 川崎市 建設緑政局 総務部 技術監理課長	星野司
12 一千葉市 建設局 土木部 技術管理課長	谷口 誠太郎
13 さいたま市 建設局 参事兼技術管理課長	が越 義倫
14 相模原市 土木部長	渡邉 建太郎
■関東地方整備局	
1局 長	藤巻 浩之
2副局長	森 毅彦
3 統括防災官	小林 達徳
4 企画部長	西川昌宏
5 建政部長	家田 健一郎
6河川部長	矢崎 剛吉
7 道路部長	野坂 周子
8 港湾空港部長	原田 卓三
9 営繕部長	末兼 徹也
10 用地部長	長町大輔
11技術調整管理官	須藤 純一
12 技術開発調整官	高森 治
13 工事品質調整官	飯野 正樹
14 建設産業調整官	堀井 英則
15 企画部 技術管理課長	荒井 幸雄

令和5年度 建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会(進行表)

令和5年9月28日(木) 15:00~16:35 場所:ホテルブリランテ武蔵野2F「エメラルド」

		诗 間			内 容	発言者	配付資料
《開会》	<u> </u>						
15:00				開会		(司会:髙森技術開発調整官)	
	~	15:	10(10分)	挨 拶	関東地方整備局	関東地整 藤巻局長	
					一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	協 会 中村会長	
15:10	~	15:	10 (分)	出席者紹介	※資料確認含む	•	出席者一覧
《情報	提供	共》		•			-
15:10	~	15:	15 (5分)	関東地方整備	局の取組		
					関東地方整備局の取組について	企画部 荒井技術管理課長	資料-1
15:15	~	15:2	20 (5分)	建設コンサルタ	ンツ協会関東支部の活動状況		
					実務者懇談会、実務者WGの検討内容について	協会関東支部 堤副支部長	関東支部の活動状況
《意見:	交換	奐》		•			-
15:20	~	15:4	40(20分)	(1)建設産業全体(2)受発注者協働	R・育成のための環境整備 本の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化 動による災害対応に向けた継続的な環境改善 安定と処遇改善・新たな事業促進形態に向けての環境整備 成	協会提案説明者:大本副会長(対活委員長) 回答者:(1)荒井技術管理課長 (2)①荒井技術管理課長 ②茨城県、千葉県、山梨県、千葉市 (3)書面回答 (4)書面回答	建設コンサルタントの要望と提系 資料-2(参考資料あり)
15:40	~	15:	55(15分)	(2)(地方自治体	、る選定 ・ザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善 ・)発注方式の改善(技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進) 台体)地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成 はいますが、また。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	協会提案説明者:大本副会長(対活委員長) 回答者:(1)①~④書面回答 ⑤荒井技術管理課長 (2)栃木県、東京都、さいたま市 (3)①荒井技術管理課長 ②書面回答	
15:55	~	16:	10(15分)	(2)詳細設計及び	禄・向上 れぞれの役割を踏まえたエラ一防止への取組み が三者会議等における総合的な品質の確保 新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善	協会提案説明者:大本副会長(対活委員長) 回答者:(1)①荒井技術管理課長 ②書面回答 (2)書面回答 (3)①~③荒井技術管理課長 ④群馬県、長野県、横浜市、相模原市	
16:10	~	16:2	25 (15分)	(1)DXの推進 (2)DXの推進の	プスプログラス である できます できます できます できます での環境整備 での環境整備 の好循環」の実現	協会提案説明者:大本副会長(対活委員長) 回答者:(1)①荒井技術管理課長 埼玉県、神奈川県、川崎市 ②荒井技術管理課長 (2)書面回答 (3)書面回答	
《質疑》	>			•			-
16:25	~	16:3	30 (5分)	質 疑			
《閉会》	>			1			1
		16:3	35 (5分)	閉会		関東地整 森副局長	

令和5年度 地方ブロック意見交換会 建設コンサルタントの要望と提案

【要望と提案の趣旨】

令和元年の品確法の改正により調査・設計などの業務が品確法の対象として明確に位置づけられた中、私ども建設コンサルタントといたしましては、平成31年4月の改正労働基準法の施行を踏まえた働き方改革やDXの推進などに取り組んできました。

そのような中、まん延する新型コロナウィルスの拡大防止措置として、緊急事態宣言などが発令されました。協会は、このような状況下においても『継続すべき業務』を担う業界であるとの認識のもと、各種法令を遵守しつつ、業務を継続して遂行します。 今後も、引き続き責任をもって対応すべく「働き方改革」・「生産性向上」をさらに強化していく所存です。

以上の背景の下、主に以下の4項目の課題に対して、協会や会員企業として取組みを 進めているところです。

① 担い手の確保

将来のための社会資本の整備・維持管理、災害復旧に対する協力などの社会貢献活動の使命を果たすべく、業界の発展のための人材の確保。

② 就業環境の改善

労働基準法の改正、感染症対策等を踏まえ、更なる働き方改革に向けての取組み。

- ③ 生産性向上·技術力向上·品質向上
 - 生産性向上策導入・推進、技術力の向上と品質確保・向上。
- ④ 安定経営

売上高、営業利益率・純利益率の継続的改善に向けての取組みや事業継続などのためのリスクマネジメント。

これまでの国や地方自治体の皆様への「要望と提案」活動ならびに国土交通大臣や国会関係者の皆様への「業務量の安定的確保や技術者単価引き上げ等」の要望活動によって、多くの改善事例や成果が得られております。

一方、「DX の推進」や「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」などにより新たに喫緊の課題が顕在化しております。

そこで、令和4年度では、今後とも当業界各社が、適切に事業を展開し、社会に貢献できるよう、従前の「担い手確保・育成のための環境整備」「技術力による選定」「品質の確保・向上」の3本柱に、「"DXの推進の環境整備"と"成長と分配の好循環の実現"」を加え、4つの柱によって「要望と提案」活動を行うこととしました。

令和5年度の建設コンサルタントの「要望と提案」においては、引き続き当業界の発展ととともに社会への貢献を目指し、4つの柱によって「要望と提案」活動を行うものです。

令和5年6月

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会

I. 担い手確保・育成のための環境整備

【建コン協 働き方改革 スローガン:完全週休2日・深夜残業ゼロの実現(長時間労働の解消)】

- (1)建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化
- ①履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
 - ・建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標 **1と整合を図った施策 **2の強化と計画的展開、および施策の活用状況の把握
 - ※1 納期目標(設計変更後): 第1 四半期 20%程度・第2 四半期 30%程度・第3 四半期 15%程度・第4 四半期 35%程度・3月15%以内
 - ※2 施策:ゼロ国債、2 か年国債等国債、秋納期となる翌債の活用、繰越の柔軟な運用、前倒し発注等発注時期の 分散化
 - ・発注時および変更時における条件明示の徹底により、標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の 確保[※] → 標準履行期間を確保できない場合の履行期限の延期
 - ※期間確保のための考慮事項:BIM/CIM対応や第三者照査期間、測量や地質調査等関連調査の進捗具合など
 - ・年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するためのプロポーザル方式・総合評価落札方式 業務の公示・提案時期の分散化
 - ・業務スケジュール管理表に基づく適確な契約管理(変更契約時期の適切化:3月実施の回避等)
- ②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
 - ・「ウィークリースタンス」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化
 - 新たな取り組みや好事例の水平展開の更なる推進
 - ・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示(委員会対応業務に多い)の削減と解釈の違い等による手戻り発生や過剰要求による作業量増大を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的記述と業務実施内容の相互確認の徹底
 - ・実態に即した適切な費用計上※
 - ※例:緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し
 - ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底
 - 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減
- (2) 受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善
- ①被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応(費用面を含む)と改正労働基準法遵守との両立
 - ・災害対応業務への従事職員が対応していた既往業務への効果的な対応※
 - ※業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和
 - ・災害対応業務への従事職員に対して労働基準法第33条の適切・確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ
 - ・広域(複数の発注者)にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組 みの整備・充実 ** 及び地方自治体に対する国の支援
 - ※例:国による災害指定に関する対応、災害対応の要請の一元化、早期の支援体制構築のための被害情報収集を 目的とした協会からの自主的なリエゾン派遣の検討、官民合同の災害訓練開催、ICT 技術の活用など
 - ・緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開
- ②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上
 - ・災害申請作業の合理化・適切化※
 - ※大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール(大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針 (H29.2))の適正な運用などの先進事例の水平展開
 - ※小規模災害においても大規模災害時と同様のルール適用
 - ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算※
 - ※精算例:遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算のルール化など
- (3) 企業経営の安定と処遇改善・新たな事業推進形態に向けての環境整備
- ①インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの安定的な事業量の確保
 - ・老朽化や激化する自然災害による甚大な被害に鑑み、計画的な整備継続と公共投資拡大
- ②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上
- ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定 - は後ま進の改定 ※1に伴る液切な歩掛設定 - 仕様・種質を供の明確化 - 予算原格種質に
- ・技術基準の改定 **1に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確化、予定価格積算における経費 算定方法の合理化に関する継続的改善 **2
 - ※1 技術基準: 道路橋示方書改定(2017)、道路橋定期点検要領改定(2019)など
 - ※2継続的改善例:公開用成果作成費の「その他経費の計上」の採用など
- ③生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大 *1、制度改善 *2
 - ※1:監理業務 (PM·CM) の平常時での事業拡大
 - ※2: 例: 建設コンサルタントが担う事業促進 PPP における費用の適正化(技術者区分の適正化、柔軟な設計変更)、 官民の役割分担の明確化、請負契約から準委任契約等への改善

- ④「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更
 - ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく 確実・適切な設計変更※

※設計変更例:打合せ協議書、指示書、特記仕様書などの内容の明確化による作業量に応じた費用の支払い、条件設定遅れに応じた履行期限の延期など

- 設計変更に伴い新規に追加された工種に対する落札率の適正化(当初落札率の適用外)
- (4) 人材の確保・育成
- ①若手・女性・シニア※など多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続

※若手:技術者表彰制度の導入とその有効活用など

女性:担い手(女性)育成支援:女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など

シニア:照査技術者を継続できる評価制度:管理技術者実績ではなく照査技術者実績を評価・考慮など

Ⅱ.技術力による選定

- (1)(国)プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善
- ①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)」におけるプロポーザル方式・総合評価 落札方式等の改善と適正な運用
 - ・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加 * ※追加方法例: 斜め象限図を補完するチェックリスト等適切なツールによるプロポーザル方式の採用拡大など
 - ・価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加
- ②計画系プロポーザル業務の業務規模の改善
- ③総合評価落札方式における落札率の改善
- ④改正された業務成績評定の適切な運用 *と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰(表彰内容・表彰率)の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備局間の統一的運用等

※業務成績評定の運用改善例:評定点の地域間補正、年度跨ぎ業務の適正な評価など

- ⑤国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用
 - ・令和4年度、および令和5年度試行結果を踏まえた適切な対応
 - ・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入
- (2) (地方自治体)発注方式の改善(技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進) 改正品確法第22条の「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」に基づき、発注者の役割、 責任として、以下の発注方式への取組みを強化
- ①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加
 - ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進
 - ・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札の撤廃(不良不適格業者の排除、簡易な技術競争の導入促進)
 - ・ブロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論
- ②見積徴取時の予定価格設定方法 *の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示

※価格設定方法:最低値ではなく、中間値・平均値以上での設定

- ③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃)
- ④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進(増加と公表)
- ⑤業務分野に応じた有資格者(技術士・RCCM等)・建設コンサルタント登録制度の適確な活用の促進
- (3)(国・地方自治体)地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成
- ①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進
- ②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進※
 - ※適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入

例えば、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務や現地作業が必要となる業務(調査・設計・点検業務など)、 地元及び関係行政機関等との協議・調整が頻繁に必要となる業務など

③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進

Ⅲ、品質の確保・向上

- (1) 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み
- ①受発注者合同現地踏査の実施
- ②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化 ※及び受発注者双方の効果的な運用・活用 ※明確化例:業務公示時の特記仕様書に添付
- ③品質確保・向上に資する施策の継続的改善(的確な条件設定・確認、照査の充実等)
- ・工事発注時チェックシートの試行拡大

- (2) 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保
- ①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上
- ・施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消(見積り等による実態に即した費用計上)
- ・特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果 の取扱い *、その責任所在の明確化と歩掛の改善、指定仮設への条件変更時の設計変更 ※取扱い:任意は参考図、指定は設計図
- ・関係機関協議内容の明示(機関名、協議内容、協議回数)、修正設計における"修正"設計内容の 明示による適切な契約・設計変更
- ②詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における追加業務や修正設計の適切な実施(工期 の設定)と費用計上
- (3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善
- ①設計者・施工者連携方式※の検討等合理的な入札契約制度の選定 ※設計の受注者が工事段階で関与する方式、工事の受注者が設計段階から関与する方式(ECI方式)

 - ECI方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・施工者連携方式として活用
- ②点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上
 - ・点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実勢価格に応じた積算価格の設定
 - ・補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の適切な設 計変更
- ③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用
- ④地方自治体のメンテナンス事業の促進
 - ・技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用
 - ・点検・診断等業務に関わる登録技術者資格 (RCCM 等) の活用
 - 道路橋メンテナンス技術講習の継続と当講習達成度試験合格者の活用促進
 - ・地方自治体のメンテナンス事業への地域コンサルタントの積極的な活用

Ⅳ. 「DX 推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」

- (1) DXの推進
- ①受発注者協働による働き方改革に資するDX推進:DX推進による業務効率化の促進
 - ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」 「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進
 - ・情報共有システム(ASP)を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」
 - ・遠隔臨場を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進
- ・テレワークガイドライン(案)の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の 電子化・Web 公開などの推進
- ・各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開
- ②i-Con および BIM/CIM の推進(ライフサイクルマネジメントの生産性向上)
- BIM/CIM 設計照査シートの充実 **
 - ※対象工種の拡充、段階的に必要となる照査項目の設定、「条件明示チェックシート」および「工事発注時チェッ クシート」との整合性の確保
- ・積極的な活用事例の発信(BIM/CIM ポータルサイトの活用) や協議の場の設置(例えば、適用 PT による推奨項目の拡充など)
- ・デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC 検定制度」の活用による3Dソフトの開発 目標の明確化、照査の自動化およびアノテーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学 i-con 寄付講座協調領域検討会と協働による API の開発のあり方や生産性向上に資するアプリケ ーション開発の検討の促進
- ・BIM/CIM モデルを管理・継承するマネジメント体制・役割の検討の促進
- (2) DXの推進の費用面での環境整備
- ①BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し
 - ・「BIM/CIM 標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM 使用料」の計上
- ②DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し
- 「一般管理費等係数(β)」の見直し、「低入札価格調査基準価格」の見直し
- ③DX推進の環境整備のための助成金の創設
- (3)「成長と分配の好循環」の実現
 - ・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、 調査基準価格を改善するとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施

以上



令和5年度 地方ブロック意見交換会

「要望と提案」及び【調査資料集】概要版

令和5年6月

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会



【要望と提案の背景と取り組み方針】



【これまでの取り組み】

令和元年の品確法の改正により調査・設計などの業務が品確法の対象として明確に位置づけられた中、私ども建設コンサルタントといたしましては、平成31年4月の改正労働基準法の施行を踏まえた働き方改革やDXの推進などに取り組んできました。

そのような中、まん延する新型コロナウィルスの拡大防止措置として、緊急事態宣言などが発令されました。 協会は、このような状況下においても『継続すべき業務』を担う業界であるとの認識のもと、各種法令を遵守し つつ、業務を継続して遂行します。今後も、引き続き責任をもって対応すべく「働き方改革」・「生産性向上」 をさらに強化していく所存です。

以上の背景の下、主に以下の4項目の課題に対して、協会や会員企業として取り組みを進めているところです。

【課題】①担い手の確保、②就業環境の改善、③生産性向上・技術力向上・品質向上、④安定経営

これまでの国や地方自治体の皆様への「要望と提案」活動ならびに国土交通大臣や国会関係者の皆様への「業務量の安定的確保や技術者単価引き上げ等」の要望活動によって、多くの改善事例や成果が得られております。 一方、DXの推進や「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」などにより新たに喫緊の課題が顕在化しております。

【今後の喫緊の課題】

│○DX推進の環境整備 │ BIM/CIMを含めたDXについて主体的に推進するとともに、その必要費用を含めた環境整備が必要

○成長と分配の好循環の実現

当業界各社における「成長と分配の好循環」を実現するために、賃上げ環境の整備が必要

の好循環」を実現するために、質上け環境の整備が必 これまでの取り組みと課題を踏まえた

平成5年度「要望と提案」における取り組み方針

今後とも当業界各社が、適切に事業を展開し、社会に貢献できるよう、4つの柱によって「要望と提案」活動を行います。

I:担い手確保・育成のための環境整備

Ⅱ:技術力による選定

Ⅲ:品質の確保・向上

Ⅳ:「D×推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」

R5「要望と提案」及び【調査資料集】の概要



I. 担い手確保・育成のための環境整備

- ・ (1)建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取り組み推進・強化
- ・ (2)受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善
- ・ (3)企業経営の安定と処遇改善・新たな事業推進形態に向けての環境整備
- · (4)人材確保•育成

Ⅱ. 技術力による選定

- ・ (1)(国)プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善
- ・ (2)(地方自治体)発注方式の改善
- ・ (3)(国・地方自治体)地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの拡大と育成

Ⅲ. 品質の確保・向上

- ・ (1)受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取り組み
- ・ (2)詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保
- ・ (3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善

IV.「DX推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」

- · (1)DXの推進
- · (2)DXの推進の費用面での環境整備
- ・ (3)「成長と分配の好循環」の実現



【建コン協 働き方改革 スローガン:完全週休2日・深夜残業ゼロの実現(長時間労働の解消)】

- (1) 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取り組み推進・強化
- ①履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取り組み強化
- ・建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標^{※1}と整合を図った施策^{※2}の強化と計画的展開、および施策の活用状況の把握
 - ※1納期目標(設計変更後):第1四半期20%程度・第2四半期30%程度・第3四半期15%程度・第4四半期35%程度・3月15%以内 ※2施策:ゼロ国債、2か年国債等国債、秋納期となる翌債の活用、繰越の柔軟な運用、前倒し発注等発注時期の分散化
- ・発注時および変更時における条件明示の徹底により、標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の確保※
 - → 標準履行期間を確保できない場合の履行期限の延期
 - ※期間確保のための考慮事項:BIM/CIM対応や第三者照査期間、測量や地質調査等関連調査の進捗具合など
- ・年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するためのプロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化
- ・業務スケジュール管理表に基づく適確な契約管理(変更契約時期の適切化:3月実施の回避等)
- ②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
- 「ウィークリースタンス」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化
- 新たな取り組みや好事例の水平展開の更なる推進
- ・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示(委員会業務に多い)の削減と解釈の違い等による手戻り発生や過剰要求による作業量増大 を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的記述と業務実施内容の相互確認の徹底
- ・実態に即した適切な費用計上※
 - ※例:緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し
- ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底
- 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減

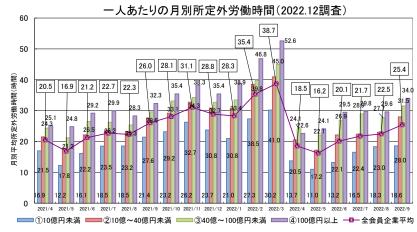


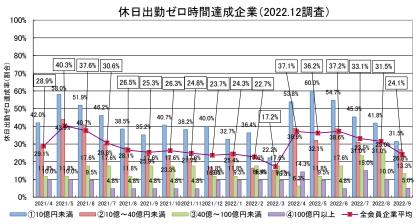
- ◆履行期限(納期)の平準化の必要性と年度末の残業実態
- 【実態①】労働基準法の改正により、働き方改革は待ったなしの状況
- 【実態②】年度末である3月の残業実態は高止まり、履行期限(納期)の平準化が必要な状況
 - ◆労働基準法の改正(平成31年4月)
 - ⇒建コンの働き方改革は待ったなしである(上限規制時間の厳格な遵守)
 - ⇒魅力ある業界であるためには、上限規制(原則)を守る必要がある

【実態①: 働き方改革の必要性】

2019年4月施行 改正労働基準法 <残業時間上限規制> 【原則】45時間/月かつ360時間/年 【特例】720時間/年かつ (1)2~6ヶ月平均で80時間/月以内 ②単月では100時間/月未満 (法定休日出勤残業時間含める) 建設コンサルタントにおける施行は2019/4/ (法改正時期と同時にスタート) 上限規制を超えると企業に罰則 (6ヶ月以下の懲役 or 30万円以下の罰金) スローガン 完全週休2日・深夜残業ゼロの実現(長時間労働の解消) **建設コンサルタントにおいては「働き方改革」は継続的に必要**

【実態②: 協会各社の残業時間実態】







◆履行期限(納期)の平準化の状況

【実態】令和3年と比較すると3月納期は横ばい傾向にある。年度繰越し比率は増加傾向

【当該年度稼働業務における全国地整納期状況】

始期左 薛		納其	月率	
納期年度	~12月	1月・2月	3月	第4四半期
平成29年度	11.4%	21.8%	66.8%	88.6%
平成30年度	15.3%	25.0%	59.6%	84.7%
令和元年度	18.1%	25.6%	56.3%	81.9%
令和2年度	23.5%	20.4%	56.1%	76.5%
令和3年度	21.1%	21.7%	57.2%	78.9%
令和4年度	21.7%	21.1%	57.3%	78.3%

※技術調査課提供納期データ(土木業務・発注者支援業務除く)

傾向 不若干

増加

横ばい

改善

【技術調査課提供データによる年度末納期状況】

- R2年度まで、3月および第4四半期納期率は減少
- R3年度で、3月および第4四半期納期率が若干増加し R4年度は、3月及び第4四半期納期率は横ばい
- R4年度3月納期率は、中部地整が対前年度18pt減少
- 増加が大きいのは近畿地整が7pt増加(68%)
- R4年度3月納期率が最も多い地整は、近畿地整68%、最も 少ない地整は、中国地整46%

【当該年度稼働業務における地整別年度末納期状況】

地整名	R2年月	き納期率(変	更後)	R3年度	を きょうしゅう せいしゅう とく まんしゅう まんしゅう とく まんしゅう とく	更後)	R4年度納期率(変更後)					
地 登石	第4四半期	3月	対前年3月	第4四半期	3月	対前年3月	第4四半期	3月	対前年3月			
全地整	76.5%	56.1%	-0.2pt	78.9%	57.2%	1.1pt	78.3%	57.3%	0.0pt			
北海道開発局	89.9%	57.6%	−2.1pt	84.8%	49.6%	-8.0pt	84.6%	53.9%	4.3pt			
東北地整	78.5%	51.4%	−5.1pt	82.9%	62.6%	11.2pt	82.0%	65.1%	2.6pt			
関東地整	75.0%	66.4%	3.1pt	77.3%	66.5%	0.1pt	75.3%	64.4%	−2.1pt			
北陸地整	68.8%	49.8%	1.1pt	74.4%	51.5%	1.7pt	79.7%	56.7%	5.2pt			
中部地整	75.6%	57.5%	1.9pt	82.8%	66.2%	8.7pt	84.6%	48.3%	−17.9pt			
近畿地整	73.1%	59.9%	-7.8pt	81.5%	60.4%	0.4pt	85.6%	67.7%	7.3pt			
中国地整	68.7%	45.3%	-1.0pt	69.3%	44.4%	−0.9pt	69.3%	46.3%	1.9pt			
四国地整	72.6%	46.6%	4.2pt	72.7%	51.5%	4.8pt	72.7%	58.0%	6.6pt			
九州地整	74.1%	59.6%	5.7pt	75.2%	57.2%	−2.5pt	68.9%	54.1%	-3.0pt			
沖縄総合事務局	83.8%	60.3%	4.9pt	84.8%	61.4%	1.1pt	71.7%	53.3%	−8.1pt			

※技術調査課提供納期データ(土木業務・発注者支援業務を除く)



◆履行期限(納期)の平準化の状況

【実態】令和3年と比較すると3月納期は横ばい傾向にある。年度繰越し比率は増加傾向

【当該年度発注業務における次年度繰越状況】

- 当該発注業務における次年度4月以降納期の繰越し率は増加傾向にあり、R4年度の契約変更後は38%。当初契約から変更により 次年度繰越しが約12pt増加
- R4年度発注業務の契約変更後において次年度4月以降納期の繰越し率が多い地整は、中国地整の58%。最も少ない地整が北海 道開発局16%
- R2年度に比べ次年度繰越し率(変更後)が増加した地整は、沖縄総合事務局が14pt増加、次いで中国地整の10pt

			R2年度発	注業務			R3年度発	注業務			R4年度発	注業務	
地整名	契約区分	発注件数	次年度納期 発注件数	次年度 納期率	対前年 次年度納 期	発注件数	次年度納期 発注件数	次年度 納期率	対前年 次年度納 期	発注件数	次年度納期 発注件数	次年度 納期率	対前年 次年度納 期
全地整	当初契約	6,528	1,398	21.4%	5.6pt	6,555	1,608	24.5%	3.1pt	5,768	1,510	26.2%	1.6pt
主地登	契約変更後	6,528	2,171	33.3%	1.8pt	6,555	2,274	34.7%	1.4pt	5,768	2,201	38.2%	3.5pt
北海道開発局	当初契約	1,062	79	7.4%	4.5pt	1,131	161	14.2%	6.8pt	898	136	15.1%	0.9pt
	契約変更後	1,062	91	8.6%	5.2pt	1,131	163	14.4%	5.8pt	898	142	15.8%	1.4pt
東北地整	当初契約	705	144	20.4%	9.3pt	722	208	28.8%	8.4pt	681	224	32.9%	4.1pt
宋 北 地 宝	契約変更後	705	185	26.2%	-1.3pt	722	220	30.5%	4.2pt	681	246	36.1%	5.7pt
関東地整	当初契約	726	123	16.9%	0.8pt	826	124	15.0%	-1.9pt	659	170	25.8%	10.8pt
月末地正	契約変更後	726	299	41.2%	0.6pt	826	316	38.3%	-2.9pt	659	272	41.3%	3.0pt
北陸地整	当初契約	501	236	47.1%	4.3pt	509	215	42.2%	-4.9pt	460	125	27.2%	-15.1pt
北陸地 筆	契約変更後	501	236	47.1%	4.3pt	509	216	42.4%	-4.7pt	460	182	39.6%	-2.9pt
中部地整	当初契約	732	175	23.9%	11.7pt	701	187	26.7%	2.8pt	621	175	28.2%	1.5pt
中即地走	契約変更後	732	285	38.9%	1.5pt	701	250	35.7%	−3.3pt	621	274	44.1%	8.5pt
近畿地整	当初契約	666	139	20.9%	3.8pt	651	144	22.1%	1.2pt	645	140	21.7%	−0.4pt
	契約変更後	666	209	31.4%	-1.4pt	651	195	30.0%	-1.4pt	645	191	29.6%	−0.3pt
中国地整	当初契約	556	146	26.3%	7.9pt	556	175	31.5%	5.2pt	519	192	37.0%	5.5pt
中国地定	契約変更後	556	256	46.0%	1.6pt	556	267	48.0%	2.0pt	519	299	57.6%	9.6pt
四国地整	当初契約	432	65	15.0%	1.1pt	458	112	24.5%	9.4pt	389	108	27.8%	3.3pt
口巴地走	契約変更後	432	158	36.6%	0.3pt	458	205	44.8%	8.2pt	389	164	42.2%	-2.6pt
九州地整	当初契約	1,008	280	27.8%	6.3pt	851	270	31.7%	3.9pt	799	223	27.9%	−3.8pt
기타기 차이 표	契約変更後	1,008	421	41.8%	1.4pt	851	406	47.7%	5.9pt	799	394	49.3%	1.6pt
沖縄総合事務局	当初契約	140	11	7.9%	2.5pt	150	12	8.0%	0.1pt	97	17	17.5%	9.5pt
/丁仲尼小心口 于 (万万)	契約変更後	140	31	22.1%	0.8pt	150	36	24.0%	1.9pt	97	37	38.1%	14.1pt

[※]技術調査課提供納期データ(土木業務・発注者支援業務を除く)

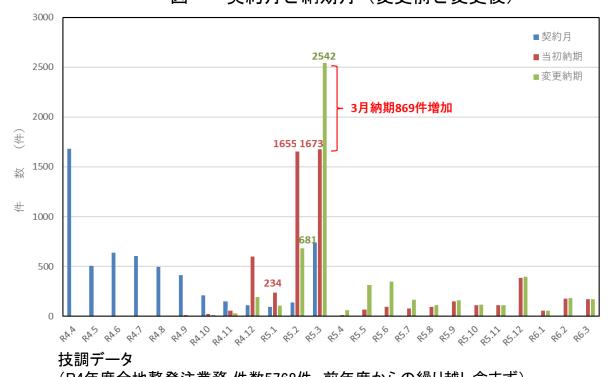


◆履行期限(納期)の平準化の状況(_{令和4年度データによる整理)}

【実態】3月納期の増加は、当初の3月納期とともに2月納期から3月納期への変更の影響が大

- 当初3月納期は、1673件(全発注件数の29%)であるが、変更 により2542件に増加(同44%)。
- 当初2月納期は、1655件(同29%)が変更により681件(同12%) に減少。
- 当初2月納期1655件のうち752件(同13%)が3月納期に変更。

図 契約月と納期月(変更前と変更後)



(R4年度全地整発注業務 件数5768件、前年度からの繰り越し含まず)

R4年度発注業務(全業務)

	契約月			納期		
	大小八八	当	初	変	更	差
R4.4	1682	0	0%	0	0%	0
R4.5	505	0	0%	0	0%	0
R4.6	639	2	0%	1	0%	-1
R4.7	602	2	0%	3	0%	1
R4.8	492	3	0%	1	0%	-2
R4.9	415	10	0%	4	0%	-6
R4.10	209	25	0%	13	0%	-12
R4.11	146	56	1%	27	0%	-29
R4.12	109	598	10%	191	3%	-407
R5.1	92	234	4%	104	2%	-130
R5.2	138	1655	29%	681	12%	-974
R5.3	739	1673	29%	2542	44%	869
R5.4以降	0	1510	26%	2201	38%	691
合計	5768	5768	100%	5768	100%	

R4年度発注業務(当初2月業務のみ)

	契約月			納期		
	大利力	当	初	変	更	差
R4.4	443	0	0%	0	0%	0
R4.5	181	0	0%	0	0%	0
R4.6	268	0	0%	0	0%	0
R4.7	273	0	0%	0	0%	0
R4.8	263	0	0%	0	0%	0
R4.9	172	0	0%	0	0%	0
R4.10	43	0	0%	0	0%	0
R4.11	11	0	0%	0	0%	0
R4.12	1	0	0%	0	0%	0
R5.1	0	0	0%	0	0%	0
R5.2	0	1655	100%	560	34%	-1095
R5.3	0	0	0%	752	45%	752
R5.4以降	0	0	0%	343	21%	343
合計	1655	1655	100%	1655	100%	



- ◆履行期限(納期)の平準化の状況
- ■R4年度の各地整納期目標(設計変更後)

【実態】各地整のR4年度の納期目標における改善ポイント

- ①第1四半期、第2四半期の納期目標が大幅な改善
- ②翌債・国債目標の設定
- ③将来納期目標の設定(上半期50%・下半期50%)

【要望】納期目標の実現に向けた積極的な取り組みを要望します。

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	3月		備考
		弗 四千朔	弗2四干朔	弗3四千朔		ЗЯ	翌債・国債目標	その他
協会提案の目指すへ 納期目標(変更後		20%程度	30%程度	15%程度	35%程度	15%以内		
「設計業務等の品質確保対	R04年度	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	_	翌債・国債25%以上	
策及び入札契約方式の改善等」重点方針	R05年度	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	_	翌債・国債25%以上	中長期的には、 上半期50%、下半期50%を目指す
	北海道		40%(40%)以上		60%(60%)以下	30%(30%)以下	翌債・国債の活用	R5以降: 第1~3四半期65%以上 第4四半期35%以下
	東北地整	15%(10%)以上	25%(15%)以上	25%(25%)以上	35%(50%)以下	-	翌債・国債の活用	
	関東地整	15%(10%)以上	25%(10%)以上	25%(25%)以上	35%(35%)以下	_	翌債・国債25%以上	R6:上半期50%、下半期50%
	北陸地整	15%(10%)以上	25%(10%)以上	25%(20%)以上	35%(35%)以下	15%(15%)以下	翌債・国債25%以上	
各地整のR04年度 納期目標(変更後)	中部地整	15%(10%)以上	25%(10%)以上	25%(20%)以上	35%(35%)以下	_	翌債・国債の活用	
(地方プロック意見交換会 での回答より)	近畿地整	15%(5%)以上	25%(10%)以上	25%(15%)以上	35%(45%)以下	-	翌債・国債25%以上	将来 上半期50%、下半期50%
	中国地整	15%(15%)以上	23%(20%)以上	20%(20%)以上	42%(45%)以下	30%(30%)以下	翌債・国債の活用	R5:第4四半期40%程度 内3月期30%以下
	四国地整	10%(10%)以上	20%(10%)以上	10%(20%)以上	35%(35%)以下	_	翌債・国債25%以上	
	九州地整	15%(10%)以上	25%(10%)以上	25%(20%)以上	35%(35%)以下	-	翌債・国債25%以上	
	沖縄	15%()以上	25%()以上	25%()以上	35%(35%)以下	15%(15%)以下	翌債・国債の活用	

赤字:R04目標 黒字:()R03目標 着色:顕著な改善目標



【要望】年度末に集中する納期の平準化を要望します。

【要望】納期分散を実現するための様々な施策(ゼロ国債の活用など)の実施を要望します。

■納期の分散の実現イメージ・目指すべき納期目標と主要施策



	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	3月
国土交通省 R4年納期比率実績 [※] (変更後)		22%		78%	57%
「設計業務等の品質確保対策及び 入札契約方式の改善等」重点方針	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	_
協会提案の目指すべき 納期目標(変更後)	20%程度	30%程度	15%程度	35%程度	15%以内
主要施策	繰越処理	ゼロ国債	前倒し発注	▪標準履行期間確保	₹•繰越処理

※実績値は、技術調査課提供データ(土木業務・発注者支援業務を除く)

※重点方針: R5年度目標

【要望実現のための主要施策】

- ●国債(ゼロ国債・2ヶ年国債)・翌債の活用
- ●繰越の柔軟な運用
- ●前倒し発注等発注時期の分散化
- ●標準履行期間の確実な確保
- ●年度末納期と提案書作成時期の重複の解消(提案時期の分散化)

主要施策を組み合わせて、業務サイクルの見直しを要望



■納期分散イメージ実現に向けた納期平準化シミュレーション

【6か月前倒し契約による納期平準化シミュレーション】

方針:令和元年~令和3年度契約業務において、4月~6月契約業務の半数を6か月前倒し契約

結果:9月納期率29~30%、3月納期率28~30%に分散が実現(協会目標15%にかなり近づく)

3月 • 9月協会目標: 15%

図 令和元年~令和3年度発注業務 月別納期(実態)

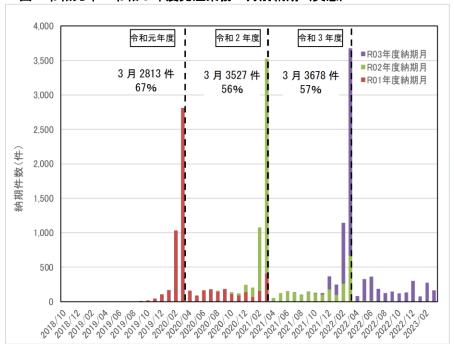
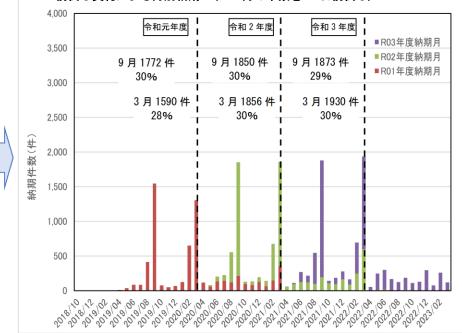


図 令和元年〜令和3年度発注業務(シミュレーション結果) 前倒し契約による月別納期 (4〜6月の半数を180日前倒し)



【シミュレーションによる月別納期】

		納期年度・納期月	R01	(2019)											R02	(2020)											R03	(2021)										
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	W dm o	令和元年度	11	38	86	87	416	1,545	77	52	69	125	651	1,304	110	58	133	142	121	213	95	83	126	64	147	352	35											
納	当初の 契約年度	令和02年度	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	10	22	72	83	434	1,637	33	49	72	79	523	1,498	50	92	121	119	98	189	105	96	165	89	247	591
期日	243112	令和03年度													0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	6	6	20	145	97	449	1,684	38	90	115	72	446	1,337
件		合計	45	96	219	161	515	1,722	131	90	145	189	798	1,590	143	80	205	225	555	1,850	128	132	198	145	674	1,856	91	112	266	216	547	1,873	143	186	280	161	694	1,930
数		(比率)	(1%)	(2%)	(4%)	(3%)	(9%)	(30%)	(2%)	(2%)	(3%)	(3%)	(14%)	(28%)	(2%)	(1%)	(3%)	(4%)	(9%)	(30%)	(2%)	(2%)	(3%)	(2%)	(11%)	(30%)	(1%)	(2%)	(4%)	(3%)	(8%)	(29%)	(2%)	(3%)	(4%)	(2%)	(11%)	(30%)
											合	ā†		5,701									合	it		6,191									合	ŧ+		6,499



◆履行期限平準化の好事例

【実態】主要施策を組み合わせた、業務サイクルの見直しは北陸、中国にて試行が始まり、関東、中部、近畿、九州において取り組みが実現。その他、国・自治体において、平準化への取り組みが実現 【要望】好事例の全国への水平展開を要望します。

好事例	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
業務サイクルの見直し			0	01	0	03	02		0	
品質向上プロジェクト	04									
提案書作成時期の分散				0	05				0	
柔軟な工期の設定			☆ ⑥					☆ ⑦		

【好事例①:北陸地整:業務サイクルの見直し】

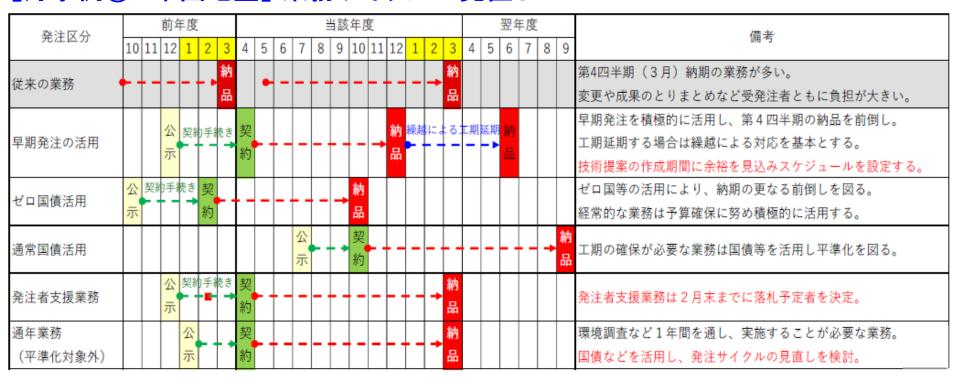
○:整備局 ☆:自治体

		前年度	当該	翌年度		
		下半期	上半期	下半期	上半期	
発工	業務		公 手続き 契 利	12月 納		
発注パター ンエ事上半期	工事	(国)		分散 公告準備	発注 手続き 約	
発工事	業務	公・手続き契・お	9月 調査·設計 品		ロ(国)債 の活用	
発注パターン工事下半期	工事			公告準備 公 発注 契 手続き 約	施工	
発注パター早期・早々	業務	発注 落札・見積 決定の保留 留	契 調査·業務 約	発注 公 手続き 保 藻札・見積 決定の保留	契 調査・業務	



◆履行期限平準化の好事例

【好事例②:中国地整】業務サイクルの見直し





◆履行期限平準化の好事例

【好事例③:近畿地整】業務サイクルの見直し

業務サイクルの見直し類型

			前红	年度	E						뇔	当該	年月	ŧ						3	翌年	度					
測量·地質·設計等 		10 11 12			1 2 3		4	4 5 6		7	7 8 9		10 11 12		1 2 3		3	4 5 6 7		1451015033	7 8 9		主旨				
通常発注							公示	⊳ - ►	契約	9			_			I	→	納品							・第4四半期の工期末は、予算や事業上の事作等により <u>やむを得ない業務**</u> のみ。 ※例)道路開通後の効果測定 特定の時期に行う必要がある環境調査		
①国債活用										公示	- •	契約	-		-	i			i	-	-	_	→	納品	・工期が1年未満の業務は <u>平準化国債を</u> 活用 ・工期が1年以上の業務は <u>複数年国債</u> を活用 ・ <u>ゼロ国債</u> を活用することで、 <mark>早期発注の様な</mark> 期設定も可能		
②早期発注						公方		公示	契約	是 约		-			_	- → 紗 品	納品										・ <u>早期発注</u> を行い、 <u>12月迄の工期に</u> 。
③翌債活用					公示	•		-	_		- +	公示		契約		1	_	-	1	_	→	納品			・何らかの事由で手続き開始が遅れた業務は 翌 <u>債</u> を活用。 ・何らかの事由で中止、変更する場合、 <u>繰越し</u> 視野に適正工期を確保		
注者支援業務等※	前年度				当該年度							翌年度						- 主旨									
行政事務補助業務含む	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	工目		
早期発注					公示		契約	•- ·			-			-	_		- >	納品							・ <u>早期発注</u> を行い、業務の <u>継続性を確保</u>		
①国債活用&ロット拡大					公示	0- >	契約		-	_	-			_	-		-	_		_	_	_	-		・状況を見極めて、 <u>複数年国債</u> の活用と <u>発注に トの大括り化</u> を行い、第4四半期の受発注手線 を 抜本的に削減		



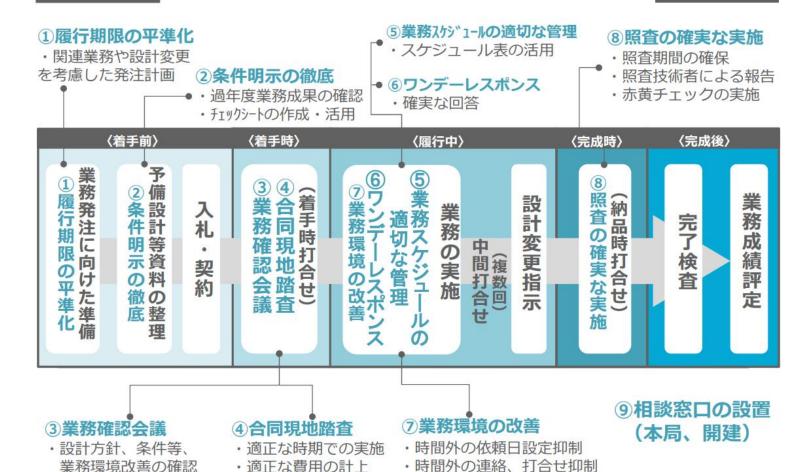
◆履行期限平準化の好事例

【好事例④: 北海道開発局】平準化、品質管理など総合的な取り組み

【実態】北海道開発局では、履行期限の平準化や各種主要施策を組み合わせて、受発注者協働での 「品質向上プロジェクト」として取り組みを開始。さらに、継続的なモニタリングにより改善中 【要望】好事例の水平展開を要望します。

川上 「業務成果」品質向上プロジェクト概要

川下



14



◆履行期限平準化の好事例

【好事例⑤:中部地整】年度末納期と技術提案書作成時期の重複解消

【実態】納期が集中する年度末に次年度案件の公示(2月)、提案書提出(3月)が最も多い。 中部地整:技術提案書提出時期の前倒しにより年度末の重複を回避し、負荷軽減が実現

【要望】実施済整備局においては、好事例の継続実施、未実施整備局では水平展開を要望します。





◆履行期限平準化の自治体好事例

【好事例⑥: 群馬県】フレックス工期 【好事例⑦: 徳島県】余裕期間制度

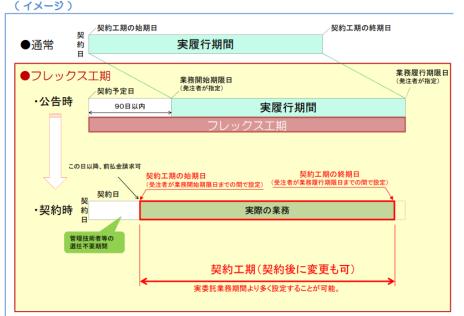
【実態】納期の平準化を目的として、群馬県や徳島県では、工期を柔軟に変更できる制度を導入。

【要望】好事例(フレックス工期・余裕期間制度)の積極的な水平展開を要望します。

【好事例⑥:群馬県】

契約担当者が定めるフレックス工期の期間で、受託者が履行期間を柔軟に設定できる契約方式(除外業務あり) 除外対象業務(①~④)

- ①供用開始予定等、完成期日が決められている業務
- ②関連する委託業務等の進捗に影響を与える業務
- ③緊急性のある業務
- ④その他の明確な理により発注者が適切でないと認めた業務



【好事例⑦:徳島県】

委託業務の履行期間として、標準的な履行期間に原則3ヶ月を超えない範囲内(=最大3ヶ月)で余裕日数を加算して設定する制度

余裕期間制度イメージ



【対象業務例】

- 前倒して発注する業務
- ■工事発注までに余裕期間のある業務(次年度や補正に向けた設計ストック等)

【余裕期間制度のメリット】

- 発注の前倒し等により、閑散期(4月~6月)に作業が可能となるとともに、 資機材(橋梁点検車等)や交通誘導警備員の手配が容易となる。
- 履行期間を延長することで、作業時期の分散が可能となる。



228

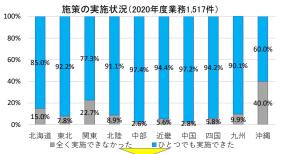
226

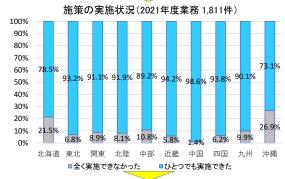
243

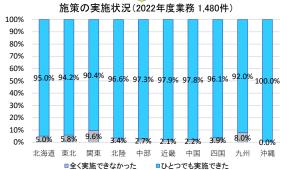
◆ワークライフバランスの改善状況

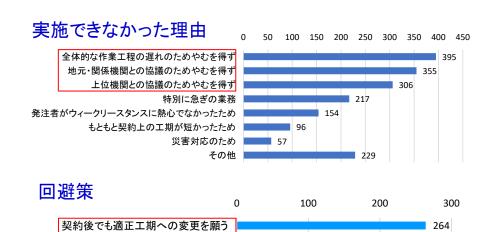
【実態】全地整でウィークリースタンスは施行されている。残業削減等に対する効果は明確 【要望】ウィークリースタンスの更なる継続的な実施と未実施の理由を踏まえた、より効果的な取組み (次頁参照)を要望します。

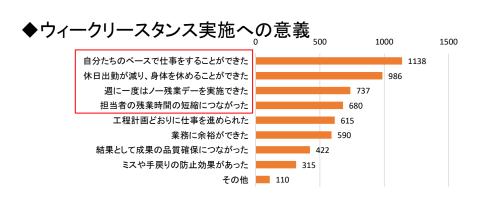
管理技術者からの回答 ⇒ 展開が進んでいるといえる











その他

発注者へ申し入れ、議事録に記載

業務スケジュール管理表の活用



ワークライフバランスの取組み状況

【実態:独自の取組み】マンスリーケア制度(北陸地整)、総括調査員の打合せ協議への出席(近畿 地整)、閲覧資料の電子化(いくつかの地整)など。(下表参照)

【要望】独自の取り組みや好事例の水平展開を要望します。

	発注者名	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
	対象業務	全ての業務	全ての業務	すべての業務	全ての測量業務、地質調査業務、 土木関係建設コンサルタント業務	全ての業務 (港湾空港部を除く)	全ての業務	発注者支援業務を含む 全ての業務	全ての業務(発注者支 援業務等を含む)	全ての業務	内業を主とする業務
特	記仕様書への明記	△ (初回打合せ時に、取組を受 発注者間で確認・調整)	0	△ 仕様書は無し (打合せ記録簿に取り 組み内容を記載)	〇 初回打合せ時に受発注者間で取組 内容を定める	0	○ 初回打合せにおいて受発注 者間で取組内容を定める ※事例はH30.10.16による。	〇 取り組む内容を業務着手 時に協議	○ 初回打合せで受発注者間 において協議し内容決定	○ 受発注者間で全項目(5項目)に 原則取り組む	○ 初回打合せで協議し記録、 完了時に取り組み内容の 実施結果を確認
	記録の義務化	_	-	0	〇 業務スケジュール管理表を活用し、 フォローアップ	〇 (令和3年度をもって終了)	○ 業務スケジュール管理表等 (打合せ記録簿や週報などの 標準的な様式)を活用	〇 ウィークリースタンス実施 報告シート記録	〇 ウィークリースタンス推 進チェックシート	0	○ 打合せ記録簿に整理記録
===	B録の提出の有無	_	〇 受発注者にアンケート調査 を実施し、結果を共有	0	△ ・スケジュール管理表の活用 ・中間打合せ時での取組状況フォローアップ、 ・成果品納入時の取り組み状況報告	〇 (令和3年度をもって終了)	会業務成果として提出	○ 実施報告シート提出 →完成検査時に検査職 員に報告 →技術管理課が状況を 集計し、周知	△ 成果物納入時の打合 せにおいて、実施結果 (効果・改善点等)を受 発注者双方で確認し、 打合せ記録簿に整理		△ 成果物納入時の打合せ において、実施結果(効 果・改善点等)を受発注 者双方で確認し、打合 せ記録簿に整理
	マンデー・ノーピリオド		0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウェンズデー・ホーム	0	0	0	0	_	0	0	-	〇(週1回は定時に帰る)	
	フライデー・ノーリクエスト	〇 15時以降	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ランチタイム、オーバーフ ァイブ・ノーミーティング	7 O O 昼休み、16時以降 16時以降		0	-	〇 (16時以降)	0	-	〇 16時以降	〇 17時以降	_
取組	イブニング・ノーリクエス ト	〇 水曜日・金曜日は15時以降 業務時間外の連絡はす べての曜日で行内こと	○ ノー残業デーが対象	0	-	〇 (ノー残業デー対象)	〇 ノー残業デーが対象	○ 資料作成依頼を正規の 勤務時間外にしない。	○ ノー残業デーが対象	0	○ 受発注者間で調整のう え取り組む。—
品み内容	作業内容に見合った適 正な作業時間の確保	-	- 0		-	0	〇(最低中3日間)	〇 資料作成依頼を行う場合 は適切な期間を確保し期 限を設定	0	_	
	WEB会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	閲覧資料の電子化		〇(CDROM配布)	〇(WEB閲覧)	好事例③	○(WEB閲覧・ メール配信)	〇(WEB閲覧)	〇(WEB閲覧)	〇(WEB閲覧)	〇(WEB閲覧)	
	独自の取組み			管内のウィークリ ースタンス実施目 標を設定	によるケア実施	記録提出の停止	総括調査員の出席 上記以外の打合せ では主任調査員が 方向性を示す	好事例④		いきいき現場づくり(ウ ークリースタンスのモ ニタリング)	
			4	子事例①	好事例②					好事例(5)	



◆ワークライフバランスの好事例

【実態】

関東地整:管内の地域ごとにウィークリースタンス実施目標を設定して取り組みを展開【好事例①】

北陸地整:マンスリーケア制度として、発注者から受注者の精神衛生ケアの取り組みを展開【好事例②】

現場の問題意識が深まる

【要望】好事例の水平展開を要望します。

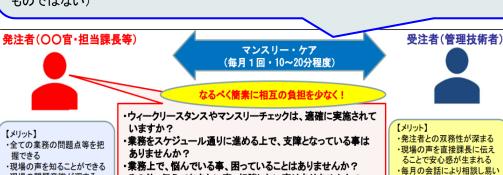
【好事例①:関東地整】

		関東ブロッ	ク独自指標	lİ,							
実施状	どにウィスカラ	ウィークリー	スタンスの実施								
肠讓医	で確認		基準値(R1)	目標値(R6)	1						
	0.51	U.3U以下	0.73	1.00	24/56	全機関a	1				
茨城県域	0.44	0.40	0.95	1.00	а	а	ľ				
栃木県域	0.39	0.40	0.93	1.00	а	a (取組を推進す る)	İ				
群馬県域	0.40	0.40	未集計	1.00	a	a(ただし災害を除 く)	ı				
埼玉県域	0.51	0.50	0.98	1.00	а	а	ı				
千葉県域	0.51	0.50	0.95	1.00	a	a (受注者へ浸透を 図る)	ı				
東京都域	0.59	0.50	0.00	1.00	а	а	ı				
神奈川県域	0.62	0.50	0.96	1.00	а	а	ı				
山梨県域	0.51	0.50	0.02	1.00	а	а	i				
長野県域	0.35	現状維持	1.00	1.00	С	а	İ				
		•				•	. 1				

【好事例②:北陸地整】

発注者が受注者に電話等により、ケア(ヒアリング)を実施(月1回)

- ウィークリースタンスやマンスリーチェックの実施状況
- ・業務での困っていること、阻害要因の有無 (ただし、受注者の不安解消や問題発見が目的であり、業務内容や進捗状況を確認する ものではない)



その他、伝えておきたい事、相談したい事はありませんか?....

【ウィークリースタンスの実施】

- a:ウィークリースタンスに関する 指針等の一 定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施
- b:ウィークリースタンスに関する 指針等の一定のルールを整備 していないが、取り組みを実施
- c: 実施していない

雰囲気が生まれる



▶ワークライフバランスの好事例(閲覧資料の電子化)

【実態】関東地整、中部地整、近畿地整、中国地整、四国地整、九州地整では、クラウドを活用して技 術提案書の閲覧資料の提供を実施している。

【要望】好事例の水平展開を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
閲覧資料の 電子化		O CDROM 配布	WEB 閲覧		WEB 閲覧	WEB 閲覧	WEB 閲覧	WEB 閲覧	WEB 閲覧	

【好事例③:関東地整】

従来(1)(~R2.3まで)

〇発注機関(事務所等)で、時間内(2時間/1社)に閲覧 ○紙ベースの成果品を閲覧(複写等は認めていない) 〇成果品の写真撮影は可

〇参加者の負担が大きい (手間、時間、移動 etc)

課題



従来②(R2.4~R2.8まで)

○紙ベースの成果品の閲覧と併せて、電子成果品による閲覧可 ○参加者の負担が大きい ○電子成果品データ等の一時複製を許可 (移動 etc)





現行(新試行:R2.9~)

- **クラウドを活用した電子成果品データ等の一時DL、閲覧**を可とする。※電子データが無い資料を除く
- 従来FAXで行っていた閲覧申請をメール申請に改善。誓約書もメール提出可。(R2.12~改善)

期待される効果

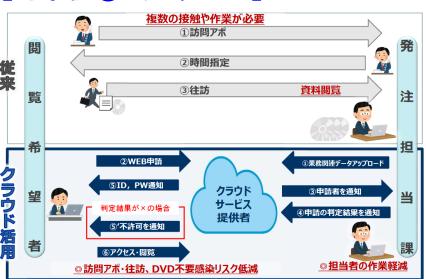
主に受注者側の働き方改革に寄与

〇 閲覧会場への移動が不要(自社でDL、一時複製、閲覧が可能)

留意事項(従来②と同様)

- 電子データの取扱い(セキュリティ対策)として、誓約書提出を義務づけ
- 電子成果品が無い(電子成果品以前の業務成果など)場合は、従前通りの閲覧(紙成果)で実施

【好事例④:近畿地整】



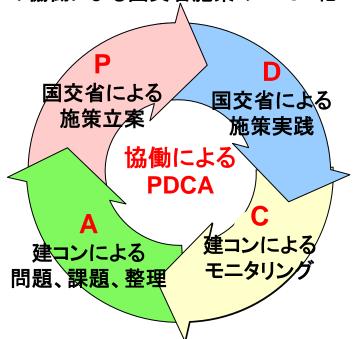


◆ワークライフバランスの好事例(協働での施策のPDCAの好循環化)

【実態】九州地整では、国交省施策の浸透への取り組みを展開(いきいき現場づくり【業務版】の浸透) 【要望】好事例の水平展開を要望します。

【好事例⑤:九州地整】

国交省九州地方整備局と建コン九州支部と の協働による国交省施策のPDCA化



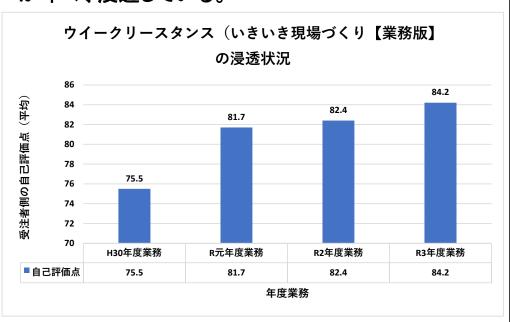
- ■建コンによるモニタリング内容
 - •履行期限の平準化
 - ・労働環境の改善
 - 担い手育成型施行業務
 - ・プロポ・総合評価の新たな取り組み 等

■概要

国交省九州地方整備局の立案・実践する施策を建コン協会でモニタリングし、問題、課題を提起することで施策の継続的改善・浸透を協働で進めている。

■施策の効果(例)

□ウィークリースタンス(いきいき現場づくり【業務版】) が年々、浸透している。



Ⅰ.担い手確保・育成のための環境整備(2)の要望

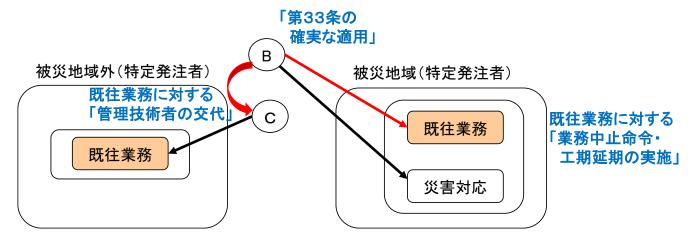


(2) 受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善

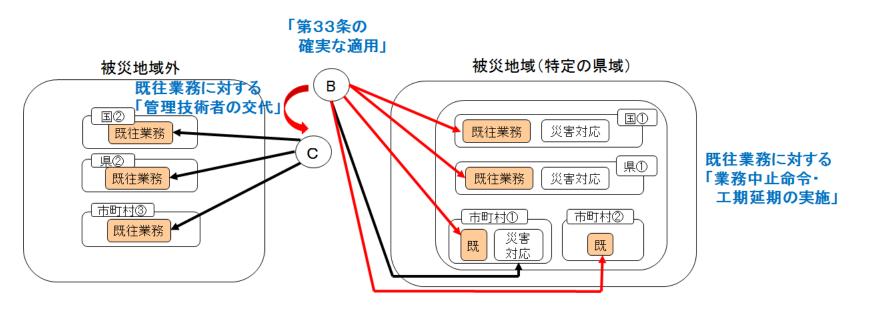
- ①被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応(費用面を含む)と改正労働基準法遵守との両立
 - ・災害対応業務への従事職員が対応していた既往業務への効果的な対応※ ※業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和
 - ・災害対応業務への従事職員に対して労働基準法第33条の適切・確実な適用に関する厚生労働省への働き かけ
 - ・広域(複数の発注者)にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実[※]及び地方自治体に対する国の支援
 - ※例:国による災害指定に関する対応、災害対応の要請の一元化、早期の支援体制構築のための被害情報収集を目的とした協会からの自主的なリエゾン派遣の検討、官民合同の災害訓練開催、 ICT技術の活用など
- 緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開
- ②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上
 - ・災害申請作業の合理化・適切化※
 - ※大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール(大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業 査定方針(H29.2))の適正な運用などの先進事例の水平展開
 - ※小規模災害においても大規模災害時と同様のルール適用
 - ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算※
 - ※精算例:遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算のルール化など



◆特定の発注者(国あるいは県等)における災害対応に関する要望と提案事項



◆複数の発注者(国+県+市町村)における災害対応に関する要望と提案事項





【要望】迅速かつ適切な災害対応とするため、支援体制・仕組みの整備・充実を要望をします。

- 1. 大規模災害時の最適化を目指した災害対応・協定
- 2. 迅速な災害対応支援のための連携強化
- 3. ICT技術の活用

◆災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実

- 1. 大規模災害時の最適化を目指した災害対応・協定の在り方提案
- ①大規模災害指定に関する対応
 - ●大規模災害時に迅速な支援体制を構築するため、支援すべき大規模災害に指定する災害規模の設定
- ②大規模災害時の情報発信及び支援要請の一元化
 - ●上記で設定された大規模災害発災時には、<u>国が主体となって災害情報を集約し、災害支援要請を一元化</u> する仕組みづくりならびに災害協定の策定

2. 迅速な災害対応支援に向けての連携強化の提案

災害連携強化に向け、統括防災官と各支部における協議会を立ち上げ、具体的な連携策を協議していきたい。 【協議会のテーマ例】

- ①支援体制構築、現地作業着手の迅速化を図るため、発災直後の情報収集及び共有を目的とした、 地整等災害対策本部への自主的リエゾン活動(近畿地整にて実績あり)
- ②スムースな官民連携の実現に向け、官民合同の災害訓練への参加
- ③発災時の混乱を避けるため、<u>災害支援要請時の情報伝達の流れが明確かつ簡潔に示されたフロー図作成</u> (四国地整・九州地整にて実績あり)

3. ICT技術活用の提案

被災情報の早期入手や迅速な災害復旧に寄与するICT技術を活用する災害対応システム構築を推進していただきたい。

●参考例:現在、各事業(道路、河川等)で取得しているLPデータを統括管理(結合)しデータベース化することで、発災時の現地確認の迅速化と、対策検討の早期着手を図る



【実態】大規模災害時においては、業務の一時中止等の適切な対応を要請いただいている。

【要望】大規模災害時の業務の一時中止措置などの要請継続と自治体の適切な運用を要望します。

【好事例:平成30年7月豪雨時及び令和2年7月豪雨時の要請】

国土建第123号 平成30年7月12日 国不建第12号令和2年7月7日

各都道府県主管部局長 殿各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成30年7月豪雨に伴う応急復旧工事等の 優先的かつ円滑な実施等について(要請)

平成30年7月豪雨に伴い工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態が発生しています。また、被災地域では 当面、災害復日対策を優先して行うことが必要となります。

このため、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で現在施工中のもの及び被災地における応急復旧工事等について、次のとおり、適切に取り扱われるよう宜しくお願いします。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせてお願いします。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、 貴都道府県内の市区町村に 対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

1. 工事中止命令について

公共工事の請負契約については、これまでも、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしていますが、各発注者におかれては、同約款第20条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮をお願いします。

各都道府県主管部局長 殿 各政令指定都市主管部局長 殿

> 国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 (公印省略)

令和2年7月豪雨に伴う応急復旧工事等の 優先的かつ円滑な実施等について(要請)

令和2年7月豪雨に伴い工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変 動したことにより工事を施工できない事態が発生しています。また、被災地域では当 面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となります。

このため、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で現在施工中の もの及び被災地における応急復旧工事等について、次のとおり、適切に取り扱われる よう宜しくお願いします。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせ てお願いします。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に 対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

30

1. 工事中止命令について

公共工事の請負契約については、これまでも、公共工事標準請負契約約款の活用を お願いしていますが、各発注者におかれては、同約款第20条の規定の趣旨に沿って、 次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮 をお願いします。



【実態】北海道において、災害時の査定効率化が実現している。

【要望1】災害時の査定効率化先進事例の水平展開を要望します。

【要望2】小規模災害においても大規模災害時と同様のルール適用を要望します。

◆災害時の査定効率化先進事例【好事例】北海道

①「通常災害時」における査定の簡素化

(道路災害での総合単価を用いた簡易な資料による査定申請)

②「大規模災害時」設計図書の簡素化

(設計図書の簡素化、対象区域に該当しない場合における簡素化措置適用)

その先の、道へ。北海道

Hokkaido. Expanding Horizons.

●既存の簡素化のルール → 実際の作業量に直結する内容となっているので理解が必要。

【通常時】(R2災害手帳P160~)

河川災害では一般的に総合単価を用いて査定を受けることが多いが、道路災害では、工事発注と同様な設計図書を作成する場合が多い。道路災においても総合単価を用い、簡易な資料により効率的な査定を受けること可能である。

総合単価を用いた査定の簡素化

■総合単価による査定設計(積算方法)

使用頻度の高い工種について、直接工事費を算出した単位当たり(m、m2)の総合単価を使用し、積算作業の軽減を図るもの。ただし、実施時と金額の乖離が大きいことが想定される場合は使用しない。総合単価がない工種については、積上積算との併用が可能。

- 図面:平面図、標準断面図及び展開図で申請
- ・数量計算書:ケースによるが標準断面×延長で算出可能
- ・設 計 書:総合単価の積上、または通常積算との併用

【大規模時】 (R2災害手帳P247~)

政府の激甚災害指定を受けた大規模災害では、被災地域の 復興を促進させる目的で、災害査定をより効率化することが できる。

総合単価を用いた通常の災害よりさらに簡素化

■大規模査定時の適用

一定の基準を超える大規模災害時には設計図書・積算の 効率化が認められる。一定の基準とは、被災箇所数が過去 五箇年の平均箇所数を超え、激甚災害に指定された場合や、 新型コロナウィルス感染症の感染状況等によりやむを得ない 事由等と認められた場合等。

- ・平 面 図:既存台帳や国土地理院地図・航空写真等で可
- ・断 面 図:代表断面図で申請
- 写 真:起終点及び全景写真(航空写真等)で申請

●簡素化の推進方策

【効率化方策】既存の簡素化ルールの活用促進

上述した既存の簡素化ルールを活用し、詳細な設計積算をする のではなく、標準断面等を用いて設計積算を実施することで、災 害査定申請の効率化を図る。

- 総合単価の活用
- ・ 詳細設計の簡素化(図面の削減、数量算出の簡略化)

【推進方策】実務者への周知拡大

発注者・受注者双方に向け、災害査定の簡素化ルールや軽微な 変更及び設計変更(大臣変更)の理解を深めるため、様々な機会 を活用し周知徹底を図る。

- 会議、講習会、研修会の活用
- ・関係コンサル団体への周知拡大



【実態】「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」を策定し、支援制度や参考となる取り組み、地域の先進事例を紹介(協会が要望する制度あり) 【要望】「ガイドライン」に沿った災害対応マネジメントの水平展開を要望します。

【概要】

- ・災害発生時には、復旧・復興のため、地方 自治体自らが災害復旧事業に主体的に取り 組むことが必要であるが、小規模な市町村 においては、急増する業務に迅速かつ円滑 に対応することが困難。
- ・迅速・円滑に災害復旧事業が遂行できるように、支援体制や参考となる取り組み、地域の先進事例をとりまとめて、紹介したもの。

市町村における 災害復旧事業の円滑な 実施のためのガイドライン 令 和 4 年 5 月 1 1 日 水管理・国土保全局 防災課

災害復旧事業の体制・経験・ノウハウが不足する市町村の 災害対応力の底上げを支援します ~ガイドラインの策定と説明会の開催~

【紹介内容】

- ①応急対策職員派遣制度
- ②都道府県による技術職員派遣
- ③TEC-FORCE
- ④災害時に活用可能な国の保有資機材
- ⑤災害査定官による災害緊急調査
- ⑥災害復旧技術専門家派遣制度
- ⑦地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み
- ⑧建設技術センター等による発注者支援
- ⑨災害復旧事業の代行制度
- ⑩大規模災害時の既発注工事・業務への対応
- ⑪災害時の緊急度に応じた契約方式の選定
- ②災害復旧工事の施工体制の確保
- ③建設業・建設関連団体との連携
- 個【好事例1】災害復旧事業へのICTの活用
- ⑤【好事例2】事業実施体制確保のための民間人材の活用
- ⑥【好事例3】市町村による相互支援組織の設立

着色下線:建設コンサルタンツ協会の災害対応マネジメント 支援可能な制度

I. 担い手確保・育成のための環境整備(3)の要望



(3)企業経営の安定と処遇改善・新たな事業推進形態に向けての環境整備

- ①インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの安定的な事業量の確保
- ・老朽化や激化する自然災害による甚大な被害に鑑み、計画的な整備継続と公共投資拡大
- ②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上
- ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定
- ・技術基準の改定^{※1}に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確化、予定価格積算における経費算定方 法の合理化に関する継続的改善^{※2}
 - ※1 技術基準: 道路橋示方書改定(2017)、道路橋定期点検要領改定(2019)など
 - ※2継続的改善例:公開用成果作成費の「その他経費の計上」の採用など
- ③生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大※1、制度改善※2
 - ※1: 監理業務 (PM·CM) の平常時での事業拡大
 - ※2:例:建設コンサルタントが担う事業促進PPPにおける費用の適正化(技術区分の適正化、柔軟な設計変更)、官民の役割分担の明確化、請負契約から準委任契約等への改善
- ④「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更
 - ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・ 適切な設計変更※
 - ※設計変更例:打合せ協議書、指示書、特記仕様書などの内容の明確化による作業量に応じた費用の支払い、条件設定遅れに応じた履行期限の延期など
 - ・設計変更に伴い新規に追加された工種に対する落札率の適正化(当初落札率の適用外)



【要望】「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のようなインフラ整備の中長期事業 計画の策定とそれに伴うインフラ投資の維持・拡大を要望します。

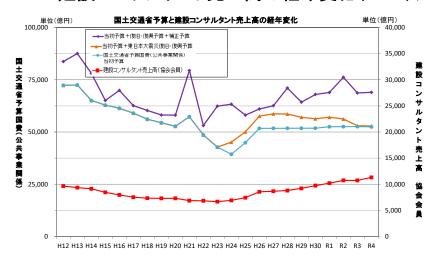
◆インフラ整備の中長期事業計画の策定

- ・気候変動の影響により災害が激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模地震の発生も切迫していることから、R02.12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定された。
- ・国土に関する課題(<u>少子高齢化対応、国際競争力強化など</u>)を<u>合理的に解決する</u>インフラ整備を、計画的かつ着実に進めるための中長期事業計画の策定とそれに伴うインフラ投資の維持・拡大を提案。

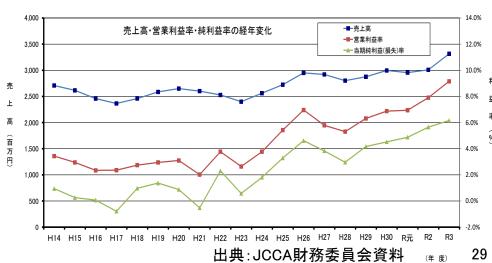
◆国交省予算と建設コンサルタント売上高・利益率の経年変化

- ・<u>売上高の増加</u>については、相次ぐ自然災害の発生や国土強靭化に向けた<u>業務量の増加</u>によるものであり、営業利益の増加については、売上高の増加に伴い固定費比率が低減されたことが主な要因。
- ・<u>建設コンサルタント全体の売上高は、H9の水準(10,332億円)程度に戻ったものの</u>、1社あたりの営業利益率は9.2%とまだ低い状況であり、今後、さらに働き方改革や生産性向上を強く推進していくには、人材やITへの投資が必要であり、その原資としては十分な状況ではない。このためには、安定的な業務量の確保と利益創出(付加価値)が重要。

<国土交省予算(当初・復興・補正)と 建設コンサルタント売上高の経年変化(~R4)>



<売上高・営業利益率・純利益率(1社あたり平均) の経年変化>



I. 担い手確保·育成のための環境整備(3)②の詳述



【実態①】技術者単価は継続的に引き上げられている。

【実態②】歩掛実態と乖離の大きかった工種において、歩掛・積算体系の改善が実現

【要望】技術者単価の継続的な引上げと歩掛実態調査工種の増加、実態に基づき作業内容が 明確になるように、適切な歩掛設定を要望します。

◆実態①:技術者単価の継続的な引き上げ

・技術者単価の改善は令和5年度では職種平均5.4%、 設計業務平均7.1%(対R4年度比)引き上げられた。

◆実態②:歩掛・積算体系の改善

歩掛・積算体系の改善においては、橋梁予備設計 (右例参照)、橋梁詳細設計において実現した。 (R2年度歩掛改定要望)

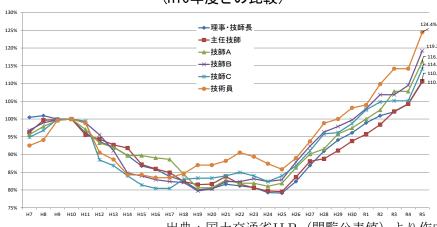
今後、歩掛実態調査工種の増加と実態に基づく適切な歩掛設定を要望します。

【改善要望が高い歩掛】

- ①道路予備設計 (設計延長1km未満の場合の補正)
- ②橋梁予備設計・橋梁詳細設計に おける関係機関との協議資料作成 (1業務から1機関当りへの変更)

また、作業内容が明確になるように、 注釈をつける等による適切な歩掛設定を 要望します。

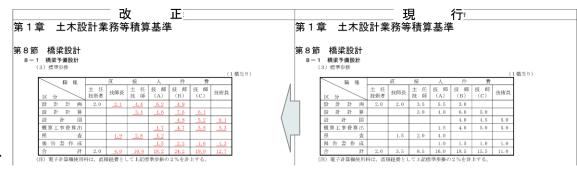
設計業務委託等技術者単価(設計業務)の推移 (H10年度との比較)



出典:国土交通省HP(閲覧公表値)より作成

橋梁予備設計の歩掛改善例

(R2年度:H29道路橋示方書改定に基づく人工増加を要望)



[.担い手確保・育成のための環境整備(3)③の詳述



【実態】事業促進PPPの課題のうち、「受注制限の緩和」「常駐・専任緩和」について、事業促進PPP方式の運用ガイドライン改正版(R3.3)に明文化して頂いたが、実際の運用は関東地方整備局を除いて展開されていない。

【要望】全国への水平展開を要望します。

【好事例】事業促進PPP業務制度改善(受注制限の緩和、常駐・専任緩和)



■実運用の事例(関東地方整備局)

〇令和3年3月ガイドラインにおいて、受注インセンティブの向上のため、業務の受注制限、常駐・専任要件緩和 〇業務の受注制限、常駐・専任要件緩和により、事業促進PPPの入札不調は改善傾向

- ・関東地方整備局において、全国に先立ちR1年度に常駐専任・受注制限緩和を実施。
- ・入札不調は、(緩和前)約6割→(緩和後)約4割 に改善

【業務の受注制限の緩和】

【趣旨】 事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保、更なる競争性の確保 【対象】 事業促進PPP業務(事業監理業務)

【概要】発注者支援業務等の受注制限を緩和

⇒ 受注制限の対象を「発注者支援業務等」から「調査設計資料作成業務」に緩和

■事業促進PPPの運用ガイドラインの改正状況

事業促進PPPの運用ガイドラインは、R3.3に改正され、「受注制限の緩和」が明文化された。

4.2.2受注インセンティブの向上

事業促進PPPの受注インセンティブ向上のため、工区内の業務については、公平中立性へ配慮が特に必要とされる業務を除き、受注制限を

受注制限緩和の経緯

從前(~R112)

工事: 不可(設計・施工分離原則)

業務 : 発注者支援業務等は可 設計業務等は不可

・事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保に資する より高い技術力や経験を有する企業の参入促進のため、受注制限を緩和

緩和①(R112~)

工事 : 不可(設計・施工分離原則)

業務 : 発注者支援業務等は不可 設計業務等は不可

■透明性を確保し、他の参加者との公平性を担保 → 試行的に発注者支援業務等を一律受注制限

過度な制限とならないよう受注制限の対象を精査

現在

緩和②(R31~)

工事:不可(設計・施工分離原則)

業務:調査設計資料作成業務(行政事務補助)は不可 設計業務等、その他の発注者支援業務等は可

ないなる経和対象(受注制限対象の結査)の表え方

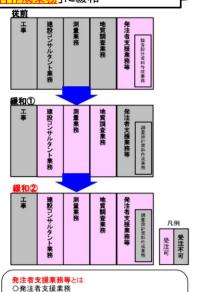
○発注者支援業務等側で、業務の受注制限がかかっていないこと

○業務内容、業務履行環境上、業務の詳細な発注計画・内容を知る可能性が低いこと

【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」より

2.7公平中立性

- 事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、公平中立性に留意することが必要である。
- 42課題・留意事項
- 事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。



※「調査設計資料作成業務」は行政事務補助業務に含まれる

〇行政事務補助業務

○工事監督支援業務に準じる業務



◆設計変更ガイドラインの補足資料の運用状況

【実態】設計変更ガイドラインの補足資料を作成して、確実・適切な設計変更に努めていただいている。 【要望】全地整において、設計変更ガイドラインの補足資料を作成していただき、適切・確実な設計変 更を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
ガイドライン の補足資料	0		0	0		0		0	01	

【好事例①:九州地方整備局 事例集:令和4年3月】

赤文字:R4より

土木設計業務等変更ガイドライン【事例集(九州事例)】

土木設計業務等変更ガイドライン 事例集一覧 <設計変更となった事例>

		紐 別	類 要	
1	計画	道路網・路線計画、道路交通調査(数量変更、工期変更)	WEB意向調査での工夫の提案による検討内容の変更及び履行期間の延長	P 1
2	計画	道路交通調査・道路整備効果(数量変更、工期変更)	災害に伴う検討内容の変更及び履行期間の延長	P 2
3	計画	事故対策業務における渋滞緩和効果の分析(数量変更)	追加提案による検討内容の変更	P 3
4	計画	ダム維持管理検討業務(数量変更、工期変更)	現地状況把握による検討内容の追加及び履行期間の延長	P 4
5	設計	道路詳細設計(数量変更、工期変更)	基礎対策提案による追加変更及び履行期間の延長	P 5
6	設計	橋梁詳細設計(数量変更、工期変更)	設計条件変更に伴う検討内容の変更及び履行期間の延長	P 6
7	设計	橋梁詳細設計(設計変更、工期変更)	橋梁詳細設計での橋梁予備検討の提案による追加変更及び履行期間の延長	P 7
8	設計	橋梁詳細設計 (数量変更、工期変更)	土質試験の提案による追加変更及び履行期間の延長	P 8
9	设計	橋梁補修詳細設計(数量変更、工期変更)	現地調査の提案による追加変更及び履行期間の延長	P 9
10	8981	試揭作業、推進工法設計 (数量変更、工期変更)	試握調査の提案による追加変更及び履行期間の延長	P 10
11	设計	電気通信設備設計(数量変更)	現状不一致に伴う調査の追加	P 11
12	1921	災害復旧設計(工期変更)	緊急災害復旧設計での履行期間の延長	P 12
13	投計	災害復旧設計(数量変更、工期変更)	緊急災害復旧設計での現地条件に整合する検討内容の変更及び履行期間の延長	P 13
14	设計	排水機場設計(設計変更、工期変更)	最新基準等に準拠させるための追加変更及び履行期間の延長	P 14
15	設計	河道計画検討(数量変更、工期変更)	受注者提案による検討内容の追加変更及び履行期間の延長	P 15
16	设計	水理模型実験 (数量変更、工期変更)	模型実験の追加検討による追加表更及び履行期間の延長	P 16
17	设計	洪水予測モデル・システム構築(数量変更、工期変更)	仕様書の変更に伴う追加変更及び履行期間の延長	P 17
18	接計	河道計画検討及び築堤岸詳細設計(数量変更、工期変更)	現状不一致に伴う追加変更及び履行期間の延長	P 18
19	設計	生物調査 (数量変更、工期変更)	学識者意見を踏まえた追加変更及び履行期間の延長	P 19

【九州支部内におけるアンケート結果】

- ・86%の会員から有効であるとの回答
- ・会員の中には、見たことがないとの回 答もあり、受注者側の意識改革が必要
- ・事例の追加・充実が必要



(4) 人材の確保・育成

①若手・女性・シニア※など多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続

※若手:技術者表彰制度の導入とその有効活用など

女性:担い手(女性)育成支援:女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など

シニア:照査技術者を継続できる評価制度:管理技術者実績ではなく照査技術者実績を評

価・考慮など



【実態】若手・女性・シニアなどの担い手確保・育成の好事例が実現している。 【要望】好事例の水平展開を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
表彰制度				01			0		O, ☆ ④	
担い手(若手)育成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担い手(女性)育成	0	0		0				02	0	
シニア人材活用		03	0		資格	資格	0	0		0

【好事例①:北陸地整】若手表彰制度

【目的】

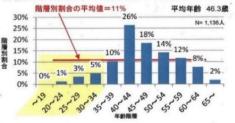
建設業の担い手の確保・育成のため、表彰により、若手技術者のモチベーションアップを期待するとともに、表彰を通じて、技術者の技術力の向上をサポートするため、北陸地方整備局所管の工事施工や業務成果において、<u>秀でた若手技術者</u>を表彰しています。

【表彰者】

令和元年度は、平成30年度に完成した工事の現場代理人、 監理(主任)技術者から35歳以下の5名を選定。令和元年2月12 日に表彰式典を開催しました。

なお、今回は、業務関係の管理(主任)技術者等で40才以下の 方を対象に検討しましたが、該当者はありませんでした。

■ 平成30年度完成工事における 現場代理人、監理(主任)技術者の年齢階層別の状況 階層別割合の平均値=11% 平均年齢 46.3歳





〇北陸・若手技術者賞の受賞は、1技術者、1回限り(また、過去も含め、優良工事(業務)技術者表彰を受賞されている方は対象外) 〇選定は、工事関係(現場代理人、監理(主任)技術者)10名程度、業務関係(管理(主任)技術者、主任担当者)5名程度を目安に、 年齢、成績等を総合的に考慮して決定 ○:整備局 ☆:自治体(R4より)資格:資格のみを評価し、シニアが 参加しやすくなっている



【実態】若手・女性・シニアなどの担い手確保・育成の好事例が実現している。 【要望】好事例の水平展開を要望します。

【好事例②:四国地整】女性技術者活用

①-2 配置予定技術者の年齢及び女性技術者配置の試行【若手支援タイプⅡ】 【継続】

【対象:総合評価落札方式(簡易型)(土木コン,測量,地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 〇若手技術者の登用促進・育成を目的として配置予定管理(主任)技術者の年齢による加点を実施する。
- 〇さらに、建設産業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により、従業継続を実現することを目的としつつ、 技術力のある女性技術者の登用を目的に拡充するもの。
- 〇配置予定管理(主任)技術者において、若手技術者に加え女性技術者(年齢は問わない)の配置による加点評価を実施。
- 〇次式により加点評価を行う。 加点=6点-(年齢-37)×O.5点
 - ※37歳以下の者は加点を6点とし、49歳以上の者は0点とする。
 - ※加点は少数点以下を切り上げ整数とする。 ※例:44歳の場合 加点2.5点 → 3点
 - ※女性技術者(年齢は問わない)を配置する場合は加点6点とする。

●参加表明時点

評価項目	評価着目点		総合評価 簡易【1:1】 (従来)	若手タイプⅡ (試行)
参加表明者の	資格·実績等	登録部門	5	5
経験及び能力		同種•類似		
【企業】		実績	10	10
	成績・表彰	成績	30	30
		表彰	5	5
配置予定管理	資格·実績等	技術者		
技術者の経験		資格	10	10
及び能力		同種•類似		
【管理技術者】		実績	5	5
	成績・表彰	成績	30	30
		若手・女性	_	6
		表彰	5	5
計			100	106

●技術提案時点

評価内容	評価着目点		総合評価 簡易【1:1】 (従来)	若手タイプⅡ (試行)
配置予定管理	資格·実績等	技術者資格	10	10
技術者の経験		同種•類似		
及び能力		実績	5	5
【管理技術者】		CPD	2	2
	成績•表彰	成績	28	28
		若手・女性	_	6
		表彰	5	5
実施方針		業務理解度	20	20
		実施手順	20	20
		その他	10	10
			100	106

◆近年の取り組み

- ・平成30年度(試行開始)実施件数15業務(全参加者 45者 活用者35者 うち受注者13者)
- ・令和元年度 実施件数27業務(全参加者100者 活用者60者 うち受注者20者)
- ・令和2年度実施件数17業務(全参加者 54者 活用者32者 うち受注者14者)
- 令和3年度
 - ◆男性技術者 実施件数17業務(全参加者 66者 活用者34者 うち受注者10者)
 - ◆女性技術者(令和3年度より試行開始) 実施件数17業務(全参加者 66者 活用者 6者 うち受注者 3者)
- ・ 令和 4 年度(12月末時点契約済み業務)
 - → 男性技術者
 - 実施件数27業務(全参加者 94者 活用者48者 うち受注者16者)
 - ◆女性技術者 実施件数27業務(全参加者 94者 活用者15者 うち受注者 6者)
- ・ 令和5年度も継続



【実態】若手・女性・シニアなどの担い手確保・育成の好事例が実現している。 【要望】好事例の水平展開を要望します。

【好事例③:東北地整】シニア技術者活用

~シニア技術者の活躍に向けて~

- 適正な品質を確保する上で照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。
- ▶ 建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中で、50歳後半以降の技術者(シニア技術 者)の豊かな知識・経験を生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直し。

照査技術者の配置要件

管理技術者もしくは担当技術者とし ての実務経験と成績が必要 (過去5年内の同種・類似業務)



問題•課題

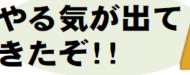
年齢から足腰が弱くなったり、 定期的な通院や親の介護などで 現場に出られない技術者は、 もう業務には携われない。 そうなると会社に自分の居場所 が無くなってしまう。

継管理技術者、もしくは担当技術者 ての実務経験および業務成績が 続(過去5年内の同種・類似業務)。 もしくは担当技術者とし ての実務経験および業務成績が必要

←新たに追加

- 過去5年の同種・類似業務の照査技 術者としての実務経験
- ② 上記の経験業務の実績は70点以 上であること

やる気が出て きたぞ!!







【実態】北九州市における若手・女性技術者表彰制度の創設

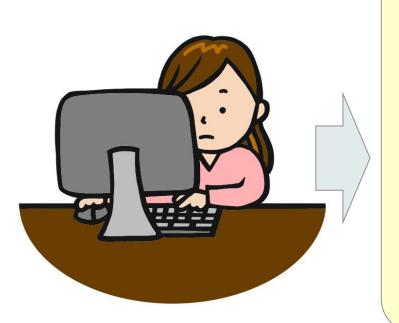
【要望】好事例の全国への水平展開を要望します。

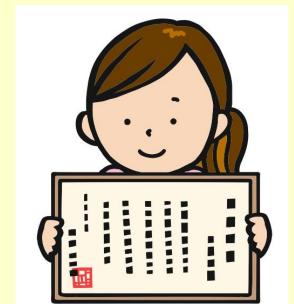
【好事例④:北九州市】若手·女性技術者表彰制度

【概要】

建設業の担い手の確保・育成に向けた取り組みの一環として設計業務委託の若手・女性技術者表彰制度 【対象】

市発注の契約金額500万円を超える土木・建築・設備の設計業務を受注したコンサルタントに所属する満40歳以下の若手技術者、女性技術者のうち、業務の成績75点以上、当該業務を中心的に執行した管理・担当技術者を対象





【期する効果】

若手・女性技術者の技術力の向上

若手・女性技術者のモチベーションアップ

業界の担い手の確保・育成

Ⅱ. 技術力による選定(1)の要望



- (1)(国)プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善
- ①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)」におけるプロポーザル方式・ 総合評価落札方式等の改善と適正な運用
 - ・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加※※追加方法例:斜め象限図を補完するチェックリスト等適切なツールによるプロポーザル方式の採用拡大など
 - ・価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加
- ②計画系プロポーザル業務の業務規模の改善
- ③総合評価落札方式における落札率の改善
- ④改正された業務成績評定の適切な運用※と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰 (表彰内容・表彰率)の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式におけ る企業選定の地方整備局間の統一的運用等
 - ※業務成績評定の運用改善例:評定点の地整間補正、年度跨ぎ業務の適正な評価など
- ⑤国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用
 - ・令和4年度、および令和5年度の試行結果を踏まえた適切な対応
 - ・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入

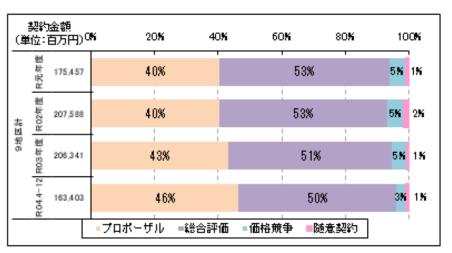
Ⅱ. 技術力による選定(1)①の詳述



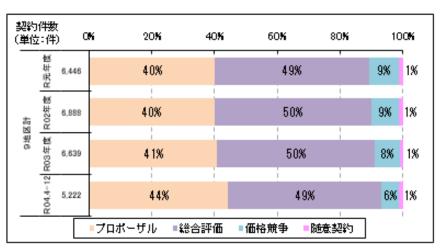
【実態】プロポーザル方式の発注は前年より微増、総合評価落札方式での発注は微減 【要望】技術力が競えるように、価格競争入札のプロポーザル方式や総合評価落札方式への移行な ど業務内容に応じた適正な発注方式の選定を要望します。

- ◆発注方式別の発注状況(契約金額構成比率・契約件数構成比率)の推移
- ・プロポーザル方式での発注は、令和元年年度から令和4年度(4月~12月)にかけて若干の増加傾向になっている。
- ・一方、総合評価落札方式での発注は、令和元年度から令和4年度(4月~12月)にかけて微減となっている。

国土交通省における発注方式の構成比率(契約金額)の推移 (R元年度~令和4年度4月~12月)



国土交通省における発注方式の構成比率(契約件数)の推移 (R元年度~令和4年度4月~12月)

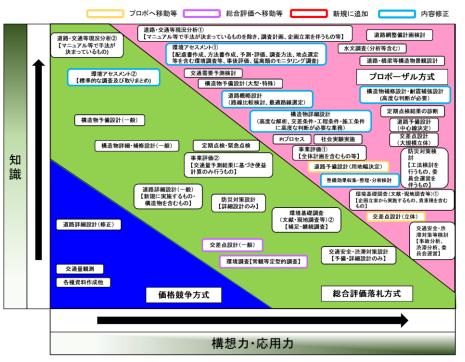


Ⅱ. 技術力による選定(1)①の詳述

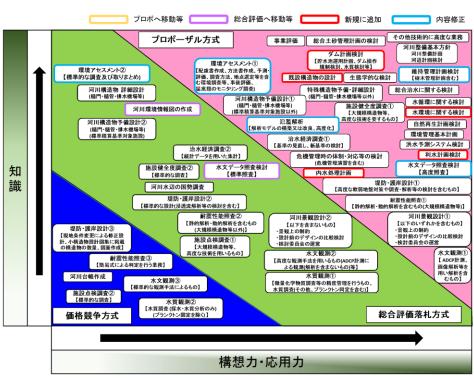


◆業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)

【斜め象限図(道路事業)の見直し検討案】



【斜め象限図(河川事業)の見直し検討案】



- ◆今後のプロポーザル拡大に向けての検討
- ①設計規模や技術的な難易度以外にも、プロポーザル方式の適用が望まれる業務の検討 (マネジメント系業務、検討業務など)
- ②災害時の対応など、地域コンサルタントの活用に繋がる、プロポーザル方式適用の可能性検討
- ③斜め象限図等、適切な入契制度選定に向けたツールや活用方式の検討(斜め象限図を補完するチェック リスト等適切なツールによるプロポーザル方式の採用拡大)

Ⅱ. 技術力による選定(1)⑤の詳述



【実態1】「国土交通省登録資格」は現在366資格(R5.2時点)が登録され、業務入札時の参加要件や落札業者選定時の評価において活用されている。

【実態2】令和4年度より、技術士の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録 資格」と組み合せて、単純に加点を行う評価方法とし試行が開始している。

【実態3」令和4年度の試行結果を踏まえ、令和5年度試行では組み合わせ加点の配点が見直された。

【要望1】令和4年度、および令和5年度の試行結果を踏まえた適切な対応をお願いします。

【要望2】本格導入については、余裕をもったスケジュールでの導入をお願いします。

【令和5年度の試行内容】

- 技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に、「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、双方の組合せによる加点は行わないものとする。
- 国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、 RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、 組合せ加点の対象とする。

【組合せ加点の配点】

I THE CONTROL TO MAY		
配点	R5試行	
(資格)	(配点順)	(配点順)
① 技術士	1)①	1)①+②2
② 国土交通省登録資格(施設分野·業務) 1 (RCCM、土木学会認定技術者)	2)②	2)①
2 (RCCM、土木学会認定技術者 以外)	3)③	3)21+22
③ 上記以外のもの (国土交通省登録資格を除いて、		4)②1または②2
発注者が指定するもの)		5)③



(2) (地方自治体)発注方式の改善(技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進)

改正品確法第22条の「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」に基づき、発注者の役割、責任と して、以下の発注方式への取り組みを強化

- ①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加
 - ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進
 - ・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札 の撤廃(不良不適格業者の排除、簡易な技術競争の導入促進)
 - ブロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論
- ②見積徴取時の予定価格設定方法*の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示 ※価格設定方法:最低値ではなく、中間値・平均値以上での設定
- ③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃)
- ④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進(増加と公表)
- ⑤業務分野に応じた有資格者(技術士・RCCM等)・建設コンサルタント登録制度の適確な活用の促進

(3)(国・地方自治体)地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

- ①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進
- ②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工 夫改善の推進※
 - ※適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コン サルタントに限定した発注業務の導入
 - 例えば、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務や現地作業が必要となる業務(調査・設計・点検業務など)、地元及び関係行政機関等との協議・調整が頻繁に必要となる業務など
- ③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進



- ◆地方自治体における発注方式の選定状況
 - ■地方自治体における発注状況の実態(令和3年度データ)
 - 一国土交通省と地方自治体における発注方式別の発注件数割合の相違一

【実態】地方自治体における発注方式は総合評価落札方式が若干増加しているが、価格競争方式 が85%を占める状況にある。

【要望】地域の実情に応じた取り組みによる、技術力競争の拡大を要望します。

※発注方式に着目して集計したデータであり、今後、業務内容などの詳細な分析が必要

国土交通省土木 (発注者支援除く) プロポーザル方式, 40.7% 総合評価落札方式, 50.2% 価格競争方式, 8.2% 地方自治体 (都道府県・政令指定都市) (発注者支援含む) 総合評価落札方式, 7.5% 価格競争方式, 84.6% 随契契約, 7.6%

※出典 ・国のデータ(R3 データ):建設コンサルタンツ協会調べによる(土木コンサルタント業務(発注者支援を除く))

・自治体のデータ(R3データ):建設コンサルタンツ協会調べによる推定

総合評価落札方式の発注が多い都道府県・政令都市

1.長野県: Ⅱ	558件(74%)	6.三重県: I	150件(32%)
2.岩手県: Ⅱ	252件(79%)	7.東京都:Ⅲ	145件(22%)
3.秋田県: Ⅱ	229件(33%)	8.宮城県: Ⅱ	143件(54%)
4.滋賀県: Ⅱ	173件(27%)	9.沖縄県: Ⅱ	143件(22%)
5.鳥取県: Ⅱ	154件(43%)	10.奈良県: Ⅱ	105件(14%)

総合評価方式による発注の多い自治 体の取り組みの調査結果

総合評価には

全てに技術提案アリ: I型(11)、

一部に技術提案アリ: II型(26)、

実績評価型: Ⅲ型(5)

などあり

():自治体数

^{():}各自治体における総発注件数に対する割合、赤字:昨年よりも割合が増加した自治体



- ◆地方自治体における発注方式の選定状況
 - ■地方自治体における過去5年間の発注状況の推移と制度の導入状況

【実態①】プロポーザル方式での発注件数、発注率はR3で増加した。また、総合評価落札方式による発注件数、発注率ともに増加傾向にある(特にR2の増加が顕著)

【実態②】プロポーザル制度、総合評価落札制度の制度未導入自治体は、依然少なくない。 【要望】各制度の導入ならびに技術力競争案件の拡大を要望します。



R3プロポーザル制度のない自治体						
都道府県	8県(17%)					
政令指定都市	9市(45%)					

		総合評価落札	l方式発達	主件数と発達	· E率	
発注件数		(都道府県	、政令指	定都市合計)	発注率
3,500 —					7.48%	8.00%
3,000 —				6.79% 2 ,626	2,854	7.00%
2,500 —		5.09%	5.40%	2,020		6.00%
2,000	4.76% 0 1.858	2,043	2,110			5.00%
	1,050					4.00%
1,500						3.00%
1,000						2.00%
500 —						1.00%
0				総合評	価発生率	0.00%
	H29	H30	R1	R2	R3	2.22.0
		総合語	平価総発注件	数 ——		

R3総合評価落札制度のない自治体					
都道府県	13県(28%)				
政令指定都市	12市(60%)				



- ◆地方自治体における発注方式の選定状況
- ■地方自治体における総合評価落札方式導入に関するヒアリング結果

【実態①】ヒアリングした5県のうち3県は実績評価型総合評価落札方式が主であり、技術提案型総合評価落札方式を積極的に導入している県は2県(B県とD県)。

【実態②】総合評価落札方式導入の効果はあり、各自治体は拡大に向けた工夫をしている。 【要望】技術力競争案件の発注件数の目標設定および効果や工夫点の共有促進を要望します。

【実態①】発注全体件数※のうち総合評価落札方式の発注割合

A県 B県 C県 D県 E県 実績評価型 75.5% 14.7% 73.9% 0% 42.5% 実績+技術提案評価型 34.8% 32.6% 1 7% 3.8% 0%

※発注全体件数はすべての入札方式に おける合計件数。比率は、ヒアリン グシート及びヒアリングで確認した 件数から算出。

【実態②】総合評価落札方式導入の効果と拡大に向けた工夫点

- 1)技術提案型調達方式の拡大
 - ●技術提案型での発注件数の目標を設定し、発注事務所と調整(E県)。
 - ●県内業者に実績がない業務は、JVや県外業者への発注を検討(E県)。
- ●斜め象限図を活用し、業務に求められる知識、構想力及び応用力を踏まえ、発注方式を選定(B県)。
- 2) 受発注者双方の負担軽減
 - ●R2年度から技術提案書のテーマを2つから1つ変更(E県)。技術提案書の枚数を4枚から1枚に削減(D県)。
- ●総合評価方式の入札案件ごとに、提出が必要な評価項目の資料を事前に確認、その結果を登録し、 入札案件ごとの評価項目の提出が省略できる登録制度(事前確認登録制度)を創設(D県)。
- 3)普及展開に向けた取り組み
- ●地域性を重視した受注機会の確保や小規模事業者の育成に配慮(E県)。
- ●業界団体との意見交換を踏まえた制度改正を行っている(A県)。
- ●市町村がプロポや総合評価を実施したい場合は「第三者意見聴取制度」により情報交換できる機会を設けている(C県)。
- ●総合評価落札方式に関するQ&Aを定期的に更新し、ステークホルダーと情報共有を図っている(C県)。

<制度導入の効果>

- ●業務成績評定の平均点向上(D県)
- ●優良業務表彰の件数増加(B県)
- ●技術職員の技術力向上(C県、D県、E県)



【実態:試算】自治体の価格競争案件に対して、協会試算※1によると プロポ—ザル方式約24%、総合評価落札方式約51%、価格競争方式約25%に再分類できる。

業務内容を精査すると、

今後のインフラのあり方を左右する計画・調査業務、技術的に高度な検討を要する詳細設計業務などがある。

※1:建コン協16社の発注額2千万以上の自治体発注の価格競争案件に対し、斜め象限図を参考にプロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式に再分類 【要望】地域の魅力向上、業界の魅力向上、社会への貢献に資する技術競争案件の拡大を要望します。





- ◆地方自治体における発注方式の選定状況
 - ■地方自治体の見積徴収による予定価格設定における設定方法

【実態】見積徴収による予定価格設定において最低値採用の自治体がある。 【要望】平均値または最頻値の採用を要望します。

平均値・最頻値採用自治体の状況(採用自治体/見積徴収自治体)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州•	合計
道府県	1/1	6/6	8/9	0/3	3/4	7/7	5/5	4/4	8/8	42/47 (89%)
市	1/1	0/1	5/5	0/1	3/3	2/4	2/2	_	3/3	16/20 (80%)
計	2/2	6/7	13/14	0/4	6/7	9/11	7/7	4/4	11/11	58/67 (87%)
備考			R4より、千葉 県採用			大阪市不明			R4より、熊本 県、熊本市も 採用	

都道府県で約1割、市で約2割が最低値を採用している状況。 ⇒平均値または最頻値の採用を要望。

Ⅲ. 品質の確保・向上(1)・(2)の要望



(1) 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取り組み

- ①受発注者合同現地踏査の実施
- ②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化※及び受発注者双方が効果的な運用・活用※明確化例:業務公示時の特記仕様書に添付
- ③品質確保・向上に資する施策の継続的改善(的確な条件設定・確認、照査の充実等)
 - ・工事発注時チェックシートの試行拡大

(2) 詳細設計及び三者協議等における総合的な品質の確保

- ①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上
 - ・施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消(見積り等による実態に即した費用計上)
 - ・特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い[※]、その責任所在の明確化と歩掛の改善、指定仮設への条件変更時の設計変更
 - ※取扱い:任意は参考図、指定は設計図
 - ・関係機関協議内容の明示(機関名、協議内容、協議回数)、修正設計における"修正"設計内容の明 示による適切な契約・設計変更
- ②詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における追加業務や修正設計の適切な実施(工期の設定)と費用計上

Ⅲ. 品質の確保・向上(1)②の詳述



◆条件明示チェックシートの活用状況

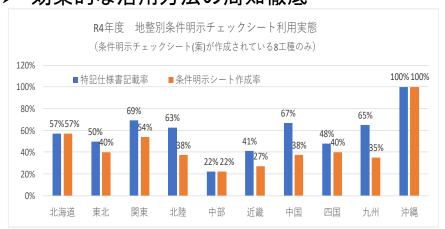
【実態】条件明示チェックシートの特記仕様書への記載率、シート作成率ともに低迷している。

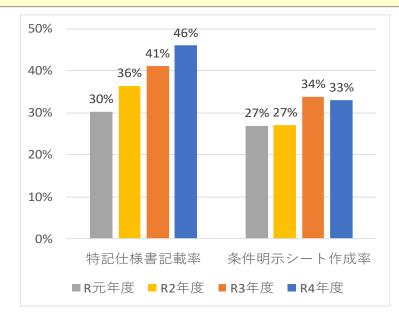
【条件明示チェックシートの利用実態】

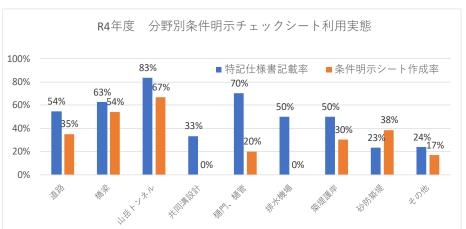
- ▶ 条件明示チェックシート貸与の特記仕様書記載率や業務での作成率は向上しているが未だ低調である。
- ▶ 関東、中国、九州で特記記載率、作成率ともに 高いが平均では54%。
- 橋梁、山岳トンネル、樋門樋管で特記仕様書記 載率高いが、業務数が多い道路、築堤護岸の作 成率は低い。

【R4意見交換事項】

- 作成率向上策(特記仕様書への記載の徹底、受発注者意識啓発)
- > 効果的な活用方法の周知徹底







Ⅲ. 品質の確保・向上(1)②の詳述



【実態】条件明示チェックシートの特記仕様書への記載率、シート作成率ともに低迷している。 【要望】条件明示チェックシート活用に向けて、ガイドラインへの記載など促進策の実施を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
ガイドラインへ の記載	0			0		0				
協会チラシの 現場への配布	Δ	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	未

協会チラシの凡例 ○:事務所まで配布 △:局まで配布 未:未依頼 調:調査中

■発注者における設計条件明示チェックシート活用促進の取組事例

発注者名	取組内容
東北地整	 R3.5に「令和3年度 設計業務等の品質確保対策(通知)」、R3.12に「補正予算および早期発注に伴う業務発注手続き等の留意点(事務連絡)」にて条件明示の徹底を通知。 半期毎に開催の副所長会議や積算担当者会議にて周知。
関東地整	総合評価公告時の提示に関し各事務所にヒアリングし改善を指導。発注事務所から業務受注者に対して条件明示チェックシートの活用にかかるアンケートを実施。
北陸地整	冊子「良くわかる設計業務等の品質確保」を周知・配布し、受発注者双方に条件明示チェックシートの活用を周知。業務発注前に「設計業務の条件明示検討会(仮称)」を開催し、明示すべき設計条件について、設計条件が確実に反映できているかを条件明示チェックシートを用いて副所長以下の複数の視点で確認。
四国地整	・ 令和2年度実態を把握し、活用率の進まない理由を分析。・ 全ての設計業務において活用が図られるように特記仕様書への記載例を検討している。

Ⅲ. 品質の確保・向上(1)②の詳述



【実態】条件明示チェックシートの現場への普及促進のため、協会において、現場での普及促進チラシ を作成し、意見交換会にて活用を依頼

【要望】現場への普及促進チラシによる、条件明示チェックシートの有効活用を要望します。

- ■協会(受注者)における設計条件明示チェックシート活用促進の取組事例
 - ▶ 活用促進に向けたリーフレットを作成し会員企業に配付し活用促進を啓発。また、同リーフレットをブロック意見交換会にて発注者にも配付し活用を要請。
 - ▶ 品質セミナー(R4年度参加 者1620名)にて設計条件明 示チェックシート活用の重 要性や効果を紹介。
 - ▶ 品質向上推進ガイドライン 改定版を令和4年11月に公 開し、設計条件明示チェッ クシートの重要性を再周知 するとともに、活用場面等 を提示。





Ⅲ. 品質の確保・向上(1)③の詳述



◆品質確保・向上に資する施策の継続的改善(照査の充実等について)

【実態】詳細設計照査要領、赤黄チェックは、品質確保に有効に活用されている。

【要望】照査項目の追加や対象工種の追加など継続的な照査要領の充実を要望します。

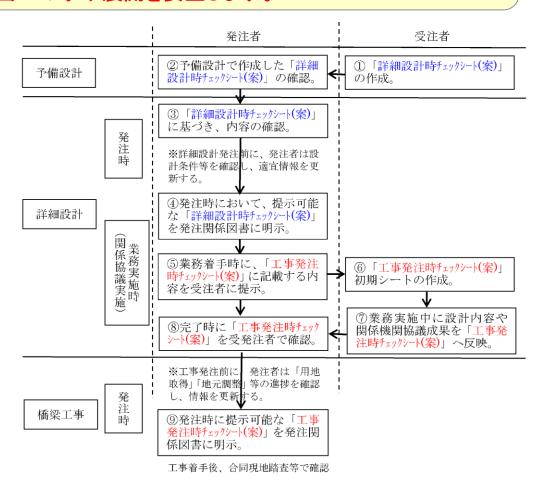
【要望】工事発注時チェックシートの試行と全国への水平展開を要望します。

◆照査全般(詳細設計照査要領、照査技術者による照査、赤黄チェック)について 〈要望〉

詳細設計照査要領及び赤黄チェック等の照査に 関する施策については、有効に活用され、品質 確保に役立っていることが伺えるが、<u>照査項目の</u> 追加や対象工種の追加等の照査要領の継続的 な充実を要望

◆工事発注時チェックシートの活用による 確実な情報共有

詳細設計から工事におけるミス防止の一対策として、工事発注時チェックシート(案)の利活用について、関東での試行を検討中



工事発注時チェックシート(案)の運用の流れ

Ⅲ. 品質の確保・向上(2)①の詳述



O:R5年度実現

◆指定仮設と任意仮設の取り扱い

【実態】指定仮設と任意仮設の区分や責任の所在、設計図の取り扱いがばらばらな場合があります。

【要望】指定仮設・任意仮設の取り扱いの明確化(責任所在の明確化、歩掛改善)などを要望します。

【実態】近畿においては、指定仮設の取り扱いを特記仕様書への明記が実現しています。

【要望】先進事例(特記への明記)の水平展開と特記への扱いの明記工種の拡大を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
設計業務等標準積算 基準への扱いの明記	0									
特記仕様書への扱 いの明記						0			0	

【設計業務等標準積算基準への明記】

第3編 土本設計業務

|道路詳細設計(A)における例

2-3 道路詳細設計 2-3-1 道路詳細設計(A) (1)標準歩掛

17 36年27日 (A) は、与えられた平面図 (館尺 1/1,000 線形入り) 、縦横断図ならびに予備設計 成果にもとづいて、道路工事に必要な縦横断の設計及び小標道物 (設計計算を必要としないもの)の設計を行い、各工種別数配計算を行う。

(-)	・備設計あり))						(lkm 当り)
		職 種		78C	接	人	件	野	
区分	-		主 任 技術者	技節長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 前 (C)	技術員
設計計画	i及び施	工計画		0.5	0.5	1.0	2.5		
現 地	! 踏	查				0.5	1.0	1.0	
平面	統 断	設計			0.5	1.0	2.0	2.0	2.0
横 胸	6 設	감				0.5	1.5	2. 5	5.0
道路付带椅	造物·小梢	造物設計				0.5	1.0	2.5	4.5
仮設構造	物・用初	水設計					1.0	2.0	
没	31	図						3.0	5.0
数 当	k #1	算				0.5	1.5	3.5	5.0
腴		查			0.5	1.5	2.0	3.0	
報 告	(1)s	作 成			0.5	1.5	2.0	1.0	
	al-			0, 5	2.0	7.0	14.5	20.5	21.5

- (注) 1. 交差する道路が2 車線(対而)未満の交差点設計は含まれる。
 - 2. 新設及び改良区間を対象とする。
 - 3. 座標計算及び暫定計画の設計は含まない。
 - 4. 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の2%を計上する。
 - 5. 予備設計とは、道路予備設計 (B) 及び道路予備修正設計 (B) をいう。
 - 6. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。
 - 単独区間あたりの設計延長が1km 未満の場合においては、次式によるものとする。 設計少掛=標準排×(0.5×設計延長(km)+0.5) ※単独区間毎に設定し、計上する。

8. 仮設構造物・用排水設計に指定仮設を検討する場合は、本歩掛を適用せず別途計上する。 ※赤質チェック:成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算等、数保計算等について、それ

床資チェック:成果物をとりまとめるにあたって、設計園、設計計算等、数保計算等等について、それ ぞれ及び相互(設計閣一設計計算等間,設計園一設計制等)の整合を施設する上で、 確認マークをするなどしてわかりすく確認報果を示し、間違いの修正を行うための照接手誌

【好事例:九州地整:R5年度より実現】

7. 土留工

--- 切梁式土留めエ2段(A1)

基本構造物、電算機使用料計上する

切梁式土留め工2段(A2)

類似構造物、電算機使用料計上しない

切梁式土留めエ4段(P1)

基本構造物、電算機使用料計上する

切梁式土留めエ4段(P2)

類似構造物、電算機使用料計上しない

容 ---- 応力計算、数量計算、図面一式

* 作業区分については、数量総括表の摘要のとおり

8. 仮設構造物の設計において、指定仮設による検討が必要な場合は、調査職員と協議し、 契約変更の対象とする。

令和5年度 覚井—武線災害復旧球磨大橋予備・詳細設計業務 の特記仕様書抜粋より

Ⅲ. 品質の確保・向上(3)の要望



(3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善

- ①設計者・施工者連携方式※の検討等合理的な入札契約制度の選定
 - ※設計の受注者が工事段階で関与する方式、工事の受注者が設計段階から関与する方式 (ECI方式)
 - ・ECI方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・施工者連携方式とし て活用
- ②点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上
 - ・点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実勢価格に応じた積算価格 の設定
 - ・補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の 適切な設計変更
- ③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用
- ④地方自治体のメンテナンス事業の促進
 - 技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用
 - ・点検・診断等業務に関わる登録技術者資格(RCCM等)の活用
 - ・道路橋メンテナンス技術講習の継続と当講習達成度試験合格者の活用促進
 - ・地方自治体のメンテナンス事業への地域コンサルタントの積極的な活用

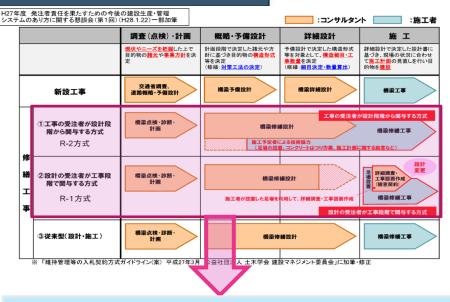
Ⅲ. 品質の確保・向上(3)①の詳述



▶橋梁修繕事業における入札契約方式の選定一橋建協・PC建協との共同検討・

【実態】橋建協・PC建協と共同で設計者・施工者の連携する契約方式を試行が実現 【要望】全国での試行の拡大を要望します。

橋梁修繕事業における入札契約方式の選定



- ■契約方式の選択
- 設計業務の発注前(点検・診断後)に選択
- ・選択の視点は下図の通り



[要望]さらなる試行の拡大 (設計者と施工者が連携する契約 方式:R-1方式、R-2方式)

施工難易度や特殊性、設計条件・事前 調査等の熟度などから優位性がある 方式で試行

⇒(別途参考)契約方式選定マトリックス

※R-1方式:設計の受注者が工事段階で関与する方式 ※R-2方式: 工事の受注者が設計段階から関与する方式



(1) DXの推進

- ①受発注者協働による働き方改革に資するDX推進:DX推進による業務効率化の促進
 - ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「手続きの簡素化」 「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進
 - ・情報共有システム(ASP)を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進
 - ・遠隔臨場を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進
 - ・テレワークガイドライン(案)の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化、WEB公開などの推進
 - ・各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開
- ②i-ConおよびBIM/CIMの推進(ライフサイクルマネジメントの生産性向上)
 - ・BIM/CIM設計照査シートの充実※
 - ※対象工種の拡充、段階的に必要となる照査項目の設定、「条件明示チェックシート」および「工事発注時チェックシート」との整合性の確保
 - ・積極的な活用事例の発信(BIM/CIMポータルサイトの活用) や協議の場の設置(例えば、適用PTによる推奨項目の拡充など)
 - ・デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC検定制度」の活用による3Dソフトの開発目標の明確化、照査の自動化およびアノテーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学i-Con寄付講座協調領域検討会と協働によるAPIの開発のあり方や生産性向上に資するアプリケーション開発の検討の促進
 - ・BIM/CIMモデルを管理・継承するマネジメント体制・役割の検討の促進

(2) DXの推進の費用面での環境整備

- (1)BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し
 - ・「BIM/CIM標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM使用料」の計上
- ②DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し
 - ・「一般管理費等係数(β)」の見直し、「低入札価格調査基準価格」の見直し
- ③DX推進の環境整備のための助成金の創設

(3) 「成長と分配の好循環」の実現

・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格を改善するととともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施



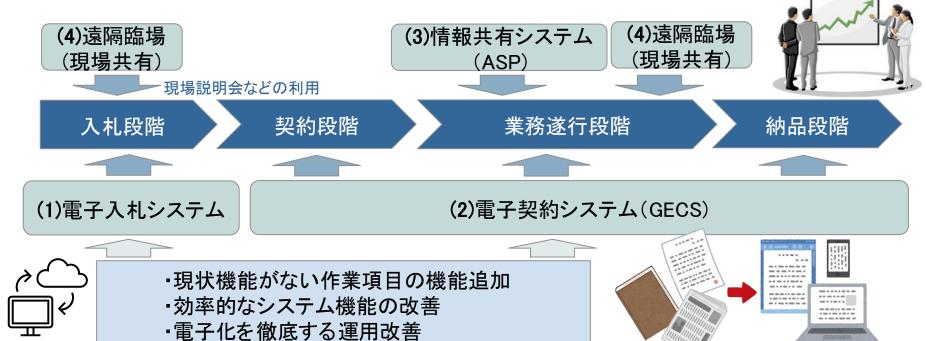
入札・契約段階、業務遂行段階、納品段階の電子化により効率化を図る「あるべき姿」

【入札・契約段階、納品段階での作業・書類の完全電子化】

▶ 電子入札システム、電子契約システムを活用して「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「 手続きの簡素化」「情報共有化」「移動・郵送等の時間短縮」を図り、業務を効率化。

【業務遂行段階における電子活用】

- ▶ 情報共有システム(ASP)を積極的活用して「事業・業務情報等に関する電子化」「情報共有化」を図り、業務を効率化。
- ▶ 遠隔臨場を積極的活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」を図り、業務を効率化。
 ※遠隔臨場:ウェアラブルカメラやネットワークカメラを活用し、離れた場所から臨場を行うこと





【要望】入札段階での作業・書類の完全電子化を実現できるように要望します。

(1) 【電子入札システム関連作業・書類の完全電子化】

課題	対策提案
■電子入札システムへの機能追加 《国土交通省への要望》	①「参考見積書提出」「履行確実性ヒアリング通知」「ヒアリング通知」は、メールや郵送での提出、およびFAXや電話での通知を廃止、電子入札システムを活用し、電子データ提出に変更
	②「参加表明書」「技術提案書提出」は1段階提出とするアップロードシステムの操作性を改善
■電子入札システムの改修 《国土交通省への要望》	③「公示資料の入手」「一次選定通知」「歩掛開示通知」「質問回答開示」は稼働時間外 の入手を可能とする変更にシステム改修
	④「質問書提出」において案件名称や案件番号で検索できる機能を持ったシステム改修
	⑤「参考見積依頼」「歩掛開示通知」「質問回答通知」「文書差替え通知及び入手」は通知メールを行う運用変更
■電子入札システムの運用改善	⑥「参考見積依頼」「歩掛開示通知」は、メールやFAXによる送受信を廃止し、電子入札システムによる電子データを送受信する運用変更
《発注担当者への要望》	⑦「公示資料入手」「歩掛開示通知」「質問回答開示」「文書差替え通知」は、入札直前 通知を廃止、入札開始日の3営業日前の通知・開示に運用変更
	⑧「資料閲覧」、は訪問閲覧を廃止、関東地整や近畿地整などで行われているクラウド システムなど活用した電子化対応とし、統一的に運用変更



【要望】契約段階での作業・書類の完全電子化を実現できるように要望します。

(2) 【電子契約システム関連作業・書類の完全電子化】

課題	対策提案
■電子契約システムへの機能追加 《国土交通省への要望》	①「成績評定通知書」「年間委任状」は、郵送対応を廃止、電子契約システムを活用し電子データ提出に変更
■電子契約システムの改修 《国土交通省への要望》	②「着手書類提出」は電子データ容量制限を拡大するシステム改修
	③「見積提出」において添付ファイルが要求されない運用変更
■電子契約システムの運用改善	④着手時、変更時、完了時など各段階で要する書類「着手書類提出」「調査職員通知書」「変更協議書・仕様書・数量総括表」「変更業務工程表」「担当技術者変更届」「調査職員変更届」「完了書類提出」「検査結果通知書」「再委託承認申請書」「再委託承諾書」「身分証発行申請書」は、書面、メール提出を廃止、電子契約システムによる電子データの送受信に運用変更
《発注担当者への要望》	⑤「決定通知」は白紙等が添付されている場合があり、フォーマットを統一化する運用変 更
	⑥「保証書提出」は、原本郵送を廃止、電子契約システムによる電子データ提出とする 運用変更



【要望】業務遂行段階における情報共有システム(ASP)、遠隔臨場の積極的活用を要望します。

(3) 【情報共有システム(ASP)の積極的活用】

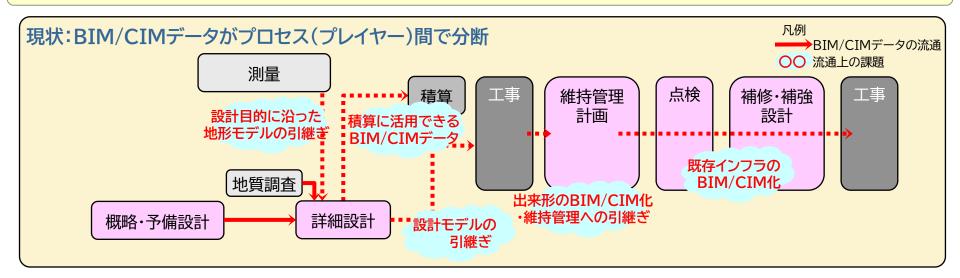
課題	対策提案
■ASPの活用推進 《国土交通省への要望》	①情報共有システム(ASP)を活用する機能要件等の特記仕様書への明記
■ASPの費用に関する改善	②ASPの継続性と他業務での汎用に対応するため、発注者がASPを選定・準備する 旨を特記仕様書へ明記
《国土交通省への要望》 	③受注者側が用意する場合には、変更契約による利用料金の発注者負担の明確化
■ASPの操作性の向上と運用拡大	④承認ルートの統一など運用ルールの設定(例えば、事業(路線)ごとに発注者側で同一の情報共有ツールを選定することで各業務が紐づけされ、体系的な情報共有が可能)
《国土交通省への要望》	⑤コンサルタント業務に対応したASPソフトの改善(使わない工事仕様機能の削除、提出書類を「打合せ簿発議」に集約するのでなく設計業務のフローにあった並びとする、等)
	⑥ASPを用いてデータの共有・更新を図るため、WEB会議でのASPの利用許可
■ISMAPに対して特段の申請手続きを行わず利用可能とする改善 《発注担当者への要望》	⑦国として安全性を評価・担保しているクラウドサービスの活用を促進する手続きの簡素化(国土交通省から発注担当者への活用案内)

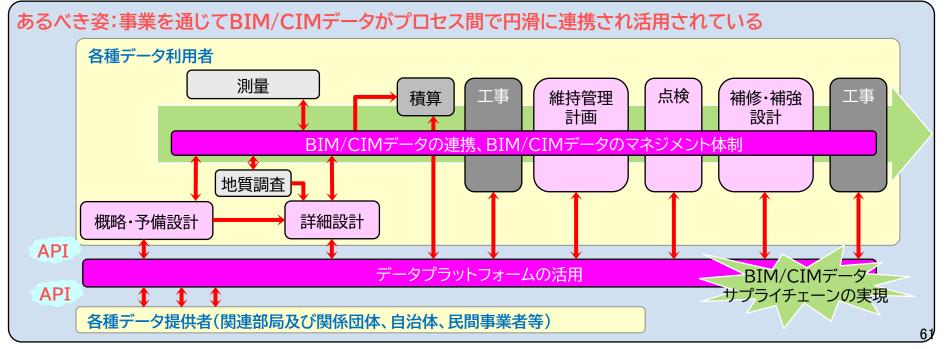
(4) 【遠隔臨場の積極的活用】

課題	対策提案
■遠隔臨場のPRと活用推進	⑧工事使用と同様な「要領の作成」
	⑨遠隔臨場の有効性を受発注者で共有する「試行業務」と「特記仕様書への明記」
《国土交通省への要望》	⑩遠隔臨場に代わる言葉の設定(例、リモート現場や遠隔による現場共有など)



【実態】BIM/CIMデータがプロセス間で分断、デジタル情報のサプライチェーンが構築されていない。







【要望】デジタル情報のサプライチェーンの構築および運用を実現できるように要望します。

(1)デジタル情報のサプライチェーンの構築

課題	対策提案
■3Dソフトの開発目標の明確化 《国土交通省への要望》	①調査・設計・積算・工事・維持管理において、データ連携が適切にできる3Dソフトの開発目標として、bSJ(buildingSMART Japan)主導による「IFC検定制度」の活用の明確化
■3Dモデルの照査機能開発の要請	②照査の自動化の開発促進の要請(ソフトウェアベンダーに対して)
《国土交通省への要望》	③アノテーション機能等の強化の開発促進の要請(ソフトウェアベンダーに対して)
■APIの開発のあり方の検討 《国土交通省への要望》	④データプラットフォームのデータを活用するためのインターフェース(API)の 開発のあり方の検討やアプリケーション開発の検討として、東京大学i-Con寄 付講座協調領域検討会と協働の促進

(2) デジタル情報の サプライチェーンの 運用

課題	対策提案
■BIM/CIMデータのマネジメント体制 の検討 《国土交通省への要望》	⑤BIM/CIMモデルを管理・継承するマネジメント体制・役割(CIMマネージャー) の検討(行政機関、建設コンサルタント)

(補足説明)

- *bSJ(buildingSMART Japan) : 建設業界におけるデータの共有化および相互運用を目的として、IFC(Industry Foundation Classes)の策定や標準化活動を行う国際的な団体
- *IFC(Industry Foundation Classes) : 建物を構成する全てのオブジェクト(例えばドア、窓、壁などのような要素)のシステム的な表現方法の仕様の定義
- •API(Application Programming Interface):ソフトウェアコンポーネント同士が互いに情報をやりとりするのに使用するインターフェースの仕様



【実態】BIM/CIMへの対応、DX、テレワーク等への対応の費用が増大している。

【背景】

政府は新しい資本主義の実現に向けて"成長と分配の好循環が必要"としており、2月より「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」が施行され、各企業に対して賃金アップを促している。 このような中、Society5.0社会の実現に向け、下記①~②に確実に対応していくことが建設コンサルタントに求められている社会的責務である。

①BIM/CIMへの対応

- □ 2023年のBIM/CIM原則化に伴い、詳細設計業務でBIM/CIMが必須ツール
- □ 従来の2次元設計に比べて大幅に作業量が増加、3次元CADライセンス等が高価
- 複数のソフトウェアへ対応するために長期に亘る教育訓練が必要

②DX、テレワーク等への対応

- □ インフラ分野のDX推進、デジタル情報に対するセキュリティ強化が建設産業の維持・発展に不可欠
- オフィスや自宅で支障なく就業できるテレワークの環境整備が必要
- □ これらの取り組みが建設産業の魅力を向上させることに繋がり、担い手確保にも寄与

要望と提案の骨子

I.BIM/CIMの必要経費について

- I-①BIM/CIM標準歩掛の策定
- I-②BIM/CIM経費の計上

Ⅱ.DX、テレワーク等に対する一般管理費について

- Ⅱ-①一般管理費等係数(β)の見直し
- Ⅱ-②低入札価格調査基準価格の見直し



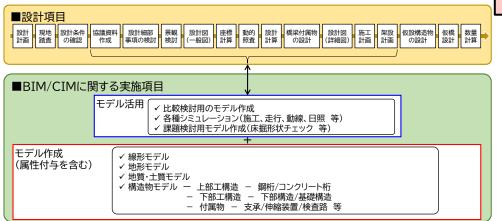
【実態】BIM/CIM対応の作業量の増大に対し、見積作成のバラツキ、事例が少ない状態である。 【要望】「BIM/CIM標準歩掛」の段階的な設定を要望します。

I -①BIM/CIM標準歩掛の策定

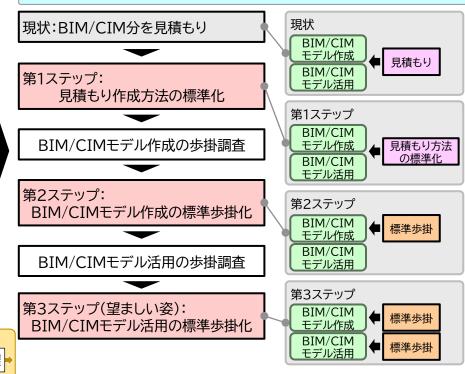
【現状の課題】

- BIM/CIMの見積もりは、作成方法がバラバラ
- □ 見積もりの合意形成に資料作成や協議の時間を要 する
- □ 「モデル活用」の作業量が大きく変動し、見積もり以 上の作業が発生
- □ BIM/CIM費の標準歩掛化には下記の課題あり
- ✓ 各種要領の整備から間がないため事例が少なく、歩 掛調査が可能な件数を確保できるか不透明
- ✓ 見積もりの作成方法が不統一で、歩掛調査を行って も実態を的確に反映した調査結果が得られない

■BIM/CIM活用業務の全体構成



【要望】:BIM/CIMに関する標準歩掛の設定(3ステップ)





【実態】BIM/CIM対応の経費が増加しており、業務の原価を圧迫している。

【要望】「BIM/CIM使用料」の計上を要望します。

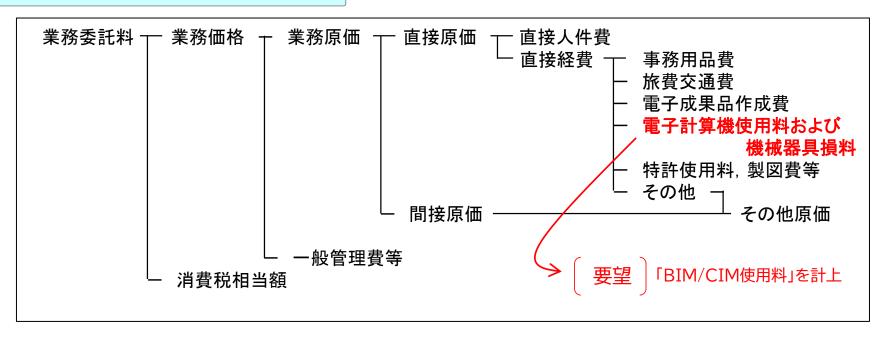
I-②BIM/CIM経費の計上

【現状の課題】

■ BIM/CIMのCADライセンス単価は、2次元設計用の CADライセンス単価に対して約10倍で、業務の原価 を圧迫する要因

	2次元設計	BIM/CIM設計
1業務当たり使用ライセンス数	2ライセンス	2ライセンス
CADライセンス単価	50,000円	500,000円
1業務当たり必要ライセンス費	100,000円	1,000,000円

【要望】:BIM/CIM使用料の新設





【実態】DXの推進、テレワーク等への対応の費用増加が不可欠となっている。

【要望】「一般管理費等係数(eta=35%)」の見直しを要望します。

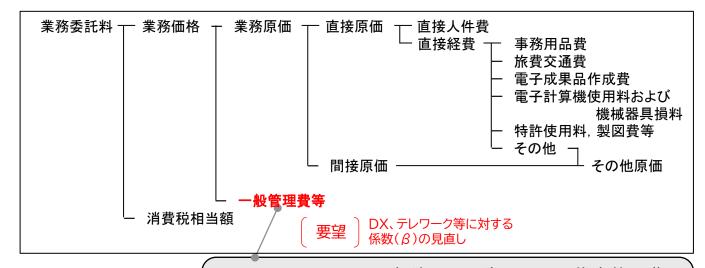
Ⅱ-①一般管理費等係数(β)の見直し

【現状の課題】

- □ インフラ分野のDXとして、技術開発が永続的に必要で、コストが発生。
- □ 道路の整備計画や個人情報を取り扱うため、厳しいセキュリティ対策が必須。
- □ テレワークの推進には、web会議システムの導入・維持費やwifiルータなどの環境整備費が不可欠。

【要望】

一般管理費等係数 (β=35%)の見直し



- ■DX、テレワークへの投資として生じている代表的な費目
- ✓ DXに関する実証実験や技術開発
- ✓ RPAなどの業務効率化に関する開発
- ✓ セキュリティ対策・維持(サーバー等へのアクセス監視等)
- ✓ 電子承認システムの整備・維持
- ✓ Web会議システムの導入・維持
- ✓ テレワークのための環境整備・維持(wifiルータ、自宅用PC等)
- ITリテラシー向上のための教育訓練



【実態】「建設工事の一般管理費等」の費目のうち、「建設コンサルタント業務」でも必要な費目がある。 【要望】「低入札価格調査基準価格」の見直しを要望します。

Ⅱ-②低入札価格調査基準価格の見直し

【現状の課題】

- □ 建設コンサルタント業務の低入札価格調査基準価格は、算入率をその他原価で90%、一般管理費で48%に設定
- □ 建設工事の一般管理費算入率は、68%に設定
- □ 「建設工事の一般管理費等」に含まれる費目のうち、赤字の費目は 建設コンサルタント業務でも必要である

【現状】・直接人件費:×1.0・直接経費:×1.0・その他原価:×0.9・一般管理費等:×0.48

【要望】:「一般管理費等」の算入率見直し

【要望】 ·直接人件費 :×1.0

・直接経費 :×1.0

·その他原価 :×0.9

·一般管理費等 :×0.68

【提案】

設計業務等標準積算基準の一般管理費の構成項目に、実態を反映してDX等の技術開発費に相当する費目の追加を提案します。

■建設コンサルタント業務の一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価, 間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。 (イ) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務 用品費、通信交通費、動力用水光熱費、<mark>調査研究費</mark>、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、<mark>試験研究費償却、開発費償却</mark>、租税公課 、保険料、雑費等を含む。

(口) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、 内部留保金、支払利息および割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

~出典:国土交通省 設計業務等標準積算基準書に一部加筆~



Ⅱ-②低入札価格調査基準価格の見直し(参考資料)

	18以前	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
工事	74% 程度	\rightarrow	K	K	\rightarrow	86%	\rightarrow	K	\rightarrow	\rightarrow	×	90%	\rightarrow	・ 92% まで	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
測量	無し	73.5% 程度	\rightarrow	\rightarrow	77.3%	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	K	> 80% まで	\rightarrow	・ 82% まで	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
コンサル	無し	72.5% 程度	\rightarrow	\rightarrow	K	74.5%	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	X	*************************************	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
地質	無し	83.2% 程度	\rightarrow	\rightarrow	82.7%	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	84%	\rightarrow	\rightarrow	・ 85% まで	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow

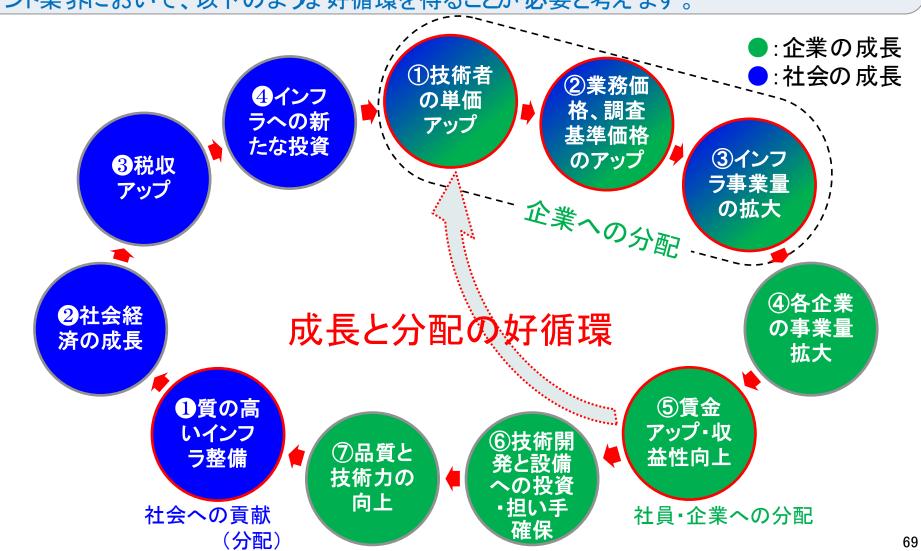
工事は7回上げ、測量コンサルは5回、地質は4回上げた。

出典:佐藤のぶあき通信 [第260号] より、一部加筆 (出典:国土交通省大臣官房技術調査課より)



「成長と分配の好循環」の実現

・総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置(国土交通省)が運用される中、政府方針である「成長と分配の好循環」を実現するためには、建設コンサルタント業界において、以下のような好循環を得ることが必要と考えます。



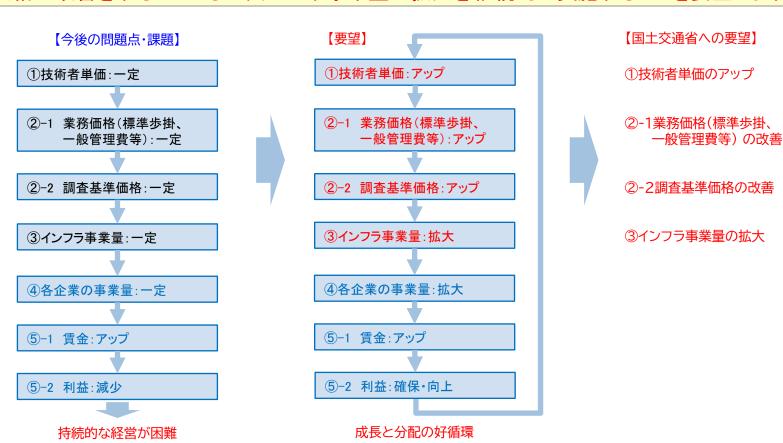


【今後の問題点・課題】

・技術者単価、業務価格、調査基準価格およびインフラ事業量が一定のままとなると、各企業の事業量は基本的に一定となり、その中で賃金アップすると利益が減少し、持続的な経営が成り立たなくなります。

【要望】

・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査 基準価格の改善をするととともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施することを要望します。



関東地方整備局の取組について

令和5年9月28日



国土交通省 関東地方整備局

- 1. 令和5年度 予算の概要
- 2. 令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針

「建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」(令和5年度版)(主な新規・変更点)

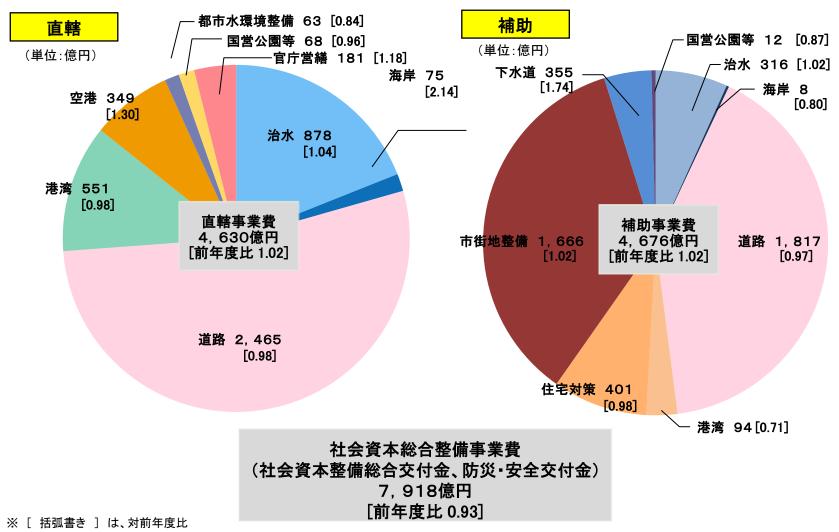
- 3. 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する指標の 目標値について
- 4. 見積りによる歩掛の決定方法について
- 5. 首都圏広域地方計画について

1. 令和5年度 予算の概要

関東地方整備局の令和5年度予算



〇令和5年度の当初予算は1兆7,224億円(前年度比0.98)。

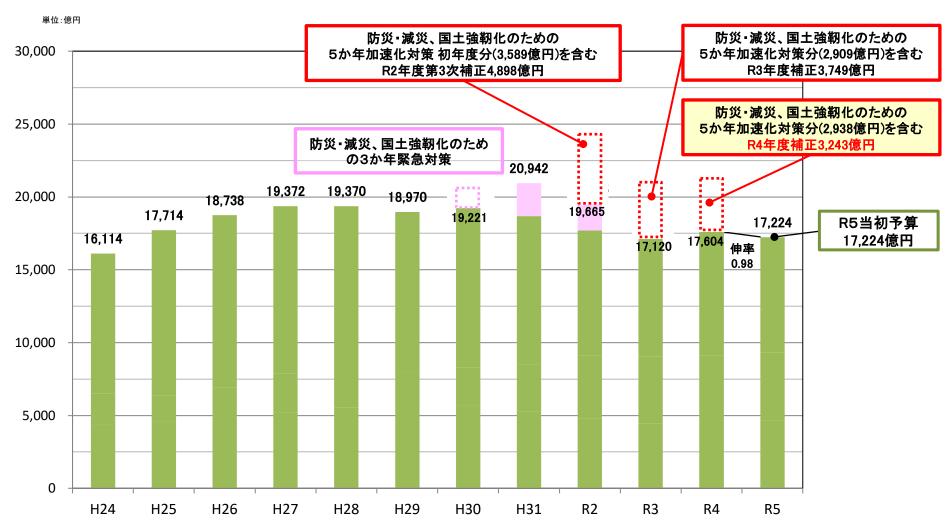


[※] 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

関東地方整備局の予算推移



- 〇 令和4年度補正予算は防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策分(2,938億円)を含め、3,243億円。
- 令和5年度当初予算は1兆7,224億円(対前年度比0.98)



(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2023 について

令和5年6月16日 閣 議 決 定

経済財政運営と改革の基本方針 2023 を別紙のとおり定める。

経済財政運営と改革の基本方針 2023

加速する新しい資本主義 ~未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現~

令和5年6月16日

フラ、Gフネイチャーポジティブ経済アライアンス等の取組を推進する204。グローバルへ ルスの推進・課題解決に向け、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を目 指し、G7広島首脳宣言を踏まえた対応につき検討を進める。また、ワンヘルス・アプロ ーチ25を推進するとともに、薬剤耐性対策において、市場インセンティブによる治療薬の 確保等の国内対策や国際連携・産学官連携による研究開発を推進する。貿易手続を含むデ ジタル化、サプライチェーンの強靱化206、質の高いインフラ207、水循環・水防災、女性等の 分野でも取組を進める。上記の取組やスマートシティ等を始め、相手国ニーズに応じた案 件形成支援の強化など、インフラシステム海外展開戦略208に基づく施策を着実に進める。 国際市場の拡大を図るため、幅広い分野で国際標準戦略を推進する。途上国の債務問題に 対処し、また、金融システムの強化に向けた国際的な議論スラロに貢献する。

未来社会の実験場である2025年大阪・関西万博を始め、2027年国際園芸博覧会など、大 規模国際大会等210に向け着実な準備を進める。

(企業の海外ビジネス投資促進)

技術と意欲ある企業の海外展開を促進するため、投資関連協定やODA等211の活用と併 せて、海外ビジネス投資支援パッケージ212等に基づき、必要な体制の強化やビジネスステ 一ジに応じた支援メニューの強化・周知を図る。加えて、G7広島サミットの成果も踏ま え、「ウクライナ経済復興推進準備会議」での検討を早急に進めつつ、戦況等の現地情勢、 ウクライナの復興計画、現地邦人の安全確保や法の支配の重要性に留意しながら、G7及 び国際機関との国際連携の推進の下、関係政府機関の活用強化、資金支援や汚職対策等に より、政府の積極的なイニシアティブでビジネス環境整備を行うことでウクライナの経済 復興を支える。そうした中で、日本企業による技術を活用した貢献を図りつつ、投資を促 進し、柔軟で大胆な「日本ならでは」の復興支援を行う。また、企業のサプライチェーン や政府の実施する調達において、人権尊重の取組213を行う。

2. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

(防災・減災、国土強靱化)

激甚化・頻発化する自然災害24、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・ 暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づ

2020年までに陸と海の30%以上の保全を目指す取組の推進、TNFD(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)等の情報開示等への対応支援、それらの基本となるデータ把握・管理の在り方の検討を含む。
 25 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野機断的な課題に対し、関係者が重携してその解決に向けて取り組むこと。

Supply-chain Enhancement)の推進を含む。 2027年までに最大6,000億ドルの官民資金を世界のインフラ投資に動員することを目指す、G7グローバル・インフラ投 資パートナーシップ (PGII: Partnership for Global Infrastructure and Investment) の取組を含む。

き、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を 適切に組み合わせ、女性・こども等の視点も踏まえ、ハード・ソフトー体となった取組を 強力に推進する。5か年加速化対策⁷⁵等の取組を推進し、災害に屈しない国土づくりを進 める。

これまでの着実な取組によって大規模な被害が抑制されているところ、中長期的かつ明 確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要であり、5 か年加速化対策後の国土強靱化の着実な推進に向け、改正法²¹⁶に基づき、必要な検討を行

今夏を目途に策定する新たな「国土強靱化基本計画」について、デジタル田園都市国家 構想や新たな「国土形成計画」と一体として取組を一層強化する。将来の気候変動の影響 を踏まえた流域治水217、インフラ老朽化対策の加速化、TEC-FORCE等218の防災体 制・機能の拡充・強化等219の「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、ミッ シングリンクの解消等による災害に強い交通ネットワークの構築等²⁰の「経済発展の基盤 となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、サプライチェーンの強靱化 や、船舶活用医療の推進、医療コンテナの活用等による医療の継続性確保等の「災害時に おける事業継続性確保をはじめとした官民連携強化」に加え、次期静止気象衛星等の活用 による防災気象情報等の高度化²¹や消防防災分野のDX、防災デジタルプラットフォーム の構築222、住民支援のためのアプリ開発促進等223の防災DX、防災科学技術の推進による 「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、災害ケースマネジメント224 の促進、災害中間支援組織25を含む被災者支援の担い手確保・育成、地域の貴重な文化財 を守る防災対策、気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの全国拡充によるタイム ライン防災の充実強化、消防団への幅広い住民の入団促進等による消防防災力の拡充・強 化等25、多様性・公平性・包摂性を意識した「地域における防災力の一層の強化」を新た な施策の柱とし、国土強靱化にデジタルと地域力を最大限いかす。

火山災害対策を一層強化するため、改正法27に基づき、火山調査研究推進本部の体制整 備、専門的な知識や技術を有する人材の育成と継続的な確保等を行う。

²⁶ G 7財務大臣・中央銀行総裁会議 (令和5年5月11-13日) 及びG 7広島サミットにおいて、遅くとも本年末までの立ち上 げを目指すことが合意された、クリーン・エネルギー製品のサプライチェーンに関する、RISE (Resilient and Inclusive

^{28 「}インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追捕版)」(令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定)。

金融技定列事会 (FSB) 等における議論。
 2026年アジア・アジアバラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西等。

²¹¹ 租税条約や社会保障協定、法制度整備支援を含む。

²¹² 令和4年12月20日取りまとめ。

^{213 「}青任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行 動計画の実施に係る関系府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえた取組。 24 南海トラフ地震、首都直下地震、日本衛震・千島衛衛部辺衛衛型地震等の大規模地震・津波災害、気象災害、火山災害等。

^{215 「}防災・減災、国土強勢化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)

²⁶ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法の一部を改正する法律(令和5年6 月14日成立)

気候変動を踏まえた治水計画の見直しや洪水子報河川の拡大を含む。

²⁸ 地方整備局等、国土地理院、災害時に高度な技術力を要する現地調査や応急対策等の支援を行う研究機関等。

²⁸ 盛土の安全確保対策の推進、森林整備・治山対策の推進、学校をはじめ避難所等の防災機能の強化、グリーンインフラの

大雪寺の交通確保対策の強化、無電柱化の推進等、停電対策の充実化等。 線状端水帯・洪水等の予測精度向上、最新の気象予測技術を活用したダム運用の高度化等。

データ共有のルールや日本版EEIを新たに策定し、現在整備中の次期総合防災情報システム(2024年度運用開始予定) を中核として、DiMAPS等の災害情報システムと連携し、各府省庁・地方公共団体等の災害対応機関が連携共有体制を

標築するもの。 ── 災害時等にドローン・センサー等を活用し情報収集を行う防災IoT、AI等を駆使する革新技術の創出・社会実装等

二 一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を維制的に実施する取組。益 被災地等においてNPOやボランティア等多様な民間団体の活動支援や活動調整を行う組織。

地方自治体への支援を行うための全国の気象台等の防災体制・機能の拡充、技術職員経験者の活用等による地域防災対策 の強化、要配慮者避難の取組の推進、避難所におけるキッズスペースの確保等。 ²⁰ 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律(令和5年6月14日成立)。

(東日本大震災等からの復興)

東北の復興なくして、日本の再生なし。復興庁を司令塔に、基本方針28等に基づき、被 災地の復興・再生に全力を尽くす。地震・津波被災地域では、被災者の心のケアなど残さ れた課題に取り組む。原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、 今後も国が前面に立って取り組む。東京電力福島第一原発の廃炉及び環境再生を安全かつ 着実に進める。ALPS処理水の海洋放出について、安全性の確保と風評影響への対応に 万全を期す。住民の帰還促進と併せ、移住・定住の促進を図る。たとえ長い年月を要する としても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取 り組むとの決意の下、特定復興再生拠点区域の生活環境の整備等を進めるとともに、拠点 区域外については、改正福島復興再生特別措置法20に基づく「特定帰還居住区域」の設定 等により、帰還意向のある住民の帰還を実現していく。福島イノベーション・コースト構 想の更なる発展に向け、創業支援や実証フィールドの整備、福島新エネ社会構想の実現に 向けた取組や「創造的復興の中核拠点」となる福島国際研究教育機構の体制整備等を進め る。あわせて、高専等を通じた地元人材育成、映画など文化芸術を通じた街づくりを推進 する。また、災害からの復旧・復興に全力を尽くす。

3. 国民生活の安全・安心

良好な治安確保のため、関係府省庁間で連携し、テロの未然防止、インテリジェンス機 能の強化を含むサイバーセキュリティ対策、有事に備えた国民保護施策、マネロン・テロ 資金供与・拡散金融対策等230を推進する。

高齢運転者等の事故防止や自動車事故による被害者の支援、海上保安庁の救助・救急体 制の強化、関係省庁や関係事業者と連携した特殊詐欺等への対策に向けた取組を推進する。

「第二次再犯防止推進計画」231に基づく施策の推進、国内外の予防司法支援機能や総合 法律支援の充実・強化22、司法分野・司法試験のデジタル化の推進、インターネット上の 人権侵害

への対策の強化、法曹人材の確保及び法教育の推進などの安全・安心な社会を 支える人的・物的基盤²³の整備を図るとともに、基本計画²⁵及び「犯罪被害者等施策の一層 の推進について」25に基づき、犯罪被害者等施策27を強化する。また、性犯罪・性暴力対策 に取り組む。さらに、G7・ASEAN等と連携しつつ、司法外交を外交一元化の下で推 進し、法制度整備支援、国際仲裁の活性化及び国際法務人材の育成等38に取り組む。

こども用製品等の事故防止239、消費生活相談のサービス向上への体制再構築、食品衛生

^{28 「}第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)。

[※] 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第49号)。

創設を踏まえた受刑者の特性に応じた処遇の充実を含む。 ひとり親世帯における養育費確保のための支援を含む。

²³ いじめ、ヘイトスピーチ、部落差別等を含む。 24 矯正施設の老朽化対策を含む。

^{26 「}第4次犯罪被害者等基本計画」(令和3年3月30日閣議決定)。

²⁶ 令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定。

²⁵ 経済的支援の抜本的強化、法的支援の拡充、司令塔機能の強化を含む。

[※] 法令外国語訳の加速化を含む。海外からの直接販売に伴う製品事故の防止策を含む。

2. 令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針

「建設コンサルタント業務等における 入札・契約、総合評価に関する 運用ガイドライン」(令和5年度版) (主な新規・変更点)

国土交通省関東地方整備局 令和5年7月26 企画部 Ш

総合評価落札方式の適用ガイドライン」の改定について 令和5年8月1日以降に公告(公示) となる案件から適用します~

関東地方整備局における 5 年度版) _ 及び「入札・契約、総合評価適用ガイドブック #0 業務 の「総合評価落札方式の適用ガイドライン (工事) 」を改定します (合相

5年8月1日以降に公告 策定した「令和5年度 という) は、 業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」 関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」及び「建設コン 令和5年2月28日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て 入札·契約、 (公示)となる案件から適用します。 総合評価の実施方針」に基づいて作成したもので、 (以下「ガイドライン」 4 F W

関東地方整備局HPに掲載しています。 ななさ ſΰ イドラ イン」の本編及び「入札・契約、 総合評価適用ガイドブック (工事)

主な改定の概要は別紙のとおりです。

掲載場所:関東地整HP>技術情報>工事関係>総合評価落札方式

業務

掲載場所:関東地整HP>技術情報>建設コンサルタント業務関係>関東地方整備局建設 コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン

発表記者ク VI. Ų, V 竹芝記者ク VI. V. 藲 玉県政記者ク VI. V. 神奈川建設記者 ᄬ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 企画部

電話:04 00 -601ω 15 (表表) FAX: 048 0 0 0 \vdash ω G

技術管理課 技術調査課 建設専門官 竹蔵 幸伸 解沿 業務 (乙族 (内線: G

課長補佐

湘

ω J

10



1. 概 要

令和5年度の「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」は、令和5年2月28日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した、「令和5年度入札・契約総合評価の実施方針」に基づき変更及び改定したもので、令和5年8月1日以降に公示する案件から適用します。

2. 令和5年度見直し及び改定の内容

- 令和5年2月28日に開催した関東地方整備局総合評価審査委員会の審議を経て策定した「令和5年度入札・契約、総合評価の実施方針」を反映しました。
- 今和5年3月の「建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価 落札方式の 運用ガイドライン」一部改定を踏まえ、必要な見直しを反映しました。

(参考)

掲載場所:関東地整HP>技術情報>建設コンサルタント業務関係>関東地方整備局建設

コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン

URL: http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000088.html

(参考) 令和5年度 入札・契約、総合評価 実施方針の変更点【業務】



			変更内容	分類	適用時期
○若手技術者 ・若手技術する業 ・光度 ・発展り ・企業は通常さ	若手技術 務実績の	見直し	R5.8.1 以降の公示案件		
○発注者支援 ・他の総合評価 し、品質確保の製産 評価。	において	見直し	R5.8.1 以降の公示案件		

組合せ評価(担当技術者「橋梁点検士」など) R5試行方針【R5.4~】



【趣 旨】技術士等の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組み合わせて加点する 試行を実施

【対 象】 橋梁点検(診断)業務のうち、担当技術者の資格要件に組合せ加点による評価を試行する業務

【発注方式】 総合評価落札方式

R4.8 関東地整 運用ガイドライン (登録資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)

(資格)

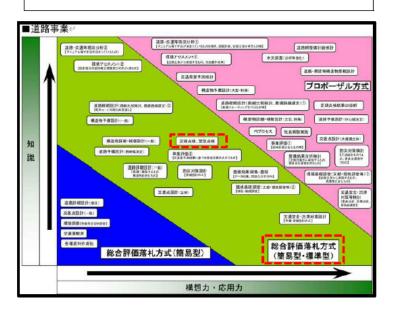
〇 国土交通省登録技術者資格

担当技術者:(施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検)

① あり

2

② なし 0



R5.4 関東地整(試行) (登録資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合) (資格) ① 技術士 6 博士又はこれと同等の学位 ※研究業務の場合 ② 国土交通省登録技術者資格 2 1 (RCCM、土木学会認定技術者) 2 (RCCM、土木学会認定技術者 以外) ③ 上記以外のもの 1 (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの) ④ ①~③以外の場合は指名しない ※評価に当たっては、配置予定担当技術者の平均を持って評価する。

R5試行	配点順
1) ①+②2 2) ①	8 (6+2) 6
3) ②1+②2 4) ②1または②2	4 (2+2)
5) 3	1

【組合せ評価に当たっての前提条件】

- 技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に、「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、 双方の組合せによる加点は行わないものとする。
- ○国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。

3. 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注 関係事務に関する指標の目標値について



令国金 生世 # 0 姓 Э _ 甚 日古 火箍 應 誓

뺑 妆 発 敤 貧 茶

全国統 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関す 一指標」、「関東ブロック指標」のフォロー 〜令和3年度調査結果を公表 アップを実施

果たしていくこととしています 事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、 用に関する指針 布・施行されました。 令和元年6 月に 辞来 こ ちた фV 公共 「公共工事の品質確保の促進に関す (運用指針) 工事の品質確保 また、 」の改正を行い、 令和2年1月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運 ψ の担い手の中長期的な確保 品確法に定められた発注者としての責務を 都道府県や市区町村を含む全 る法律の一 部を改正す 仁 耍 る法律」が公 149 ての公共工 X фV

改正品確法の理念を実現するため、 令和2年5月に新たな全国統 指標、 関東ブ

2月に目標値を定めました

ロック独自指標を設定し、令和2年1

実施しましたので、 <u>今回</u>, 関東ブロック発注者協議会に お知らせします。 て令和3年度調査結果について V A ッフを

まいります 今後とも、 公共発注者が一丸となって公共工事の品質確保、 働き方改革に取り組んで

※各発注機関の令和3年度実績値の調査結果については、 https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000162.html 関東地方整備局HPに掲載しています

発表記者クラブ

幸 Νŧ 뺂 Ú V 苗 奈川建設記 推 꺄 横浜海事記 岩 Ú J V 菢 Ж 洏 長門 地 V JI

問い合わせ先

関東ブ ٤ V 発注 地 協議会 事務局

国土交通省 関東地方整備局 雪品 0 48-0 01ω ഗ ₹

企画部技術管理課 企画部技術調査課 東東 製板 ※後 指式 井荒井 幸 語 語 発 課長補佐 課長補佐 [車工] 【業務】

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 新・全国統一指標、地域独自指標の一覧(業務)

全国統一指標

**** 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況
- <u>(ダンピング対策)</u>

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

関東ブロック独自指標

・・・・ 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

③ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

国等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

全国統一指標、関東ブロック独自指標 令和3年度調査結果概要(業務)



1	指標	R1基準値	R2実績値	R3実績値	R6目標値	取り組み状況及び考察
	地域平準化率 (履行期限の分散)	0.51	0.48	0.49	0.50以下	・R3年度実績は0.49。 ・各都県域とも債務負担行為や繰越の活 用など取組を実施。
全国統一指標	低入札価格調査基 準又は最低制限価 格の設定状況 (ダンピング対策)	0.75 (H30基準値)	0.77 (R1実績値)	0.86 (R2実績値)	1.00 (R5目標値)	・R2年度実績値は0.77から0.86と向上が見られた。 ・ダンピング対策の更なる向上のため、低入札価格調査基準又は最低制限価格の制度を取り入れるだけでなく、対象となる設定金額が高い自治体においては、設定金額を100万円以下に見直す必要がある。
関東ブロック 独自指標	ウィークリースタン スの実施 (履行状況の確認)	23/56	23/56	25/56	全機関a	・R3年度は23機関から25機関に取組機 関が増加。(2機関増)

項目と指標分類(業務)

指標	定義	指標分類	備考等
地域平準化率	発注業務の第4四半期履行期限設定割合 対象:100万円以上の業務 稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度 にも渡る業務を含む)	(寿4四年期[1~3月]に元」 g る耒務件数// (年 	測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務:業務実績情報システム(テクリス)に登録されたデータを活用営繕業務:公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されたデータを活用
低入札価格調査基準又は最 低制限価格の設定状況	発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合対象:契約金額100万円以上の業務(随意契約を除く)	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の発注業務数)	発注関係事務の運用に関する指針に基づ く調査等の業務に関する調査データ(本省 実施)を活用
ウィークリースタンスの実 施	業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な 業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適 用等により業務環境改善方策の取り組みが実施さ れているか	a:ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール ^{※1} を整備し、かつ、取り組みを実施b:ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール ^{※1} を整備していないが、取り組みを実施c:実施していない(※1他団体の指針等を適用している場合を含む)	

全国統一指標・関東ブロック独自指標 令和3年度調査結果概要(業務)



	全国統一指標						関東ブロック独自指標					
業務		地域平	準化率		低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況				ウィークリースタンスの実施			
	基準値 (B1)	実績値 (R2)	実績値	目標値	基準値	実績値 (R1)	実績値 (P2)	目標値	基準値 (B1)	実績値	実績値	目標値
関東ブロック	(R1) 0.51	0.48	(R3) 0.49	(R6) 0.50以下	(H30) 0.75	0.77	(R2) 0.86	(R6) 1.00	(R1) 23/56	(R2) 23/56	(R3) 25/56	(R6) 全機関a
茨城県域	0.44	0.43	0.43	0.40	0.95	1.00	0.99	1.00	1/1	1/1	1/1	а
栃木県域	0.39	0.37	0.37	0.40	0.93	0.89	0.97	1.00	1/1	1/1	1/1	a (取組を推進 する)
群馬県域	0.40	0.41	0.44	0.40	未集計	0.92	0.99	1.00	1/1	1/1	1/1	a (ただし災害 を除く)
埼玉県域	0.51	0.45	0.48	0.50	0.98	1.00	0.92	1.00	1/2	1/2	2/2	а
千葉県域	0.51	0.48	0.49	0.50	0.95	1.00	1.00	1.00	2/2	2/2	2/2	a (受注者へ浸 透を図る)
東京都域	0.59	0.56	0.53	0.50	0.00	0.00	0.00	1.00	1/1	1/1	1/1	а
神奈川県域	0.62	0.61	0.60	0.50	0.97	0.90	0.91	1.00	3/4	3/4	3/4	а
山梨県域	0.51	0.49	0.48	0.50	0.02	0.01	0.95	1.00	1/1	1/1	1/1	а
長野県域	0.35	0.32	0.38	現状維持	1.00	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	а

aの機関数/対象機関数

注)関東ブロックは、都県域に加え国等も対象。

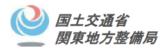
(ただし、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」の指標は当該都県政令市が対象)

業務の指標に係る都県域とは当該都県政令市が対象。

【ウィークリースタンスの実施】 a:ウィークリースタンスに関する 指針等の一定のルールを整備し、 かつ、取り組みを実施

b:ウィークリースタンスに関する 指針等の一定のルールを整備 していないが、取り組みを実施 c:実施していない

【参考】関東ブロック発注者協議会



1. 目 的:設立経緯

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第10条を踏まえ、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とし、平成20年11月に設立。

2. 組 織

構成機関は、65機関となり、構成員は以下の通り。

会 長:関東地方整備局長

副会長:関東農政局整備部長

茨城県土木部長

委員:国の機関、都県、特殊法人等は、部長級

政令市は、局長級

各都県の市町村の代表は、局・部長級 (7省庁17機関、23都県市区、25特殊法人)

3. 協議会の事務

○公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況や、 その他必要な事項について連絡調整を行う。

- 主な連絡調整事項
 - 1. 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
 - 2. 発注者間の支援
 - 3. 上記の事項以外で目的を達成するために必要な事項
- 連絡調整等の具体的な事務は、幹事会及び分科会において行う。

4. 幹事会・分科会の設置

協議会の効率的な運営を図るため、幹事会及び分科会を設置。

関東ブロック発注者協議会

[活動方針等の情報共有の場]

関東ブロック発注者協議会 幹事会

【平成30年4月1日時点】

〔実務担当部局との情報共有の場〕

建設分科会作業部会

- ·関東地方整備局
- ·関東の1都8県、5政令市 建設系部局

都県分科会

- •茨城県•栃木県会•群馬県
- ·埼玉県·千葉県·東京都 建設系部局
- ·神奈川県·山梨県·長野県 区市町村

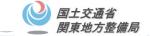
農政分科会

- · 関東農政局·都県農政系部局
- •都県土地改良事業団

[実務担当者との情報共有の場]

参考】設計業務等の業務環境改善(ウィークリースタンス)

〈関東地方整備局 事例>



- 令和3年度以降に契約した全ての業務(土木関係建設コンサルタント業務・測量業務・地質調査業務・発注者支援 業務等)を対象に、業務環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定。
- 「マンデー・ノーピリオド」、「ウェンズデー・ホーム」及び「フライデー・ノーリクエスト」などの取組項目を原則実施し、業務環境改善に努める。

(1)取組内容

業務の実施にあたり、作業を依頼する場合は、適切な作業時間を設定するほか、以下の①~⑤の取組項目について原則実施するものとし、その他の項目についても積極的に取り組むものとする。

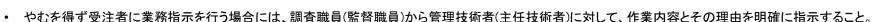
【取組項目】

- ① 月曜日を依頼の期限日としない(マンデー・ノーピリオド)
- ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける(ウェンズデー・ホーム)
- ③ 土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない(フライデー・ノーリクエスト)
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せをしない(ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング)
- (5) 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない(イブニング・ノーリクエスト)
- ⑥ 金曜日も定時の帰宅を心掛ける
- (7) その他、任意で設定する取組(受発注者で合意した事項)
- (2)進め方

初回業務打合せ時に、取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ業務環境改善様式【初回打合せ用】に記入し、打ち合わせ記録簿に添付する。

(3)実施結果のフォローアップ

受注者は、業務完了後2週間以内に取組項目の実施結果を記録した業務環境改善様式【実施状況報告】を企画部技術管理課へ提出する。



災害時等の緊急事態対応については、取組の対象外とする。



4. 見積りによる歩掛の決定方法について

作月	支担	当所是	禹名	企画部技術管理課基準第二係
作	成	時	期	令和5(2023)年度
保	存	期	間	5年
保存	保存期間満了時期			令和10(2027)年度末

国関整技管第67号 令和5年8月1日

局内関係各課長 様 各事務(管理)所長・センター長 様

> 企画部 技術調整管理官 企画部 技術開発調整官

「建設コンサルタント業務等における入札・契約方式の選定、見積りによる歩掛の決定方法及び 見積を取得して歩掛を決定した場合の情報開示について」の一部改定について(通知)

建設コンサルタント業務等(補償コンサルタント業務及び建築関係コンサルタント業務を除く)の入札・契約手続きに関する事項について、下記のとおり定めたので通知する。

なお、平成21年8月11日付け国関整技管第75号「建設コンサルタント業務等における入札・契約方式の選定、見積りによる歩掛の決定方法及び見積を取得して歩掛を決定した場合の情報開示について(通知)」については廃止する。

記

1. 適 用

令和5年8月1日以降に入札・契約手続き運営委員会に諮る設計業務等に適用する。 なお、設計業務等とは、測量業務、地質調査業務、設計業務、及び調査・計画業務をいう。

2. 入札・契約方式の選定について

入札・契約方式の選定については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入 札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」(手続き時点での最新版)に基づき選定すること。

3. 見積りによる歩掛の決定方法について

予定価格の算出にあたって、見積りを取得して歩掛を決定するときは、別紙 -1 により実施することとする。

4. 見積りを取得して歩掛を決定した場合の情報開示について

見積りを取得して予定価格算出のための歩掛を決定した場合は、入札参加者の適正かつ迅速 な見積りに資するため、作成した歩掛を入札参加者に開示することとする。

開示する方法は、「電子入札システム (ダウンロードシステム)」によることとし、紙入札に よる場合など、やむを得ない場合に限りメールまたは郵送等で行うことができるものとする。 ただし、メールまたは郵送等で行う場合であっても、送付する全ての資料に、送付先の企業 名・担当者名など入札参加者名が特定できる内容を記載しないこととする。

開示する時期は入札予定日の5日前までに行うこととする。なお、見積りを取得して歩掛を決定する 業務については、入札説明書に下記のとおり記載することとする。

【入札説明書記載例】

○.その他の留意事項

本業務は歩掛を作成するために見積り取得を行う業務である。見積り提出の依頼は入札参加者に対して、令和○年○月○日以降に電子入札システムで行う。紙入札方式による参加者に対しては、電子メールで行う。また、見積りを取得して作成した歩掛を入札日の前日から起算して5日以前に入札参加者に電子入札システムにより参考資料として開示する。紙入札方式による参加者に対しては、電子メールで行う。

見積りによる歩掛の決定方法について

設計業務等標準積算基準書に定めのない内容について、見積りを取得して予定価格を算出する場合の見積りの取得方法及び歩掛の決定方法は下記のとおりとする。

記

1. 見積りの取得方法

見積りを取得するときは、原則として事務所長名で見積依頼を行うこととする。

- (1) 発注時
 - ・指名競争入札については、原則として指名選定業者全社から見積りを取得することとする。
 - ・一般競争入札については、原則として入札参加者全社から見積りを取得する こととする。
- (2) 変更契約時
 - ・契約業者から見積りを取得することとする。

2. 取得した見積りによる歩掛の決定方法(参考-1)

取得した見積りは、適用する労務単価(設計業務委託等技術者単価)等に置き換え、各社毎の合計額に対し、異常値を除いた価格の直近下位の者の見積りを採用する。 ※異常値は、見積合計額の平均値±30%の範囲を標準とする。

5. 首都圏広域地方計画について

【首都圏広域地方計画「基本的な考え方」概要】

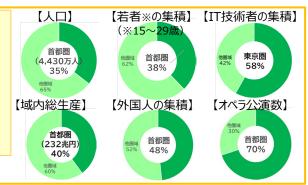
(対象区域: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)



<現状と課題>

- 【3つの危機】
- ○巨大自然災害
- ○国際情勢の緊迫化に伴う エネルギー・食料確保
- ○人口減少·高齢化、人手
- 不足、人材の競争力低下

- 【首都圏の強み】
- ○中枢機能、ゲートウェイ機能
- ○人材(若者・子ども、外国人/DX・芸術)の集積
- ○大河川、広大な平野、島嶼等の多様で豊かな 自然環境が大都市に近接
- ○充実した鉄道等の交通ネットワーク
- 【コロナ禍を経た変化】○東京圏でのテレワークの普及と暮らし方・働き方の変化の兆し



<将来像>

- ・テクノロジーを活用した、人間中心で誰一人取り残さない、「ゆたかな」地域
- ・「多様な空間」、「多様な人々の寛容・包摂的な共生」、「多様な選択肢」、自由な判断が尊重される地域
- ・若者・子どもや未来への投資、シニアの能力活用による世代間の公平性が確保される地域
- ・危機に対して「しなやか」な復元力を持つ持続可能な地域
- ・上質なリアルの空間が生活に「ゆたかさ」をもたらし、人間のリアルな交流が「新しい価値」を創出し続ける地域

<目標>

- I. 危機を好機として、施策の多機能化と連携によって首都圏をリニューアル
 - 危機:(1)巨大災害リスクへの対応(2)エネルギー・食料確保のリスクへの対応(3)人口減少・高齢化リスクへの対応 【首都圏のリニューアル】
 - ①「新技術・新エネルギーに対応できるインフラ」への更新 ②「人口が減少しても生産性が高く安心して暮らせる地域」
 - ③「省資源・循環型・グリーン地域」への転換
- Ⅱ. 首都圏の強みである上質で多様な資源を磨く

首都圏の人々がそれぞれの地域や場面で我が事として捉え、愛着や誇りをもって取り組む

<戦略的視点>1)デジタルの活用とリアルとの融合 2)人間の仕事の尊重、次世代の育成 3)課題を解決するグリーン 4)縮退・撤退を前提とした新陳代謝 5)国土全体の課題に先進的に取り組む

将来像(しなやか、ゆたかさ、新しい価値の創出)を実現 国際競争力等で我が国を牽引する首都圏

令和5年度 建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会 関東地方整備局 回答

赤字:地整重点項目

			Ι
項目	要望	回答	備考
(1)健康 (1)健康 (1)健康 (1)健康 (1)健康 (1)健康 (1)健康 (1)健康 (1)健康 (1)健康 (1)健康 (1)性 (1)健康 (1)性 (1)性 (1)性 (1)性 (1)性 (1)性 (1)性 (1)性	①履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化 ・建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開、および施策の活用の把握 ・年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するためのプロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化 ・発注時および変更時における条件明示の徹底により、標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の確保→標準履行期間を確保できない場合の履行期限の延期の継続・業務スケジュール管理表に基づく適確な契約管理の継続(変更契約時期の適切化:3 月実施の回避等)	・履行期限の平準化は、繁忙期と関散期の業務量の差を少なくし、年度末の業務集中の回避に寄与するものであることから、関東地方整備局としても重要だと認識しております。 国土交通本省の令和5年度重点方針が発出され、関東地方整備局においても準じているところです。 第1四半期は15%以上、第2四半期は25%以上、第3四半期は25%以上、第4四半期35%以下、翌債・国債等25%以上を目標とし、整備局・各事務所で取り組んでいます。 令和4年度については、第4四半期の設定目標は35%以下であったものが、実績が77%、うち3月は35%と目標達成には至りませんでした。国債・翌債等の繰越しの活用については、R4年度に14%程度実施しており、更なる活用に努めて参ります。 履行期限の平準化については、一朝一夕では実現することが困難な状況ですが、令和4年度より、次のような取組を進める計画としており、更なる履行期限の平準化を進めて参ります。 令和4年度は、業務の履行期限の平準化の取組に関する局・事務所幹部意識改革を行うとともに第2~3四半期発注業務を中心に翌債による履行期限の再検討を実施したところです。今6、日標達成に向け、フォローアップ結果を踏まえたところです。今6、日標達成に向け、フォローアップ結果を踏まえた対応の検討をして参ります。 (参考 関東方針(祭) 具体的な取組》 取組1 第2~3四半期に契約する業務は発注前の翌債申請による履行期限の再検討を実施。 取組2 不調、不落による再公示および発注時期が遅延する場合、翌再手続きにより適正な履行期間を確保 取組3 国債(ゼロ国債、平準化国債)を活用し第4四半期を履行期限としない。 取組4 通年業務の履行時期の見直し(平準化国債) [国主交通本省重点方針] (a)第1四半期15%以上、第2四半期25%以上、第3四半期25%以上、第4四半期35%以下、翌債・国債等25%以上 [関東地力整備局] (b)第1四半期15%以上、第2四半期25%以上、第3四半期25%以上、第4四半期35%以下、翌債・国債等25%以上 ・適切な履行期間の確保が必要な場合は、平準化国債や機動的国債等の国債・繰越の活用を進めて参ります。 業務者手後については、進捗状況や課題等を受発注者で共有するためのツールである「業務スケジュール管理表」を用い、引き続き業務の適確な進捗管理を図って参りまを発	
	②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化・「ウィークリースタンス」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化・実態に即した適切な費用計上(緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し)・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示(委員会対応業務に多い)の削減と解釈の違い等による手戻り発生や過剰要求による作業量増大を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的記述と業務実施内容の相互確認の徹底	す。	資料-2- (参考資料 P6
	・条件明示チェックシートの入札公告時段階での公表(試行)の拡大 ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示 チェックシートを用いた管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底 ・関東地方整備局では電子入札・契約書類の統一に加え、プロボ総評公示内容の一覧表提示による 事務負担軽減に取り組んでいただいたところ、今後も入入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減	 ・実態に即した適切な費用計上等については、受発注者双方の発議で開催できる「業務推進審査会」を活用し、適切な変更契約を図って参ります。 ・関東地方整備局では設計系業務について、条件明示チェックシートの入札公告時段階での公表に取り組んでおり、拡大に努めて参ります。 ・適正な履行期間の確保等に有効な「条件明示チェックシートの提示」「業務スケジュール管理表の活用」「ワンデーレスポンスの実施」等について、対象業務において適切に実施するよう、今年4月にWeb会議にて各事務所へ改めて周知しております。引き続き取組の徹底を指導して参ります。 ・入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減の取組については、これまでも取り組んできたところであり、継続して進めて参ります。 ※なお、一般土木工事A等級及び建築工事A等級の工事を対象に、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として認定を受けた企業を加点評価する取組を進めてまいりましたが、令和6年1月1日以降は、一般土木工事A・B等級及び建築工事A・B等級の工事並びに技術提案・交渉方式の業務契約に対象が拡大となり、また、今後、建設コンサルタント業務等へも拡大される予定です。 	資料-2- (参考資料 P7~9 P10~1 P12 資料-2- (参考資料 P13~1
(2) 受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善		・・関東地方整備局では、災害対応、特に初動対応については、迅速かつ的確な対応が必要ですので、「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」(令和3年4月国土交通省)、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」(令和3年5月改定 国土交通省)に基づき、災害時における業務の一時中止や工期延期等について引き続き適切に対応して参ります。 ・関東地方整備局における、緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開については、災害時における業務実施状況や他地整の取り組み状況などを確認のうえ、検討して参りたい。 ※都県政令市が回答(茨城県、千葉県、山梨県、千葉市)	

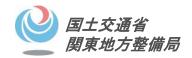
	項目	要望	回答	備考
I・担い手確	(3)企業経営の安定と処遇改善に向けての環境整備	①インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの安定的な事業量の確保・老朽化や激化する自然災害による甚大な被害に鑑み、計画的な整備継続と公共投資拡大	・合和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、『中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていてとが重要であり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後の国土強靱化の着実な推進に向け、「防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正法」に基づき、必要な検討を行う。』と記載されております。令和6年度の概算要求では、「国民の安全・安心の確保」「持続的な経済成長の実現」「個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」に重点を置き、公共事業関係費として、6兆2,909億円(対前年度比1.19)を要求させていただいております。	
"保・育成のための環境整		②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な 費用計上 ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定 ・技術基準の改定に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確化、予定価格積算における経費算定方法の合理化に関する継続的改善	・ 令和5年度の設計業務委託等技術者単価は、全職種単純平均で対前年度比5、4%引き上げられ、全職種単純平均値が44、455円となり、平成9年度以降で最高値を更新しました。設計業務については、対前年比7、1%引き上げられ、平均が53、671円となっております。今後も市場の賃金実態を反映した単価となるよう、引き続き、技術者単価への反映のため毎年実施しているび技術者給与実態調査」のご協力をお願いいたします。 積算に用いる步掛については、「步掛実態調査」を実施しており、実態との乖離等を確認しているところです。令和5年度は「橋梁予備設計」「橋梁詳細設計」「橋梁詳細設計」「橋梁定期点検」等で歩掛の一部改訂が行われております。「歩掛実態調査」は令和5年度も調査を実施することとしており、現場の実態把握に努めて参りますので、調査へのご協力をお願いいたします。 標準歩掛を適用できない工種については、入札参加者に対して歩掛見積もり依頼し作成した歩掛を入札参加者に開示する等の取組を実施しています。また、歩掛実態調査の対象工種の増加については、国土交通本省から貴協会への意見照会の際に要望いただきますようお願いいたします。 ・予定価格積算における経費算定方法の合理化については、平成30年度より段階的に行われており、令和5年度は測量業務の機械経費率、通信運搬費等率が一部改訂されており、今後も合理化可能と判断された工種については、継続して対応されると考えております。	資料-2-① (参考資料) P18~19
備		③生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善 ・PPP業務の費用の適正化(技術者区分の適正化、柔軟な設計変更)、官民の役割分担の明 確化、請負契約から準委任契約等への改善	・ 国土交通省直轄の事業促進PPP ガイドライン (R3.3一部改正) において、『事業促進PPPは、全体事業計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整等、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理等 「事業工程及びコストの管理等)、施工管理等を直轄職員が柱となり、受発注者が一体となって実施する。なお、予算管理、契約、最終的な判断・指示は発注者の権限とする』とされていることを踏まえ、ガイドラインに沿って運用しているところです。 今後も、貴協会等のご意見・ご協力を頂きながら、官民協働による効率的な事業推進のため、本取組を進めて参ります。また、費用の適正化については国土交通本省に伝えて参ります。	
		①「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更・設計変更に伴い新規に追加された工種に対する落札率の適正化(当初落札率の適用外)	 ・設計変更にあたっては、「土木設計業務等変更ガイドライン」に基づき実施するとともに、関東地方整備局が独自に制度化している「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」、「業務推進審査会」を活用して、引き続き適切な設計変更に努めて参ります。 ・また、設計変更に伴い新規に追加された工種に対する適用落札率のご意見については、引き続き国土交通本省に伝えて参ります。 	資料-2-① (参考資料) P20~26
	(4)人材の確保・ 育成、新たな事業 推進形態の環境 整備	①若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続	 若手技術者(40歳以下)を管理技術者として配置する場合の加点評価、出産や育児等による休業期間を遡って評価対象期間とする試行や照査技術者の配置要件の見直 しの試行を行っており、今後も継続して参ります。 なお、若手技術者(40歳以下)を管理技術者として配置する場合の評価については、インセンティブの向上を図る観点から、令和5年8月より加点割合を増加しております。 若手からシニアまで老若男女、より多くの受注機会を考えております。 	資料-2-① (参考資料) P27~30 資料-1 P9~13
II 技	(1)(国)プロポー ザル方式・総合評 価落札方式等の 適確な運用・改善	○①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)」におけるプロボーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロボーザル方式への移行業務の追加	・業務発注にあたっては、国土交通本省が発出している「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」を準用し、関東地方整備局では、価格競争方式の対象業務を総合評価落札方式(簡易型)に読み替えて、業務内容に応じた発注方式の選定を行っております。また、土木建設コンサルタント業務では、プロポーザル方式による発注が、件数、金額ともに全体の約6割となっております。 今後も、個々の業務の特性や難易度等を十分勘案し、業務内容に応じた適切な発注方式の選定を進めて参ります。	
力による選		②計画系プロポーザル業務の業務規模の改善(技術者単価の変動とプロポ業務規模の連動)	 業務規模については、予算上の制約もあるため、適切な規模及び業務内容で発注するよう、各事務所等に周知して参ります。 	
定		③総合評価落札方式における落札率の改善	・関東地方整備局のR4年度発注件数1,404件について、総合評価落札方式(標準型1:3)の90件(6.4%)で実施しており技術力が適切に反映された総合評価の運用に努めているところです。 総合評価落札方式(標準型1:3)における落札者と技術点、価格点、落札率に関しては、ご意見を踏まえながら検討して参ります。 なお、調査基準価格の見直しについては、国土交通本省へ伝えて参ります。	
		④改正された業務成績評定の適切な運用と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰(表 彰内容・表彰率)の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式における企業選 定の地方整備局間の統一的運用等	 ・ 令和3年8月から関東地方整備局発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しと業務成績評価区分を見直しを行い実施しております。 優良業務表彰の評価につきましても、全国実績評価基準の見直し、海外実績、事業促進PPP業務のマネジメント実績の評価も実施しております。 引き続き企業選定における評価については、評価の運用状況を把握しながら、適切な評価が行えるよう努めて参ります。 	資料-2-① (参考資料) P31~37
		5国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用 ・ 令和4年度、および令和5年度試行結果を踏まえた適切な対応 ・ 試行に際して、加点する分野などの適切な組合せ評価等 ・ 本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入	・・・関東地方整備局においては、令和5年1月27日付け国技建調第4号「国土交通省登録資格との組合せ評価について(試行)」の文書発出を受け、橋梁点検・診断業務に おける担当技術者の資格保有などの要件化、及び総合評価審査委員会での審議結果を踏主え、令和5年4月より橋梁点検(診断)業務に配置される担当技術者を対象とした 組合せ評価の試行をはじめたところです。今後は、試行結果を蓄積・分析するとともに、貴協会のご意見をいただきながら、他の業務の抽出等も含めて検討して参ります。	資料-2-① (参考資料) P38

	項目	要望	回答	備考
Ⅱ .技術力による選定		改正品確法第22条の「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」に基づき、発注者の役割、責任として、以下の発注方式への取組みを強化 ②①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加 ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進 ・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札の撤廃、保力不適格業者の排除、簡易な技術競争の導入促進) ・プロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論 ②見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示 ③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃) ④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進(増加と公表) ⑤業務分野に応じた有資格者(技術士・RCCM等)・建設コンサルタント登録制度の適確な活用の促進	(関東の見解)	
	づくりのための地 域コンサルタント の活用の拡大と育 成	①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進 ②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札 契約制度の工夫改善の推進(適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価 項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入		
. 品質	(1)受発注者それ ぞれの役割を踏ま えたエラー防止へ の取組み		・関東地方整備局では、令和元年度より、対象となる詳細設計業務(全ての修正設計、補修設計を含む)について、条件明示チェックシートを業務着手前から入札公告時に提示する試行を実施しており、試行数は増えてきております。実施状況調査結果を踏まえ、さらなる取組拡大のため、①予備設計で条件明示チェックシートを作成することが基本であり、それを詳細設計の業務着手時に提示すること、②条件明示チェックシートが作成されていない場合は発注者が作成すること等、チェックシートの内容を確実に確認することを4月の各事務所への説明会で再周知・徹底したところです。引き続き、条件明示の徹底に努めて参ります。	資料-2-① (参考資料) P10~11 【再掲】
の確保・		②品質確保・向上に資する施策の継続的改善(的確な条件設定・確認、照査の充実等) ・「工事発注時チェックシート」の活用継続	 「工事発注時チェックシート」については、貴協会関東支部の協力により作成し、試行を進めているところです。 チェックシートは円滑な工事発注、工事発注作業の効率化に有効であると認識しております。 今年度、試行結果のフォローアップを実施する予定ですので、引き続きご協力を宜しくお願い致します。 	資料-2-① (参考資料) P39~40
向 上	(2)詳細設計及び 三者会議等にお ける総合的な品質 の確保	①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上 ・施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消(見積り等による実態に即した費用計上)・指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化の取り組み継続・特記仕様書における関係機関協議(回数、機関数)、修正設計における修正内容の明記	 詳細設計における、指定仮設時の作業増に伴う設計変更については、今後も適切に対応して参ります。 任意仮設・指定仮設の取扱いについては、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおりであり、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」でも解説をしており、今後も適切に対応して参ります。 「土木設計業務変更ガイドライン補足資料」において、貴協会と連携し、指定仮設・任意仮設の取扱に関する具体的な設計変更事例を追加して参ります。また、仮設構造物詳細設計に係る仮設区分の明記及び積算方法について、令和5年3月に各部・各事務所へ通知しました。 特配仕様書における関係機関協議、修正設計における修正内容の明記については、適切に明記されるよう努めて参ります。 	資料-2-① (参考資料) P41~45
		②詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における追加業務や修正設計の適切な実施(工期の設定)と費用計上	 三者会議の結果等による、設計の修正や設計変更については、別途業務の発注を検討する、及び「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」を活用する等、適切に対応するよう、引き続き実施の徹底を図って参ります。 	
	(3)維持管理・更 新事業等における 技術的課題解消 に向けた発注契 約方式などの改善	①設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定 ・ECI方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・施工者連携方式として活用	- 技術提案・交渉方式(ECI方式)は工事の仕様の確定が困難な技術的に難しい場合に適用され、具体的には平成27年6月(令和2年1月改正)に国土交通本省が作成した「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」では「発注者が最適な仕様を設定できない工事」及び「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」に適用することとなっております。 関東地方整備局としても、令和5年8月に橋梁補修工事において、ECI方式による発注手続きに着手したところです。引き続き工事の特性を踏まえ技術提案・交渉方式(ECI方式)の活用を検討して参ります。	資料-2-① (参考資料) P46~48
		②点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上 ・点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実勢価格に応じた積算価格の設定・補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の適切な設計変更	 点検・診断、補修・補強設計については、設計条件が明確に特記仕様書に明示されるよう、引き続き周知して参ります。 また、全ての補修設計を含む詳細設計業務において、条件明示チェックシートを提示する試行を実施しており、4月の各事務所への説明会で再周知・徹底しております。 現場条件に不一致が発生した場合は、速やかに関東地方整備局独自に制度化した「業務推進審査会」を開催することで、受発注者間で意思疎通ができ、適切な変更契約 につながるものと考えております。 その場合(契約後に現場不一致判明)、積算基準の歩掛が無いものについては、見積りを徴取する等、適正に費用計上を行うよう、実施の徹底を図って参ります。 	資料-2-① (参考資料) P10~11 【再掲】
		③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用	 現在も、業務内容により、プロポーザル方式による橋梁補修設計業務や検討業務等の発注も行っているところです。 今後も、業務内容に応じた、適切な発注方式選定に努めて参ります。 (関東地方整備局における土木建設コンサルタント業務等の業務等を発注においては、国土交通本省が発出している「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成27年11月 令和5年3月一部改定)を準用し、業務内容に応じて適切に発注手続きを行っているところ:再掲) 	
		④地方自治体のメンテナンス事業の促進 ・技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用 ・点検・診断等業務に関わる登録技術者資格 (RCCM等)の活用 ・道路橋メンテナンス技術講習達成度試験合格者、河川維持管理技術者、河川点検士の活用促進 ・地方自治体のメンテナンス事業への地域コンサルタントの積極的な活用	※都県政令市が回答(群馬県、長野県、横浜市、相模原市)	

	項目	要望	回答	備考
Ⅳ.一DX 推進の環境整備」と一成長と分配の好循環	(1)DXの推進		・業務における電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ベーバーレス化)」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮)の促進については適年度より実施しているところです。 ・情報共有システム(ASP)を活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」については、平成22年度より土木工事において先行的に実施されてきましたが、令和5年度より全ての業務においても適用となりました。 ・WEB 会議システムの活用等、働き方改革及び生産性向上に関する取り組みについては、積極的に取り入れていくよう各事務所へ周知しており、引き続き対応して参ります。また、現場情報の共有化については、情報共有システム(ASP)の全面適用により促進を図って参ります。 ・ 各種技術基準類の電子化・WEB公開については引き続き努めて参ります。 ・ ※都県政令市が回答(埼玉県、神奈川県、川崎市) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	310 J
の実現」	(2)DXの推進の 費用面での環境 整備	①BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し ・「BIM/CIM 標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM 使用料」の計上 ②DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し ・「一般管理費等係数(β)」の見直し、「低入札価格調査基準価格」の見直し ③DX推進の環境整備のための助成金の創設【新規】 ・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改	 ・BIM/CIM活用業務における「BIM/CIM使用料」などの業務価格算定については、受発注者間の協議により見積りにより対応しているところです。 BIM/CIMの標準歩掛の設定へのご意見につきましては、引き続き国土交通本省に伝えて参ります。 ・DX・テレワーク等に対する一般管理費及び低入札価格調査基準価格の見直しへのご意見につきましては、引き続き国土交通本省に伝えて参ります。 ・DX推進の環境整備のための助成金の創設につきましては、国土交通本省に伝えて参ります。 ・技術者単価や業務価格等への改善への改善へのご意見につきましては、引き続き国土交通本省に伝えて参ります。 	
		を放在来に4ついるがなどが高いの間では、「という」という。 ・調査基準価格を改善するとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施		

令和5年度 建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

資料-2 (参考資料)



平成31年4月 労働基準法の改正、施行

「建設コンサルタント等の時間外労働の適正化が喫緊の課題」

→ 労働基準法に基づき、平成31年4月1日より罰則付きの時間外労働規制が適用(月45時間、年360時間)



令和元年6月一部改正 公布·施行

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」

→ 公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計)について広く<u>本法律</u> の対象として位置付け



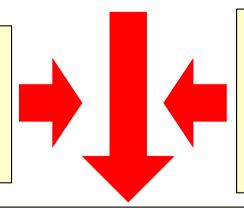
令和2年1月 改正

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」

→ 「<u>繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組</u>により履行期限の平準化に取り組む」ことが、必ず実施すべき事項となった。

✔発注者の働き方改革

- →発注担当者の発注業務の平準化 (特に若手職員)
- →検査の平準化



✓業務の不調の急増への対応

→<u>不調・不落率 R2 5.1%、R3 7.5%、R4 4.7%</u>
※原因の62. 8%は、平準化を取り組んでいないのが原因と考えられる。

※技術者の確保が困難であり、業務実施体制が整わない(50.0%) 手持ち業務が多く履行できる余裕がない(12.8%)

業務における履行期限の平準化の取組が待ったなし!!



■令和4年度の取組

- ✔取組1 局、事務所幹部(事務所長、副所長)の意識改革
 - 工事に比べ業務の平準化の取組は進んでいないことからまずは局や事務所幹部の意識改革。
- ✓ 取組2 第2~3四半期発注業務を中心に翌債による履行期限の再検討を実施
 - ・適正な履行期間を確保し、業務の履行期間を翌年度に持ち越す翌債手続きは、第1四半期から申請可能です。
- ✔取組3 不調による再公示及び発注時期が遅延する場合、翌債手続きにより適正な履行期間を確保
 - ・翌債手続きを行い、適正な履行期間を確保すること。 → 年度内で完了させるため、安易に3月とするのはダメ!

- ■令和5年度の取組(案)
- ✔取組1 国債(ゼロ国債、平準国債)を活用し第4四半期にしない
 - ・改築事業の事業展開における調査・設計業務について、国債を活用した発注(国債を活用することにより第4四半期を履行期限としない。)
 - ・検討・対策業務(渋滞対策、治水検討など)は工期を年度末にせず、翌年の第1四半期にとりまとめを行う。
- ✔取組2 通年業務の履行時期の見直し(平準化国債)
 - ・流量観測、水辺現地調査、動植物調査、道路構造物点検など平準化国債を活用し、4月から3月までの履行期間である業務を、10月から9月までの履行期間とする。

令和5年度履行期限(業務)の平準化目標



[適用対象]

当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む)している100万円以上の業務(測量、地質調査、調査設計(ただし、通年業務、発注者支援業務を除く))

〇令和5年度に履行期限とする業務

令和5年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
7140千尺	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下

平準化率 = ①のうち令和5年度四半期毎に履行期限となる業務件数 ÷ 令和5年度履行期限となる業務件数

令和5年度

①:令和4年度予算(翌債・明許)・国債・平準化国債等 + 令和5年度予算(年度内履行期限)

○国債による平準化及び真に必要な工期延期とする業務

	翌債•国債•平準化国債等
令和6年度	25%以上

平準化率 令和6年度

②のうち履行期限が令和6年度となる繰越(翌債)及び国債・平準化国債の件数

・ 令和5年度予算(単年度+翌債・明許)の業務件数

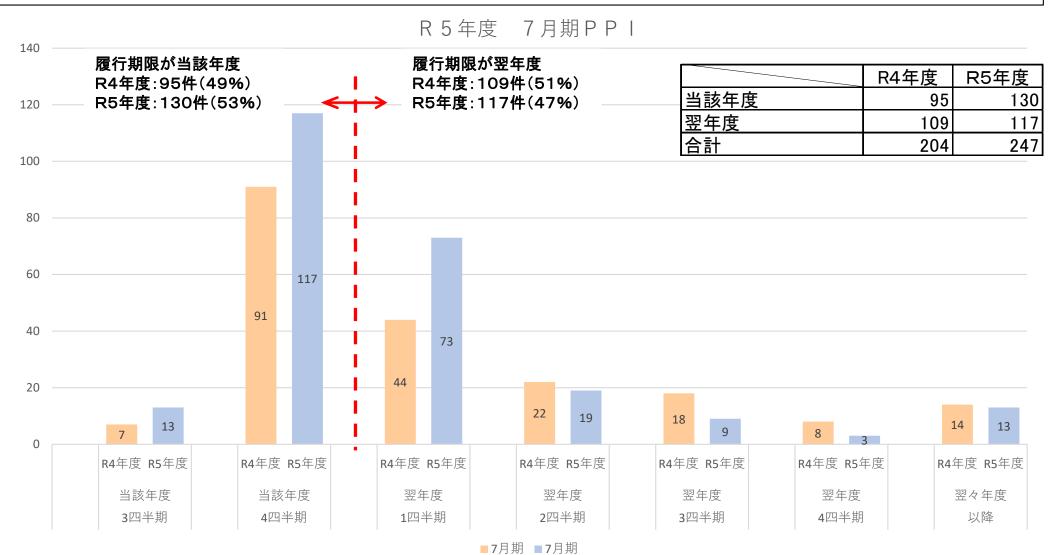
②:令和5年度予算(年度内履行期限)・国債・平準化国債等

~

中長期目標	上半期	下半期
	50%以上	50%以上

令和5年度における業務の履行期限平準化の取組(7月期PPI)

■ 7月の公表対象(7月以降に公示)の履行期限をR4年度とR5年度を四半期で対比。 R5年度は翌債・国債の活用により、履行期限を令和6年度以降に分散。 履行期限が翌年度の業務はR4年度109件に対して、R5年度は117件と1.1倍に増えている。



【参考】設計業務等の業務環境改善(ウィークリースタンス)



〈関東地方整備局 事例>

- 令和3年度以降に契約した全ての業務(土木関係建設コンサルタント業務・測量業務・地質調査業務・発注者支援 業務等)を対象に、業務環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定。
- 「マンデー・ノーピリオド」、「ウェンズデー・ホーム」及び「フライデー・ノーリクエスト」などの取組項目を原則実施し、業務環境改善に努める。

(1)取組内容

業務の実施にあたり、作業を依頼する場合は、適切な作業時間を設定するほか、以下の①~⑤の取組項目について原則実施するものとし、その他の項目についても積極的に取り組むものとする。

【取組項目】

- ① 月曜日を依頼の期限日としない(マンデー・ノーピリオド)
- ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける(ウェンズデー・ホーム)
- ③ 土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない(フライデー・ノーリクエスト)
- ④ 昼休みや午後5時以降の打合せをしない(ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング)
- ⑤ 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない(イブニング・ノーリクエスト)
- ⑥ 金曜日も定時の帰宅を心掛ける
- ⑦ その他、任意で設定する取組(受発注者で合意した事項)

(2)進め方

初回業務打合せ時に、取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ業務環境改善様式【初回打合せ用】に記入し、打ち合わせ記録簿に添付する。

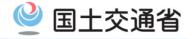
(3)実施結果のフォローアップ

受注者は、業務完了後2週間以内に取組項目の実施結果を記録した業務環境改善様式【実施状況報告】を企画部技術管理課へ提出する。



- やむを得ず受注者に業務指示を行う場合には、調査職員(監督職員)から管理技術者(主任技術者)に対して、作業内容とその理由を明確に指示すること。
- 災害時等の緊急事態対応については、取組の対象外とする。

業務推進審査会の設置



業務実施上の課題を迅速・明瞭に解決するため、受発注者が揃って議論する場を制度化したもの。

「平成28年度より」

業務推進審査会の概要

【出席者】

発注者

受注者

- (技)副所長
- 管理技術者
- 発注担当課長
- 照査技術者 等
- 主任調査員 等

【審査項目】

- ◆ 設計工種の追加等、大規模な業務内容の 変更
- ◆ 工程に影響を及ぼす規模の業務遅延への 対処 など

【実施時期】

- ◆ 受注者からの開催要請時
- ◆ 発注者発議の契約変更時 等

ホームページにも掲載しています:

https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000143.html

変更項目の例

- ▶ 事業計画変更に伴う業務範囲の追加・拡大
- ▶ 第三者(外部)に起因した設計条件の確定遅延に伴う履行期限延伸

効果

- ◆適切な変更契約の実施 (増額、履行期限延伸等)
- ◆ 受発注者間の意思表示の明確化→手戻りの防止、受発注者双方の認識共有
- ◆業務量の縮減
- ◆ 繰越等の円滑化

業務推進審査会 設置運用方針

平成 29 年 1月 16 日制定

1. 田野

者と受注者が一堂に会して、課題への認識を共有するとともに対処を検討、判断する場として かつ明瞭に解決するとともに、契約変更手続きの透明性と公平性の向上を目的として、発注 業務推進審査会(以下「審査会」という。)は、土木設計業務等の実施過程上の課題を迅速

2. 対象業務

の業務遅延への対処等を行う必要がある業務とする。 タント業務)のうち、設計工種の追加等大規模な業務内容の変更や工程に影響を及ぼす規模 審査会の対象業務は、土木設計業務等(測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサル

3. 組織

1) 番鱼牙

審査会は、下記のメンバーを標準として開催するものとする。

● 発注者<事務所発注の場合>

【委員長】:副所長(技術: 当該業務担当)

【委員】:工事品質管理官、業務発注担当課長、当該業務担当調査員(監督員)等 <繰越を検討する場合は経理課長、経理課担当者等の参加もできるものとする>

▶ 発注者<本局発注の場合>

【委員長】: 当該業務担当課長

【委員】: 当該業務担当課長補佐(建設専門官)、 当該業務担当調査員等

) 受注者:管理(主任)技術者、照查技術者等

を求めることができるものとする。 ※ただし委員長の指名により、委員が委員長の代理となる事ができるものとする。また、 審査会において必要と認められた場合は、委員以外の者(本局担当課長補佐等)の意見

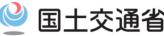
2) 事務局

審査会事務局は、 する事務を行う。 当該業務発注担当課等に設置するものとし、審査会の開催、運営に関

4. 審査会の開催

1) 審査内容

の判断について審査を行うものとする。 ただし、変更理由や変更内容が明確で、受 審査会は、変更の妥当性(可・否)の審議及び変更手続きに伴う履行期限の延伸等 発注者が容易に合意できる内容であれば、変更規模にかかわらず、審査会開催の



必要は無いものとする。

審査を行うことができるものとする。 その他、業務遂行にあたって重要な意志決定を行う必要がある場合の判断について、

2 審査方法

- 審査会で必要な技術資料については、各者で作成することとする。また、 る説明は、審査会を発議した者が行う。 審査に関わ
- 審査内容について、現地条件の確認が必要な場合は、適宜、現場にて審査会を実施 する事が出来る。

ω 審査会の開催時期

- より適時開催するものとする。 の判断を行うにあたり、審査会を構成する「発注者」、「受注者」のいずれかの発議に 審査会は、変更の妥当性(可・否)の審議及び変更手続きに伴う履行期限の延伸等
- のとする。 受注者が審査会の開催を発議する場合、「総括調査員」に文書で要請(協議)するも
- た工夫を各事務所で行う。 審査会の開催事務の省力化・迅速化を図るため、定期的な開催やル-チン化に向け

4 審査会の結果

持するものとする。本議事録は各共通仕様書における打合せ記録簿の一として取り扱う 決定を仰ぐこととし、発注者は、速やかに変更の採否を受注者に通知すること。 また、事務所発注業務については審査会の結果を事務所長に報告し、変更の採否の 審査会の結果は、会議の場で議事録を作成、サインし、受・発注者双方が議事録を保

5 対象業務の取扱い

内容を記載し、審査会の対象業務であることを明確にすること。 平成 29 年 1 月 16 日以降に入札公告を行う業務の発注にあたっては、特記仕様書に以下の

また、実施中の業務においても、受発注者の協議により、審査会を実施できるものとする

特記仕様書記載

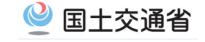
第〇〇条「業務推進審査会」の設置

<u>www.ktr.mlit.</u> go.jp/gijyutu/gijyutu00000143.html)によるものとする。 断等を行う場として開催する「業務推進審査会」(以下、「審査会」という。)の設置対象業務で 注者が一堂に会して、変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う履行期限の延伸等の判 本業務は、契約変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受 「審査会」の運用にあたっては、「業務推進審査会設置運用方針」(<u>https://</u>

9 担当窓口

企画部技術管理課

条件明示の徹底(条件明示チェックシートの提示)



<u>予備設計等で整理・作成した条件明示チェックシート</u>を、<u>詳細設計業務</u>の**業務着手時**(契 約後)、受注者に対して、提示する。⇒必要な情報を漏れなく明示するためのツールとして 活用。 平成24年度より

対象となる業務・・・下記の「詳細設計」

- ○道路 〇橋梁 〇樋門•樋管
- 〇排水機場 〇築堤護岸 〇山岳トンネル
- 〇共同溝 〇砂防堰堤

(全て修正設計・補修設計含む)

作成から提示までの手順

- 1. 対象業務の条件明示チェックシート(案)を用 意(予備設計で作成されていない場合は、発注者が作成する)
- 2. チェックシートの項目②~④を記載 ※予備設計でチェックシート作成済みの場合は 確認の上、必要に応じて追記する

発注審査会、設計積算審査会 等での確認実施も可

- 「設計業務の条件明示検討会(仮称)」の開催 ← チェックシートの内容の確認
- 4. 業務着手時(契約後)、シートを受注者に提示 提示時に多も記載

チェックシートの構成と項目

- ① 詳細設計業務実施に必要な条件
 - •明示項目
 - ・主な内容 ←(案)に記載済み
- ② 対象項目 (条件明示の対象ならO、対象外なら×を記載)
- ③ 確認状況および確認日 (全確定ならO、一部確定は△、未確定は× の記号と、それを確認した日付を記載)
- 確認資料(資料の名称、頁番号等を記載)
- 備考 (③が△×の進捗状況を記入)

効果

- ◆明示すべき事項の漏れを防止できる
- ◆条件確定の有無と時期を受発注者で共有

試行的に行う条件明示チェックシートの提示時期の変更

1. 技術審査段階における条件明示チェックシートの提示、報告

- 「条件明示チェックシート」とは、発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認した後、受注者に対して必要な 設計条件等を確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するツール。
- 条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更(R1.8公示より適用)。
- <u>試行として1事務所1件の実施、及びその実施結果、活用状況の報告をお願いします。</u> (過年度予備設計で条件明示チェックシートを作成済みの業務で実施を検討願います)

2. 試行的に行う条件明示チェックシートの提示時期の変更

	H30年度以前	R1年度~試行的に実施
対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む)、 ② 橋梁詳細設計、③ 樋門・樋管詳細設計、 ④ 排水機場詳細設計、⑤ 築堤護岸詳細設計、 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)、 ⑦ 共同溝詳細設計、⑧ 砂防堰堤詳細設計 (全て修正設計・補修設計含む)	同左
提示時期	詳細設計契約後の1回目打合せ	入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)

3. 提示時期の変更によるメリット

【発注者のメリット】

- 当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項が特記仕様書作成時に把握できる。
- ・ 当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。

【入札参加者のメリット】

- 条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
- 条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取り組みの対策が早急に対応できる。
 例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務はいつまでに把握しなければならないかというクリティカルパスの把握が可能となるとともに、業務計画書に反映できる。

③業務スケジュール管理表の活用



<u>測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務</u>において、通常の工程表に加えて、履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の役割分担、回答期限等も明記した「業務スケジュール管理表」を受注者が作成し、発注者と共有する。 _{平成23年度より}

様式と記載内容

※説明用に簡略化しています

業務名、受注者名、管理技術者名等を記載

現在の状況、課題、当面の目標等を記載

作業項目	8月	9月	10月	11月	備考
打合せ	0		0	0	
現地踏査		工和	呈表(バー	ーチャー	(-)
〇〇設計				中間確	認
照査					

着手	作業事項	作業者		\1\1\2\C	o #=	懸案
日	(タスク)	発	受	状況	目標	懸案 事項
			0	完了		
		0			_9月末_	

判断等を要する事項、未確定事項のリスト

R2年度より、行・列の挿入・削除ができるよ うシートの保護を解除しました。

作成手順と活用方法

- ① <u>受注者が作成</u>し初回打合せ時に提示

 ↓

 (業務の進捗、状況変化で内容が変わる)
- ② 次の打合せ時に内容を加筆修正した版を受注 者が作成し提示
- ③ スケジュール確定まで②を繰り返す
- ※業務スケジュール管理表には、クリティカルパスを 記載するとともに、履行中に発注者の判断・指示が 必要な事項について受注者と協議し、その役割分 担、着手日及び回答期限を明記し、履行期限内に 業務が完了するよう円滑な業務進捗を図る。
- ※活用状況について報告をお願いします。

効果

- ◆業務履行上の課題を明確にできる
- ◆適正な履行期間の確保

作成担当所属名	企画部技術調査課
作成時期	令和 5 (2023) 年度
保存期間	5年
保存期間満了時期	令和10(2028)年度末

国選 整技調第 ∞ 卓

国関整技評第 ω IJ 山

令和5年8 压 ω Ш

各部長・統括防災官及び 各事務(管理)所長・センター長 蓧

画 喍 畑

金賞 繙 빯 膩

直轄工事におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について

載例等については、別途通知します。 号で大臣官房技術調査課長、官庁営繕部管理課長及び官庁営繕部計画課長から通知がありま したので別添のとおり周知します。なお、関東地方整備局における評価及び入札説明書の記 標記に しいて、 令和5年8月24日付け国官技第171号、国営管第254号及び国営計第84

国官技第 171 号 国営管第 254 号 国営計第 84 号 令和5年8月 24日

套 大臣官房官庁営繕部 洠 Ħ 汕 麩 ᇎ 徧 発 匝 匣 \Rightarrow 事業振興部長 胍 繙 囲 些 뾼 뺲 畑 畑 聚 骤 戮

大臣官房技術調査課長大臣官房官庁営繕部管理課長大臣官房官庁営繕部計画課長人臣官房官庁営繕部計画課長

直轄工事におけるワー .7. ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について

式を適用する総合評価落札方式において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業と めの取組として、一般土木工事A等級及び建築工事A等級の工事を対象に、段階的選抜方 組指針」という。)に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるた ランス等推進企業」という。)を加点評価する取組(以下、「本取組」という)を実施し 定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(以下「取 て法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バ 国土交通省においては、平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部で決 ころである。

等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の工事、並びに技術提案・交渉方式における 手続きを開始する案件から、 優先交渉権者との業務契約の発注に拡大することとし、令和6年1月1日以降に入札契約 更なる取り組み拡大のため、 遺漏無きよう措置されたい。 本取組の対象を総合評価落札方式の一般土木工事A

総合評価落札方式、 その開始時期は追って通知する。 本取組を全ての公共工事等 企画競争方式 (プロポーザル方式を含む) (建設コンサルタント業務等を含む) に速やかに拡大する におけ 1 \cap NO 71

企業を評価する取組について」(令和4年6月9日付け国官技第58号-る場合があるので申し添える。 国営繕計第49号-2)については廃止する。 本取扱いにしいては、 また、「直轄工事におけるワーク・ライフ・バラン 今後の政府全体の取組状況を踏ま Ŋ 必要に応 2、国営管第87号 C ス等推進 て変更す

別紙

(1) 対象工事等

一般土木工事A等級・B等級

建築工事A等級・B等級

技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

(2) 配点例

次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日での基準)・トライくるみん・くるみん(平成29年3月31日までの基準)部定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	評価基準
、る。 ラチナえるぼし・え るみん・くるみん (令 るみん (平成 29 年 4 基準)・トライくる 日までの基準) 認定 スエール認定企業)	TEST
1	配点

- **※** 限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。 のに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすも 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12
- **※** 2 準に適合するものと認定された企業をいう。 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基
- **፠** ω るものと認定された企業をいう。 青少年の雇用の促進等に関する法律 (昭和 45 年法律第 98 号) 第15条の規定に基づく基準に適合
- **※** 4 段階選抜方式を採用する発注にあたっては、 第一段階選抜において評価する ことも可能

(3) 認定等の確認方法

- 推進に関する指標の適合状況を提出させる。 提案書を求める際、 様式例又は様式例-2により、 ワーク・ライフ・バランス等の
- 知書の写しにより確認する。) 認定通知書の写し又は行動計画届出書 これにより確認する。(外国法人については、内閣府による認定等相当確認通 (都道府県労働局の受領印付) の写しを添付

LΤ
ワーク
7
\ (c
71
ブイソ
7
•
バブン
11
(1)
/,
K
1113
414
\mathcal{O}
拍
E
1111
(1
票
ادر
4
Ø
#
法
川田
(1
1
$\stackrel{\sim}{\sim}$
ز
4
9
/ス等の推進に関する指標についての適合状況
闽
सं
2
É

- *** *** 1~3の全項目について、該当するものに○を付けること。 それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般 策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付するこ ·般事業主行動計画 . C
- * 条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第 条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式例-2を使用する。 \mathcal{O}

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

ラチナえ . ま ぼ し認定を取得し ている。

数当 該当しない

 \mathcal{N} \subset ω 段階目 の認定を取得し ている。

数当 該当しない

 \bigcirc . Z I の基準を満た \mathcal{O} 段階目の認定を取得し \subset 、ている。 んなり、 かり、 「評価項目 ω • • 労働時間等の働き

当談出 該当しない

 \bigcirc えるぼし 方」の基 がばし1段階目の認定を取得し の基準を満たしている。 んせり、 かり、 「評価項目 ω . . 労働時間等の働き

数当 該当しない

 \bigcirc 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)ており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 を策定 届出をし

数当 該当しない

2 <u>次世代育成支援対策推進法に基づく認定</u> ○ 「プラチナくるみん認定」を取得しっ

を取得している

熨 Щ. 該当しない

 \wedge るみん認定」 (令和4年4月 \vdash 日以降の基準) を 取得 し、 該当 ている

 \bigcirc

- 該当しない
- \bigcirc 、ている。 るみん認定」 (平成 29 年 4 月 \vdash 日~令和4年3 圧 31Ш までの基準) を取得

数当 該当しない

 \bigcirc \neg フ VI 7 \wedge るみん認定」 を取得している。

数当 烮 しない

 \bigcirc B みん認定」(平成 29年3 田 31 日ま での基準) が取る。当該当 \subset 、ている。

数当 こない

သ 少年の雇用の促進等に関する法律に基づく

-ル認定を取得している。

数当 該当しない

17

取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務

- 1~3の全項目について、該当するものに○を付けること。 それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し)を添付すること。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
- プラチナえるぼし認定に相当している。

数当 数当 しない

 \bigcirc Nr . 3 K \subset ω 段階目の認定に相当し ている。

数当 該当しない

 \bigcirc えるぼし2段階目の認定に相当し 方」の基準を満たしている。 人なり、 , Cre 「評価項目 ω : 労働時間等の働き

数当 該当しない

 \bigcirc しがほし の基準を満たし 1段階目の認定に相当し ている。 んせり、 かり、 「評価項目 ω . . 労働時間等の働き

数当 該当しない

 \bigcirc 態に相当しており、かつ、 ·般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策 《に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。 を策定している状

数当 該当しない

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

「プラチナ くるみん認定」 に相当している

数当 該当しない

- \bigcirc \wedge るみん認定」 (令和4年 .4月 \vdash 日以降の基準) に相当している。
- 数当 • 該当しない
- \bigcirc 「へるみろ認定」している。 (平成 29 年 .4月 \vdash Ш ~令和4年 ·3 月 31 日までの基準) に相当

数当 該当しない

 \bigcirc \neg ァ VI \wedge るみん認定」 に相当 、ている。

- 数当 数当 しない
- \bigcirc \wedge るみん認定」 (平成 29年3 匠 31 Ш H での基準) に相当 | | 該当 \subset 、ている。

数当 しない

ယ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

ユースエール認定に相当し 、ている。

数当 該当しない

設計業務委託等技術者単価の改定

1. 設計業務委託等技術者単価とは

- 国土交通省が発注する設計業務委託等(設計・測量・地質等)の積算に用いる 全国一律の単価。
- 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて、20職種(職階)の単価を設定。

2. 令和5年度技術者単価の概要

【全職種(職階)単純平均】	44,	455円	対前年度比 (H24比) +5.4% (+40.4%)
(内訳)			対前年度比(H 2 4 比)
設計業務(7職階)	平均	53, 671円	+7.1% (+37.8%)
測量業務(5職階)	平均	37, 700円	+5.2% (+63.1%)
航空・船舶関係業務(5職階)	平均	40, 580円	+1.5% (+33.3%)
地質調査業務 (3職階)	平均	40,667円	+6.9% (+46.4%)

```
(参考)近10か年の伸び率(全職種(職階)平均)
```

H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 R2 R3 R4 全職種: +1.2% +3.2% +4.7% +3.8% +3.1% +3.0% +3.7% +3.1% +1.6% +3.2%

設計業務委託等技術者単価の改定

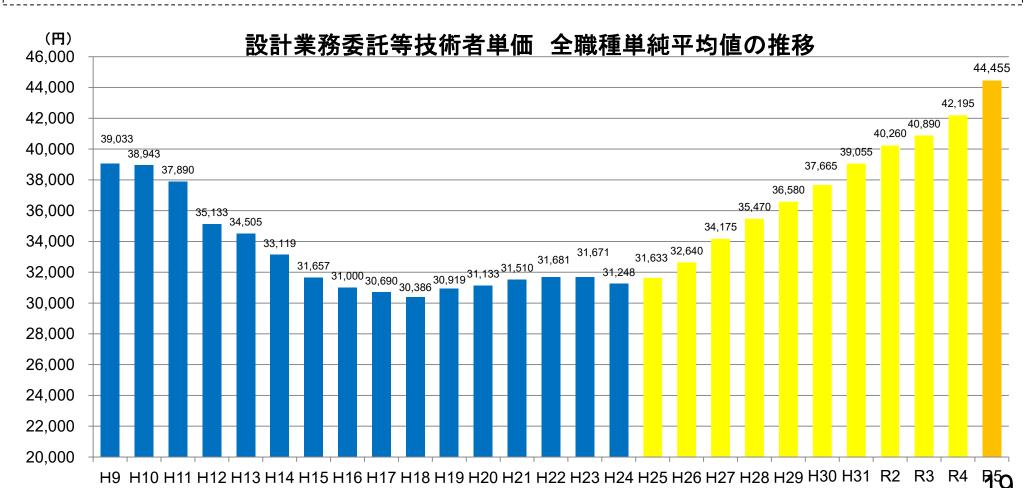
設計業務委託等(設計、測量、地質関係)

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

全職種平均

44,455円 R4年3月比; +5. 4%

(平成24年度比+40.4%)



土木設計業務等変更ガイドライン

芨 H 徭 \mathbb{H} 삞 冰 鴌 通 誤 於

年 ယ 回

出 成 2 7

※契約毎に契約書、共通仕様書の対象条番号等が異なる場合があります。

10

国土交通省

回次

1. はじめに



- Ы 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
- ω 土木設計業務等の変更の対象とならないケース
- 4 土木設計業務等の変更の手続フロー

H 木設計業務等の特性

〇土木設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを 経て作成するものである。

木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

(N 発注者・受注者の留意事項

〇発注者は、国庫債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を 避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。

年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越(翌債)の適切な運用を行う。

- 〇発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に 対する質問回答をいう。以下同じ。)の変更の円滑化を図る必要がある。
- 〇発注者は、必要な業務の条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。)を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関 との調整実施の確認等を条件明示する。
- 〇受注者は、 入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 〇受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- 〇受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが 重要である。
- 〇受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。 〇受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

上木設計業務等の変更の対象となり得るケー

基本事項】

7 記のような場 合においては、 設計図書の変更が可能 N He Ø

- _ が確認された場合 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項
- Ņ 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、 業務着手できない場合
- ယ 計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合 所定の手続(契約書第18条~第25条、共通仕様書第1121条~第1124条)を行い、発注者が設
- 4 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加 により費用増となる場合は、変更協議の対象)
- Ŋ 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、 協議により必要があると認められる

【留意事項】

設計図書の 変更・指示にあたっては下記の事項に 密心心 ॳ

- N .→ 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式
- ω, 4,
- ザル方式の場合)

土木設計業務等の変更の対象となり得るケー

設計図書に誤謬又は脱漏があ 契約書 第18条第1項第 る場合の手続

〇受注者は、言ている場合に 設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っには設計図書を訂正する必要がある。

れた内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。 受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知さ

受注者

第二号 JIC基 注者に通知 「契約書第18条(条件変更等)第1項 号」に基づき、 その旨を直ちに発



発注者

発注者は第18条第4項に基づき に応じて設計図書の訂正・変更 汐 瞅

受注者及び発注者は契約書第24条、 **託料を定める**。 第25条に基づき、 「協議」に より履行期間及び業務委

- E X
- (1)貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。(2)必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。(3)条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要がある場合にある。 条件明示がなかった。 、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関す

5

土木設計業務等の変更の対象となり得るケー

(N) 設計図書の表示が明確でない場合の手続 契約書第18条第1項第 加川

〇設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正ように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。 不正確、 不明確で実際の業務遂行にあたっ てどの

容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。 受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、 発注者は通知された内

受注者

第三号」に基づき、条件明示が不明確 な旨を直ちに**発注者に通知** 「契約書第18条(条件変更等)第1項



いなこ 発注者は第18条第4項に基づき て設計図書の訂正・変更 必要

発注者

受注者及び発注者は契約書第24条、 **託料を定める**。 第25条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委

- E X (1)同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。(2)設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。(3)既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。(4)関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

上木設計業務等の変更の対象となり得るケース

$\widehat{\omega}$ 半続 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違 (契約書第18条第1項第四号) ॳ る場合の

〇自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、しては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。 また、 人為的な履行条件の例と

を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。 受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知

受注者

第四号」に基づき、自然又は人為的な履行条件が実際と相違する旨を直ち 契約書第18条(条件変更等)第1項 自然又は人為的な



発注者

いなご 発注者は第18条第4項に基づき て製計図書 書の訂正・変更 必要

受注者及び発注者は契約書第24条**、 託料を定める**。 第25条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委

- E X (1)現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。

- (2)詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。(3)業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。(4)予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった(5)関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
- (6)土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が 変更になった。
- (7)その他、新たな制約等が発生した場合

土木設計業務等の変更の対象となり得るケー

4 業務の中止の場合の手続

(契約書第20条、 共通仕様書第1124条)

〇第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

受注者

天災等のため、 受注者が業務を行うことができない

受注者からの発議も可。

部を中止させなければならない。 しより 「契約書第20条(業務の中止)第1項」 、発注者は、 業務の全部又は一

発注者より、一時中止の指示(契約上一時中止をかけることは発注者の義

履行期間の変更については、 発注者と受注者が協議して定める。 【契約書第24条】

※必要に応じて変更工程表等を提出

- E X (1)第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- (2)環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適当又は不可能となった。 (3)天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を 取らざるを得ない状況が発生し、 業務の続行が不適当又は不可能となった。

ヒ木設計業務等の変更の対象となり得るケース

<u>(5</u> 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続 契約書第22条、 共通仕様書第1123条)

〇受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。 受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を

確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。

受注者

履行期間の延長)第1項」に基づき、 「契約書第22条(受注者の請求による

- 履行期間の延長理由
- ・必要とする延長日数の算定根拠
- 変更工程表 を提出



発注

に応じて履行期間の変更 発注者は第22条第2項に基 U. W. 必要

履行期間の変更については、 発注者と受注者が協議して定める。 【契約書第24条】

- $\overset{\square}{\times}$ (1)第三者の土地への立入り許可が得られなかった。(2)天災等により業務の履行に支障が生じた。

徘

9

土木設計業務等の変更の対象となり得るケー

<u>ල</u> 共通仕様書第1105条) 設計図書の点検」の範囲を超えるもの

- 〇受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげら れる。
- \mathbb{X} (1)提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合 (2)詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に
- 基づく再検討が必要となった場合
- (3)過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

【基本事項】

変更ができない。 下記のような場合においては、原則として契約書第24条及び第25条の

ただし、 契約書第26条(臨機の措置)の場合はこの限りではない

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注 者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
- Ņ 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
- ယ 第1124条) の手続を経ていない場合(契約書第18条~第25条、共通仕様書第1121条~ 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定
- 4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

11

4. 土木設計業務等の変更の手続フロー

契約書第18条第1項第

~

第五号に該

当する事実を発

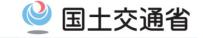
見

発注者

受注者

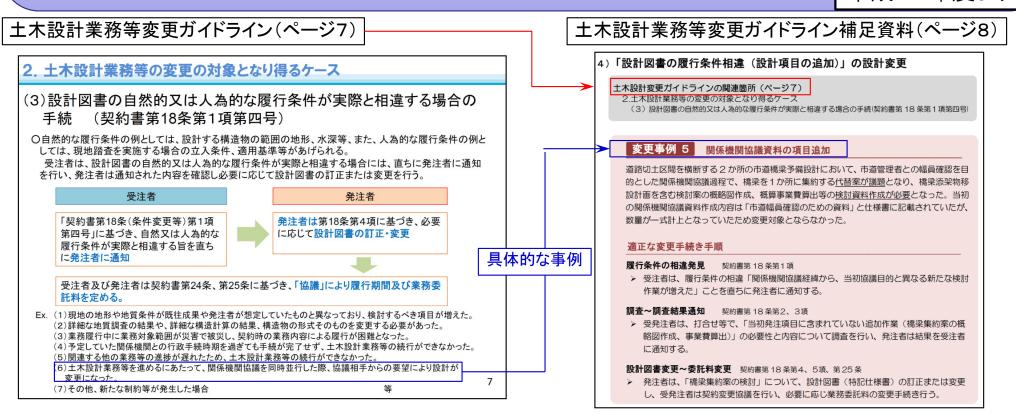
通知(書面)し、確認を 請求【第18条第1項】 【第18条第3項】 受注者: 立会い 多用 軛 見 発注者: 必要があると認められるときは、履行期間若 しくは業務委託料を変更【第18条第5項】 必要があると認められるときは、 訂正又は変更【第18条第4項】 調査の終了後14日以内に、 調査の結果をとりまとめ 直ちに調査の実施【第18条第2項】 その結果を通知 設計図書の

6 土木設計業務等変更ガイドライン補足資料の活用



「土木設計業務等変更ガイドライン」と「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」の活用

- ✓ 土木設計業務等の変更について、<u>適正な運用を図るため</u>、国土交通省で「土木設計業務等変 更ガイドライン」を平成27年3月30日に<u>策定</u>し、運用しているところです。



※ホームページにも掲載しています: https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000143.html

見直し 若手技術者の活用を評価 【R5. 8~】



【趣旨】若手技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

【概要】管理(主任)技術者の資格・実績評価における「同種・類似業務の実績」の配点割合を低減させ、

技術者に35歳以下の若手を配置した場合に加点評価。(H27.8~)

若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げて運用を開始(H30.8~)

- ・若手技術者と若手技術者以外の業務経験(同種・類似業務の実績)に差がなく、若手技術者の業務成績評点は、若手技術者以外と比較する業務実績の件数が少ないため、管理(主任)技術者の「成績・表彰」の配点割 合を低減し、「若手技術者の配置」へ割振り
- ・企業は通常どおりの配点割合

評価項目		指名基準		技術点基準	
		通常	試行	通常	試行
【企業の評価】					
資格•実績		15	15		
成績•表彰		35	35		
小計		50	50		
【管理(主任)技	支術者の評価】				
	技術者資格	4	4	6	6
資格·実績	CPDの取得状況	1	1	1	1
	同種・類似業務の実績	10(5)	5(3)	13(7)	7(4)
	若手技術者		5		6
小計		15	15	20	20
- **	業務成績評点	30	30	25	25
成績・表彰	優良業務表彰等	5	5	5	5
小計		35	35	30	30
実施方針・実施フロー・工程計画・その他				50	50
合計		100	100	100	100

	35	35		
	50	50		
	4	4	6	6
	1	1	1	1
_/\	10(5)	10(5)	13(7)	13(7)
\		7		8
L /	15	22	20	28
V	30	25	25	20
,	5	3	5	2
	35	28	30	22
			50	50

| 100 | 100 | 100 | 100 |

15

指名基準 技術点基準 通常 試行 通常 試行

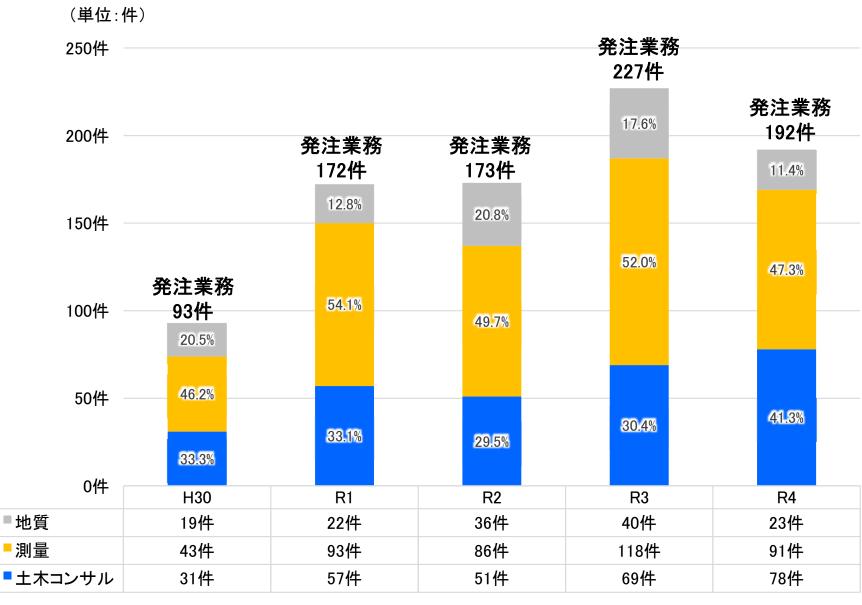
15

()は類似業務の配点



〇若手技術者に加点する試行業務の契約別の件数及び割合は、概ね横ばい。

試行業務件数



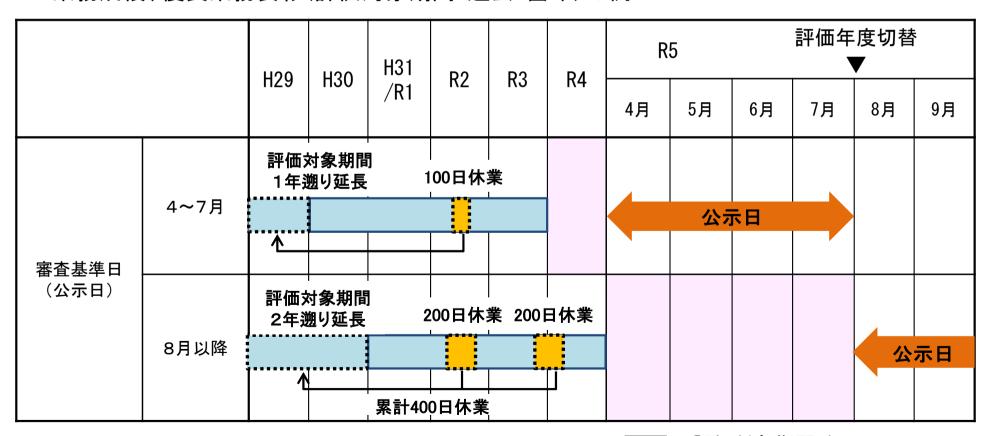


【趣旨】WLBへの配慮、女性技術者等の活躍支援

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務対象となる休業:「労働基準法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」「育児休業」「介護休業」

【概要】配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長【H28.8~】

■業務成績、優良業務表彰(評価対象期間:過去4箇年)の例



□:評価対象期間外



【趣旨】照査技術者の配置要件の見直し

【対象】総合評価落札方式・プロポーザル方式(詳細設計等の照査技術者を配置する業務)

【概要】適性な品質を確保する上で、照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。

照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(同種・類似業務)の経験実績を求めていることから、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる。 建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中、ベテラン技術者の豊かな知識・経験が生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直す。【R4.8~】

設定条件

業務経験一過去10年間の同種・類似業務の実績として、<u>照査</u>技術者の実績を追加。【見直し】 技術カー過去4年間の業務成績評点に、照査技術者として携わった業務の業務評定点を追加。【見直し】

指名・選定			現行		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				評価基準	
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理 (主任)	・担当技術者の実績	
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理(主任) 業務評定点	・担当技術者で携わった業務の	

技術評価点算出・特定			現行 評価基準	
資格・実績	・実績 業務経験 同種・類似業務の実績		管理 (主任)	・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理(主任) 業務評定点	・担当技術者で携わった業務の



		見迫し	(案)	
評価基準				
管理((主任)	·担当 ·	<u>照査</u> 技術	省の実績
		・担当・ 業務評定	<u>照査</u> 技術和 2点	当で携

		見直し	(案)
		評価	基準
管理	(主任)	・担当	・ <mark>照査</mark> 技術者の実績
	(主任) た業務の		・ <mark>照査</mark> 技術者で携 定点



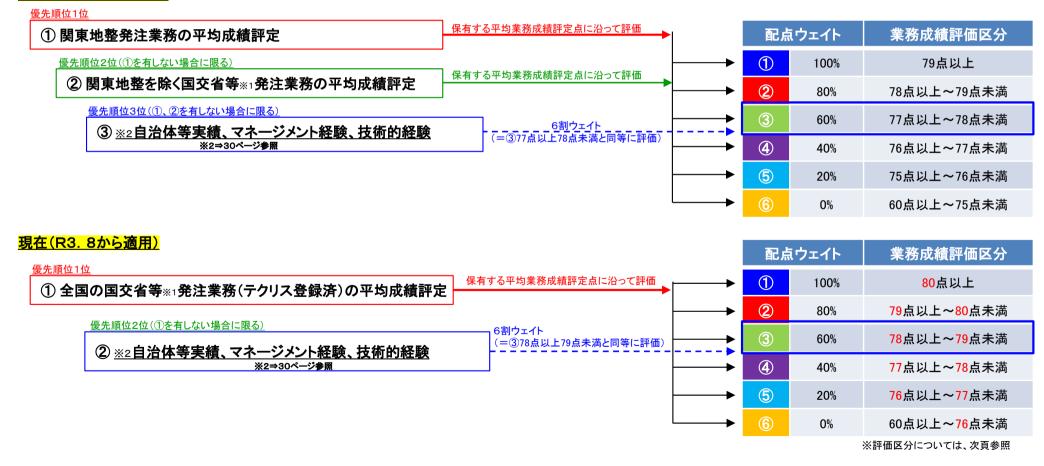
業務成績評点の評価基準

【趣旨】 全国統一的な評価、技術力による選定

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価に見直し【R3.8~】

これまで(R3. 7末まで)





◆ 業務成績評価の上限値・下限値の変更【見直し】

【趣旨】業務成績評点の評価基準見直しを受けた評価区分の適正化

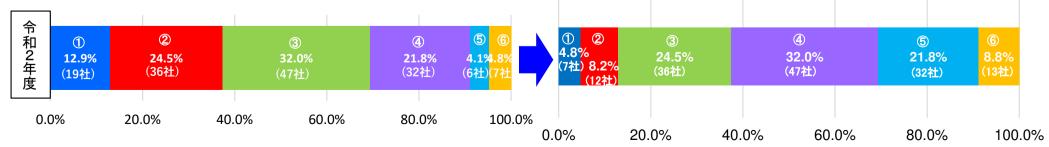
【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化をはかる【R3.8~】

土木コンサル・地質・測量

※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和3年度企業評価のグラフは令和2年度企業平均点(H30·R1年度完了業務)のデータを元に整理 ※業務成績は過去2箇年の平均点で、60点未満の場合は欠格

令和3年7月まで 現在(令和3年8月から適用) 配点ウェイト 業務成績評価区分 配点ウェイト 業務成績評価区分 1 100% 79点以上 1 100% 80点以上 78点以上~79点未満 79点以上~80点未満 2 2 80% 80% (3) 77点以上~78点未満 (3) 78点以上~79点未満 60% 評価区分を 60% 1点ずつUP 4 **4**) 76点以上~77点未満 77点以上~78点未満 40% 40% 75点以上~76点未満 (5) 76点以上~77点未満 (5) 20% 20% 60点以上~75点未満 60点以上~76点未満 0% 0%





【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】事業促進PPP業務※の管理技術者で、同種・類似業務の指導した実績をマネジメント経験として認定

事業促進PPP業務以外の業務実績を有さない場合にも、他の設計業務等への参加が可能

認定条件

<u>過去10箇年度+公示日まで</u>に<mark>事業促進PPP業務※</mark>の<mark>管理技術者</mark>の立場で、

同種・類似業務の指導経験がある(事業促進PPP業務発注者が指導実績証明を発行)

ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が下記※に定める点数以上の場合に限る

『高いマネジメントカ』を評価



他の建設コンサルタント業務等に管理(主任)技術者で配置する場合



同種・類似業務の業務実績(マネジメント経験)を有するものとする。

【マネジメント経験者の要件】

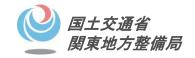
- ①建設コンサルタント登録規定第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ②地質調査業者登録規定第3条の一に該当する技術管理者
- ③地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上
 - 十 現在(R3.8追加)

【加点評価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に認定

- ①同種・類似業務実績が無い
- ②過去10箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者の立場で、同種・類似業務を指導した経験(マネジメント経験)を有し、
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が右表青枠の業務成績評価区分の範囲に入る

- ※ 公示日から過去10年度間に事業促進PPP業務の
 - <mark>管理技術者</mark>の立場で、同種・類似業務を指導した
 - 事業促進PPP業務の業務成績評定点(複数有する場合は 平均点)が78点以上の場合に限る

一つボバンのボダエの場合に限る。		
配点ウェイト		業務成績評価区分
1	100%	80点以上
2	80%	79点以上~80点未满
3	60%	78点以上~79点未满
4	40%	77点以上~78点未満
⑤	20%	<mark>76</mark> 点以上~ <mark>77</mark> 点未満
6	0%	60点以上~ <mark>76</mark> 点未満



【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)

【対象】プロポーザル方式で発注する業務

【概要】事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者実績を有する技術者を、

「技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務」に管理(主任)技術者として配置する場合、

「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で「部長・事務所長表彰の経験」と同等に評価する【R3.8~】

<mark>認定条件</mark> 過去4箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者または主任技術者として携わった実績がある。

ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合に限る

『高いマネジメントカ』を評価

プロポーザル方式で発注する、 他の建設コンサルタント業務等に管理技術者で配置する場合

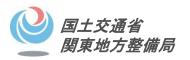


「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で 『部長・事務所長表彰の経験』と同等に加点(3点)

※ただし、部長・事務所長表彰を有する場合は、表彰実績で評価

【加点評価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に加点評価

- ①表彰実績が無い(有する場合は表彰実績で評価)
- ②過去4箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理又は主任技術者の実績がある
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上



事業促進PPP業務における常駐・専任の緩和【継続】

【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保

【対象】平常時の大規模事業等に導入する事業促進PPP業務

【概要】高い技術力や経験を有する企業の参入を促すため、技術者の専任・常駐の緩和の試行を実施

【常駐·専任緩和】

本省がイドライン	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要	必要
担当技術者	必要	必要



関東試行	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要 (いずれかで最低 1名)	必要なし
担当技術者		必要なし



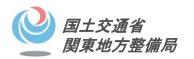
専任:必要なし(手持ち業務量を2億5件以下に制限、低入札の手持ち業務がある場合は参加不可)

常駐:主任・担当技術者のうち、最低1名は必須(常駐者の途中交代可)

※発注者の判断で常駐・専任を求めることは可

※常駐・専任を緩和する場合は、管理技術者出席の事業調整会議の定期開催を必須とする

※主任技術者は専任を求めないが、本業務を最優先することとし、その他業務の管理技術者になることは認めない



【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保、更なる競争性の確保

【対象】事業促進PPP業務(事業監理業務)

【概要】発注者支援業務等の受注制限を緩和

⇒ 受注制限の対象を「発注者支援業務等」から「調査設計資料作成業務」に緩和

受注制限緩和の経緯

従前(~R1.12)

工事 : 不可(設計・施工分離原則)

業務 : 発注者支援業務等は可 設計業務等は不可

事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保に資するより高い技術力や経験を有する企業の参入促進のため、受注制限を緩和

緩和(1)(R1.12~)

工事 : 不可(設計・施工分離原則)

業務 : 発注者支援業務等は<mark>不</mark>可 設計業務等は<mark>不</mark>可

■透明性を確保し、他の参加者との公平性を担保 → 試行的に発注者支援業務等を一律受注制限

過度な制限とならないよう受注制限の対象を精査

現在

緩和②(R3.1~)

工事:不可(設計:施工分離原則)

業務:調査設計資料作成業務(行政事務補助)は不可

設計業務等、その他の発注者支援業務等は可

さらなる緩和対象(受注制限対象の精査)の考え方

- ○発注者支援業務等側で、業務の受注制限がかかっていないこと
- ○業務内容、業務履行環境上、業務の詳細な発注計画・内容を知る可能性が低いこと

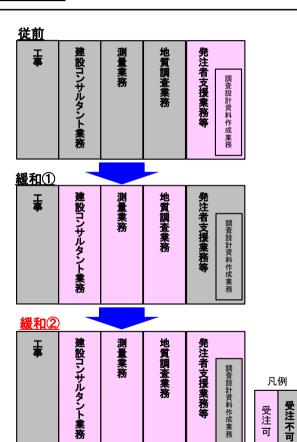
【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」より

2.7公平中立性

事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、公平中立性に留意することが必要である。

4.2課題・留意事項

事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。



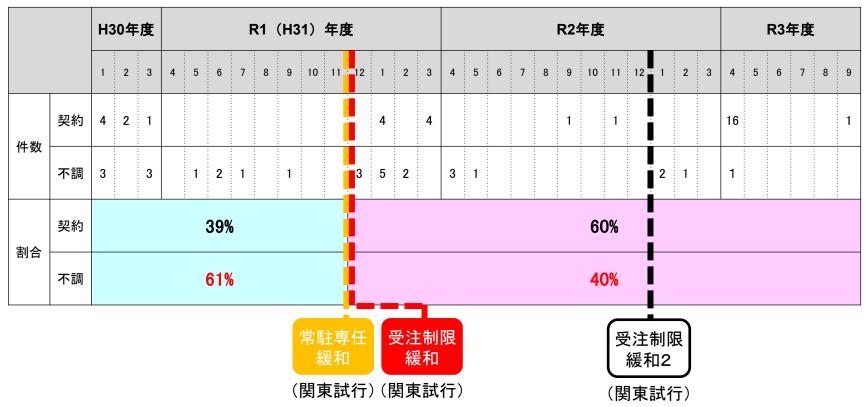
発注者支援業務等とは

- 〇発注者支援業務
- 〇公物管理補助業務
- 〇用地補償総合技術業務
- 〇行政事務補助業務
- ※「調査設計資料作成業務」は行政事務補助業務に含まれる
- 〇工事監督支援業務に準じる業務

事業促進PPP業務の受注制限、常駐・専任緩和実施の効果

- 〇令和3年3月ガイドラインにおいて、受注インセンティブの向上のため、業務の受注制限、常駐・専任要件緩和
- 〇業務の受注制限、常駐・専任要件緩和により、事業促進PPPの入札不調は改善傾向
 - ・関東地方整備局において、全国に先立ちR1年度に常駐専任・受注制限緩和を実施。
 - ・入札不調は、(緩和前)約6割→(緩和後)約4割 に改善

PPP業務の契約状況(関東地方整備局)



組合せ評価(担当技術者「橋梁点検士」など) R5試行方針【R5.4~】

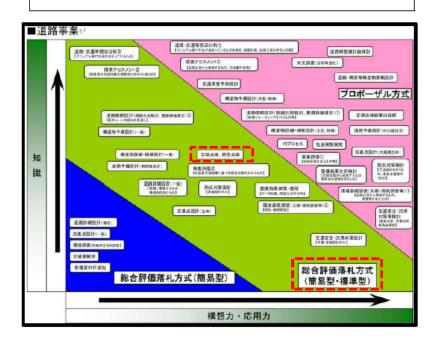


【趣 旨】技術士等の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組み合わせて加点する 試行を実施

【対 象】 橋梁点検(診断)業務のうち、担当技術者の資格要件に組合せ加点による評価を試行する業務

【発注方式】 総合評価落札方式

R4.8 関東地整 運用ガイドライン (登録資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合) (資格) 〇 国土交通省登録技術者資格 担当技術者:(施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検) ① あり 2 ② なし 0



R5.4 関東地整(試行) (登録資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合) (資格) ① 技術士 6 博士又はこれと同等の学位 ※研究業務の場合 ② 国土交通省登録技術者資格 2 1 (RCCM、土木学会認定技術者) 2 (RCCM、土木学会認定技術者 以外) ③ 上記以外のもの 1 (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの) ④ ①~③以外の場合は指名しない ※評価に当たっては、配置予定担当技術者の平均を持って評価する。

R5試行	配点順
1) ①+②2 2) ① 3) ②1+②2 4) ②1または②2	8 (6+2) 6 4 (2+2) 2
5) ③	1

【組合せ評価に当たっての前提条件】

- 技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に、「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、 双方の組合せによる加点は行わないものとする。
- ○国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。

「工事発注時チェックシート(案)」(橋梁詳細設計)の試行

1. 目的

詳細設計完了後、工事発注は数年後となる場合が一般的です。工事発注時に発注担当者が詳細設計における設計条件や配慮事項を適切に把握し、<u>円滑な工事発注につなげるとともに、工事発注作業の効率化を図る</u>ことを目的として、詳細設計時に「工事発注時チェックシート(案)(橋梁詳細設計)」を作成する試行を行うものです。

2. 内容

「工事発注時チェックシート(案)(橋梁詳細設計)」は<u>詳細設計業務の成果品の一部</u>となり、詳細設計時に設定された設計条件、関係機関との調整状況や工事発注時の配慮事項を様式に定め、受注者(建設コンサルタント)が記載し発注者が確認し作成するものです。

3. 費用

工事発注時チェックシート(案)」の作成にかかる費用は<u>見積もりにより設計変更の対象</u>とします。

4. 試行業務の選定について

橋梁詳細設計が対象であることから、設計対象橋梁の現地状況を踏まえ、道路部道路工事課及び事務所と調整し、試行業務を選定するものとします。

「工事発注時チェックシート(案)」(橋梁詳細設計)の活用イメージ

橋梁詳細設計業務の 発注者 受注者(建設コンサルタント) 工事発注時チェックシートの作成 (橋梁詳細設計業務の成果品の一部) ※受注者が記載し、発注者が確認し作成 設計担当課から 工事発注担当課へ共有 工事発注時チェックシート を活用し工事発注を計画

橋梁下部又は上部工の工事 の参加者、受注者

- 工事発注手続き中 参加業者へ橋梁詳細設計業務の成果品(エ事発注時チェックシート含む)の閲覧
- ・工事契約後 受注者へ橋梁詳細設計業務の成果 品(エ事発注時チェックシート含む)の貸与 三者会議での活用

工事発注

橋梁詳細

設計業務

※設計ストックの

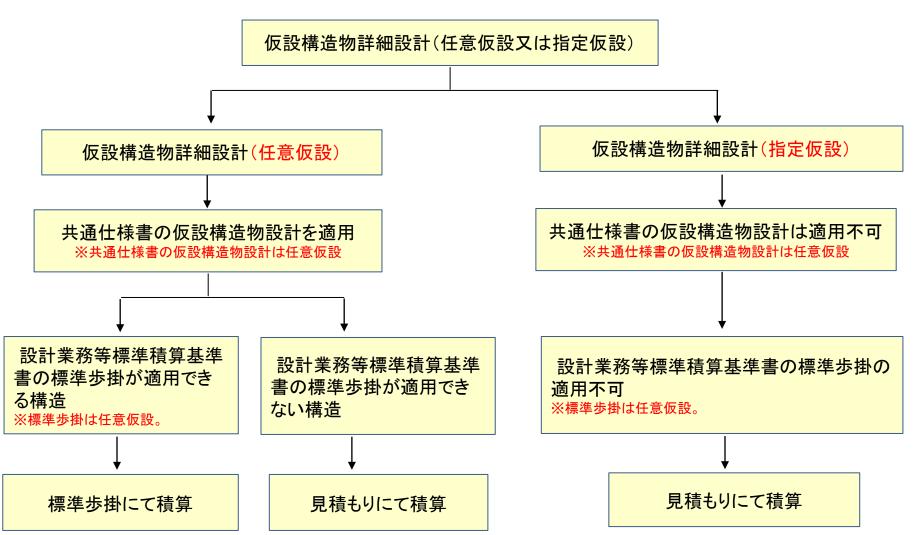
確保の観点から

詳細設計完了から工事発注は数 年後が一般的

工事

発注時

仮設構造物詳細設計に係る任意仮設又は指定仮設の区分による積算について



【設計業務等共通仕様書 新旧対照表】※仮設区分を明記

9	00	7	6	ហ	4	ω	2	P	4
6-35 a	第 3-50 篇	第 3 編 3-46	第 3 編 3-39	第2編 2-110	第2篇 2-103	第 2-98	第 2-88 篇	第 2-82 i	F Î
道 路 爺	新 岸 2	海 岸 	海岸編	河川編	河川編	河川編	河 二	河 <u>川</u>	í ˈˈm
第6408条	第3135条	第3132条	第3129条	第2322条	第2319条	第2316条	第2313条	第2310条	
				排 绿					
道路詳細設計	陸閘詳細設計	排水機場詳細設計	水門及び樋門 詳細設計	水機場詳細計	水門詳細設計	堰詳細設計	床止め詳細設計	種門詳細 設計	垣日
(7)仮設構造物設計 受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設 構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよ う設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。	(8)仮設構造物設計 第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。	(11) 仮設構造物設計 第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。	(9)仮設構造物設計 受注者は、施工計画により必要となる仮設備(仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留め工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	(10)仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項 (8)に準ずるものとする。	(7)仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項 (8)に準ずるものとする。	(7)仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項 (8)に準ずるものとする。	(7)仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項 (8)に準ずるものとする。	(8)仮設構造物設計 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	
(7)仮設構造物設計(任意仮設) 受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設 構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよ う設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。	(8)仮設構造物設計 (任意仮設) 第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。	(11) 仮設構造物設計 (任意仮設) 第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。	(9)仮設構造物設計(任意仮設) 受注者は、施工計画により必要となる仮設備(仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留め工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	(10)仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項 (8)に準ずるものとする。	(7)仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項 (8)に準ずるものとする。	(7)仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項 (8)に準ずるものとする。	(7)仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項 (8)に準ずるものとする。	(8) 仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物 (仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等) の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	
設計業務等標準債算基準書 3-2-8「2-3-1 道路詳細設計 (A)」(注 8) 又は3-2-9 「2-3-2道路詳細設計(B)」	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14- 1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14- 1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照	設計業務等標準債算基準書3-2-132「14-1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14- 1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14- 1-3樋門詳細設計」 仮設構造 物設計を参照	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14- 1-3樋門詳細設計」 仮設構造物設計を参照	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14- 1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14- 1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照	

	文注省は、火地別り廻しを打り必要がある場合は、火地処理及び地上性を考慮し、設計図等をケース毎に作成するものとする。 10)全体施工計画 受注者は、上記の各項目の設定に基づき、概略的な全体施工計画を作成するものとする。	文注有は、父週別り廻しを打り必要がある場合は、父週処理及び施工性を考慮し、設計図等をケース毎に作成するものとする。 10)全体施工計画 受注者は、上記の各項目の設定に基づき、概略的な全体施工計画を作成するものとする。			
	近接構造物がある場合には、掘削工事による影を工計画を作成するものとする。 制管理計画 情報化施工を行う必要がある場合には、土圧、 支保工応力、背面地盤沈下及び近接構造物の変 通切り廻し計画	近接構造物がある場合には、掘削工事による影響を評価 施工計画を作成するものとする。 測管理計画 情報化施工を行う必要がある場合には、土圧、壁体の変 支保工応力、背面地盤沈下及び近接構造物の変形等につ 題切り廻し計画			
	する。 下埋設物防護等計画 、上下水道、電力、電話、ガス等の地下埋設物が、上下水道、電力、電話、ガス等の地下埋設物が状況に応じた移設計画や防護計画を立案し、調査行い、また調査職員が指示した場合には、各公益せを行って、防護計画図を作成するものとする。接施工計画	する。 下埋設物防護等計画 上下水道、電力、電話、ガス等の地下埋設 犬況に応じた移設計画や防護計画を立案し、 すい、また調査職員が指示した場合には、各 きを行って、防護計画図を作成するものとす 要施工計画			
	4) 地盤改良の設計 注者は、山留め壁の応力や変位などが一定の値に収れんは、根入れ部の地盤改良の設計計算を行い、設計図作成うものとする。 5) 覆工設計 注者は、現道交通を確保するため、また重機荷重を載荷	4) 地盤改良の設計 注者は、山留め壁の応力や変位などが一定の値に収れんは、根入れ部の地盤改良の設計計算を行い、設計図作成うものとする。 5) 覆工設計 注者は、現道交通を確保するため、また重機荷重を載荷工受け析、析受け、支持ぐい等の設計計算を行い、設計			
	ならない荷重を解析方法に合わせて取りまとめ、総合的に判断し決定するものとする。 3) 山留め設計 受注者は、掘削規模、掘削深さ、地盤条件、近接施工等の条件を考慮し、次の解析法により、根入れ長さを検討決定するものとする。 ① 山留め壁の変位を考慮する必要がある場合には、弾塑性地盤を仮定した山留め解析法。 ② 地盤の変位を特に考慮する必要がない場合には、仮想支持地盤を仮定した山留め解析法。なお、部材の設計では、壁体、支保工、中	ならない荷重を解析方法に合わせて取りまとめ、総合的に判断し決定するものとする。 3) 山留め設計 受注者は、掘削規模、掘削深さ、地盤条件、近接施工等の条件を考慮し、次の解析法により、根入れ長さを検討決定するものとする。 ① 山留め壁の変位を考慮する必要がある場合には、弾塑性地盤を仮定した山留め解析法。 ② 地盤の変位を特に考慮する必要がない場合には、仮想支持地盤を仮定した山留め解析法。なお、部材の設計では、壁体、支保工、中			
3-7-170 13- 1-1土留工詳細 設計」(1)適用 範囲を参照	正省は、了開政司及の平陸神戸の地陸・整販形式に使い、立地以間地形、地質、地下水、道路交通の確保、近接構造物の有無、地下埋物、周辺環境(騒音振動等)の保全等に留意し、山留め形式及び覆形式を検討し選定するものとする。また、現道交通、重機荷重につても検討し、覆工、覆工受け析、析受け、支持ぐい、中間ぐい等の画を行うものとする。 2) 荷重設定 注者は、仮設構造物の設計に用いる地盤の諸定数、考慮しなければ	安定省は、予開政司及の李泽南足の郊屋・華琬形式に使い、立地区間の地形、地質、地下水、道路交通の確保、近接構造物の有無、地下埋設物、周辺環境(騒音振動等)の保全等に留意し、山留め形式及び覆工形式を検討し選定するものとする。また、現道交通、重機荷重についても検討し、覆工、覆工受け桁、桁受け、支持ぐい、中間ぐい等の計画を行うものとする。 2) 荷重設定 受注者は、仮設構造物の設計に用いる地盤の諸定数、考慮しなければ			
設計業務等標 準積算基準書 3 2 120「13	仮設構造物設計(任意仮設)仮設計画は、「本は、「お」では、「本は、「ない」では、「本は、「ない」では、「は、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、	設構造物設計設計画のは、は、は、、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	編 第6609条 地下駐車場本体詳細設計	第6編 道路編 6-132	11 /5
	2)近接施工の影響範囲内で対策方法の検討を要する場合。ただし、近接施工の影響範囲内で対策方法の検討を要する場合。ただし、近接施工の影響範囲の判定は設計条件の整理・検討に含む。 3)土留め工設計 受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、調査職員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。 4)路面等覆工設計 受注者は、立坑箇所の地表状況(交通状況、環境状況等)を考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、調査職員と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。	2)近接施工検討 近接施工の影響範囲内で対策方法の検討を要する場合。ただし、近接施工の影響範囲の判定は設計条件の整理・検討に含む。 3)土留め工設計 受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、調査職員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。 4)路面等覆工設計 受注者は、立坑箇所の地表状況(交通状況、環境状況等)を考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、調査職員と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。			
設計業務等標準積算基準書 3-2-120「13- 1-1土留工詳細設計」(1)適用 範囲を参照)仮設構造物設計(任意仮設) 注者は、設計図書に基づき、下記に示す仮設構造物の設計等、特 項の検討を行うものとする。)交差物件検討 立坑が河川、鉄道等と交差する際、一般掘削工法では対応できず 、施工方法等で検討を要する場合。		編 第6513条 シールド共同 溝立坑詳細設 計	第6編 道路編6-106	10 FA

範囲を参照							
設計」(1)適用							
1-1土留工詳細							
3-2-120 [13-	の (12) に準ずるものとする。	の (12) に準ずるものとする。					
準積算基準書	受注者は、仮設構造物設計について、第6709条立坑詳細設計第2項	受注者は、仮設構造物設計について、第6709条立坑詳細設計第2項	言羊細 言分言十			6-165	~
設計業務等標	(13) 仮設構造物設計 (任意仮設)	(13) 仮設構造物設計	開削トンネル	第6712条	道路編	第6編	13
	構造細部の設計を行うものとする。	構造細部の設計を行うものとする。					
	と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、	と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、					
	程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、調査職員	程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、調査職員					
	考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案	考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案					
	受注者は、立坑箇所の地表状況(交通状況、環境状況等)を	受注者は、立坑箇所の地表状況(交通状況、環境状況等)を					
	2)路面等覆工設計	2)路面等覆工設計					
	調査職員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。	調査職員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。					
範囲を参照	選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、	選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、					
設計」(1)適用	地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を	地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を					
1-1土留工詳細	受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形	受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形					
3-2-120 「13-	1) 土留め工設計	1) 土留め工設計					
準積算基準書	受注者は、下記に示す仮設構造物の設計を行うものとする。	受注者は、下記に示す仮設構造物の設計を行うものとする。				6-158	~
設計業務等標	(12) 仮設構造物設計 (任意仮設)	(12) 仮設構造物設計	立坑詳細設計	第6709条	道路編	第6編	12

【特記仕様書の記載例】

第〇条 <当初から指定仮設とする場合> 仮設として設計するものとする。 共通仕様書第○○○○条第○項に定める仮設構造物設計については、 指定

<設計変更で指定仮設とする場合>

第〇条 仮設として設計するものとし、検討にかかる費用は設計変更の対象とする。 共通仕様書第○○○○条第○項に定める仮設構造物設計については、指定

※共通仕様書の条項について (参考)

- ・「第2編 河川編」「第 2310 条 樋門詳細設計」「(8) 仮設構造物設計」
- 「第3編 海岸編」「第 3129 条 水門及び樋門詳細設計」「(9) 仮設構造物設計」
- 「第 6 編 道路編」 「第 6408 条 道路詳細設計」「(7) 仮設構造物設計」
- ・「第6編 道路編」「第 6709 条 立坑詳細設計」「(12) 仮設構造物設計」

なお、 上記以外に該当する場合は、 適宜、特記仕様書へ記載することとする。

技術提案・交渉方式の運用ガイドライン 国土交通省直轄工事における

令和2年1月

 国
 土
 交
 通
 省

 大
 臣
 官
 房
 地
 方
 課

 大
 臣
 官
 房
 地
 方
 課

 大
 臣
 官
 房
 持
 衙
 計
 画

 大
 臣
 房
 官
 房
 市
 計
 回
 課

Ņ 技術提案・交渉方式の導入について

2.1 関係法令上の整理

9 術提案・交渉方式が新たに規定された 技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めるこ 平成 26 年 6 月 4 日に公布され、 部を改正する法律」(平成26年法律第56号)において、仕様の確定が困難な工事に対し、 即日施行された 「公共工事の品質確保の促進に関する法律 とを可能とする技

公共工事の品質確保の促進に関する 法律

平成 17 年法律第 18 号平成 26 年 6 月 4 日最終改正

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式) 第十八条 発注者は、<u>当該公共工事の性格等により当該工事</u> 自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、 踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことによ きる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び ものとする。 より当該工事の仕様の確定が困難である場合においてめるときは、<u>技術提案を公募の上、その審査の結果を</u>行うことにより仕様を確定した上で契約することがで 案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定める

- 2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。 からかん

工事の仕様の確定が困難な場合に適用される。 以下「品確法」という。)第18条の規定により、発注者が、 技術提案・交渉方式は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17 当該公共工事の性格等により当該 年法律第

具体的に適用される工事としては、

- 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」
- 「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」

が想定される。

確に満たす技術提案」を公募し、 て仕様・価格を確定の上、工事を行うことが必要である。 上記のような工事については、 審査の上で最適な技術提案を採用し 発注者がその目的を達成するため、 |発注者の要求を最も的 当該技術提案を踏まえ

具体的に技術提案で求める 「発注者の要求」 としては

- 「発注者にとって最適な仕様」
- ②「仕様の前提となる条件の不確実性に対する最適な対応方針」

が想定される。

政府調達に関する国際約束(以下「政府調達協定等」 いため、 さない場合」に該当する。 当該技術提案は標準的なものではなく、各社独自の高度で専門的なノウハウ、 「限定入札」の1(b)(ii)に規定される 会計法においては第29条の3第4項に規定される「契約の性質又は目的が競争を許 これを踏まえて的確に工事を実施できる者は、 また、政府調達に関する協定 (1994年協定、改正協定) 「特許権、 という。)対象工事の場合は、 著作権その他の排他的権利が保護されて 当該技術提案を行った者しか存在しな 工法等を含ん 改正協定第 及びその他

場合(1994 年協定及びその他政府調達に関する国際約束においても同旨の規定に該当する場 必要となる。 特定役務の調達手続の特例を定める政令等の関連する国内法令の要件を満たしていることが 合)に限り当該方式を適用することが可能となる。よって、政府調達協定等や国の物品等又は いること。」又は同(iii)「技術的な理由により競争が存在しないこと。」のいずれかに該当する

ない。 くも不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことがあってはなら 当該方式の適用に際しては、公正性及び経済性を確保することも当然に必要であり、いやし

様の考え方となる。 なお、随意契約の扱いとしては、建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式と同

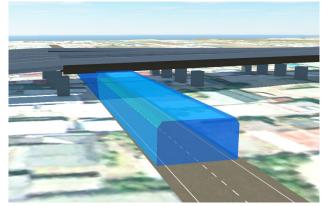
3次元モデル成果物作成要領(案)



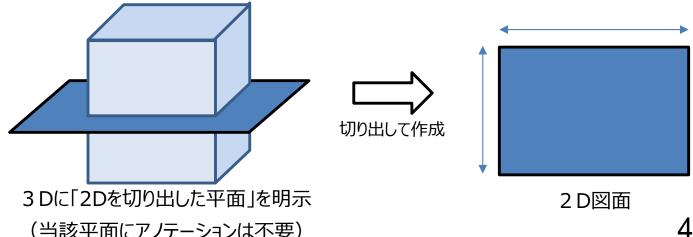
3次元モデル成果物作成要領(案)は、工事における契約図書を従来どおり2次元図面とすることを前提として、設計品質の向上に資するとともに、後工程において契約図書に準じて3次元モデルを活用できるよう、詳細設計業務における3次元モデル成果物の作成方法及び要件を示すことを目的とする。

- ・本要領は、2次元図面による工事契約を前提としており、詳細設計の最終成果物として3次元モデルだけでなく2次元図面の作成も求めることから、2次元図面の全ての情報を3次元モデルとして作成するのではなく、本要領に基づくBIM/CIMの活用目的を達成するために必要となる最小限の仕様を3次元モデルとして作成することを求める。
- ・単に3次元モデル成果物の要件を定めるだけでなく、<u>設計当初から3次元モデルを作成し、関係者協議、</u> 受発注者による設計確認、設計照査を実施の上、最終的な3次元モデル成果物につなげるための基本的 な作成方法を提示する。

【適用範囲】道路土構造物、山岳トンネル、橋梁、河川構造物(樋門・樋管、築堤・護岸、水門、堰、排水機場、床止め・床固め) 、海岸構造物(海岸堤防護岸、突堤、海域堤防)、砂防構造物・地すべり防止施設の詳細設計



建築限界の明示(設計照査で使用)



BIM/CIM設計照査シートの運用ガイドライン(案)



【目的】

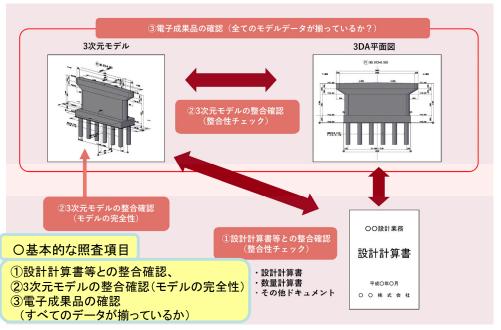
本ガイドラインは、受注者による BIM/CIM 事業の成果品の照査にあたっての統一的な様式を定め、BIM/CIM 事業の成果品の品質確保並びに発注者による検査の円滑な実施に資することを目的としている。

・BIM/CIMモデルを用いた設計照査の手順や留意事項、高度な設計照査事例を例示する。

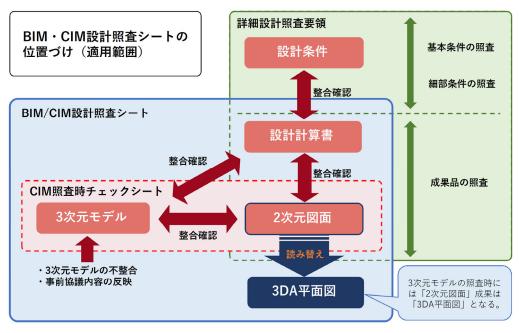
【適用範囲】詳細設計成果のうち、BIM/CIM モデルのみを対象

【対象工種】樋門・樋管詳細設計、築堤護岸詳細設計、道路詳細設計、橋梁詳細設計、山岳トンネル詳細設計、共同溝詳細 設計、仮設構造物詳細設計

■ BIM/CIMモデルによる設計照査の概念図



■ BIM・CIM設計照査シートの適用範囲



3次元モデルの活用(義務項目)



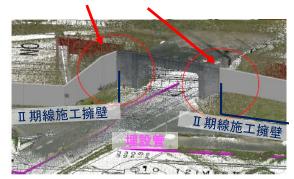
特定部の定義

	(EL 1, 2 (4 = 1)
	(異なる線形)
	・ 2本以上の線形がある部分
	(立体交差)
	- 立体交差の部分
	(障害物)
	・ 埋設物がある箇所で掘削又は地盤改良を行う部分
	・ 既設構造物、仮設構造物、電線等の近接施工(クレーン
各工種共通	等の旋回範囲内に障害物)が想定される部分
	(排水勾配)
	既設道路、立体交差付近での流末までの部分
	既存地形に合わせて側溝を敷設する部分
	(既設との接続)
	・ 既設構造物等との接続を伴う部分
	(工種間の連携)
	・ 土木工事と設備工事など複数工種が関連する部分
	(高低差)
土工	・ 概ね2m以上の高低差がある掘削、盛土を行う部分
	(本も国本)
橋梁全般	(支点周辺) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	│・ 上部工と下部工の接続部分 │



橋梁と架空線の離隔確認

既設構造物との取合い確認



3次元モデル活用時の留意点

- ▶ 活用目的以外の箇所に関する3次元モデルの作成・修正を受注者に求めないようにする。
- ▶ 地形の精度と構造物の精度のずれにより、地面に埋め込まれたり、隙間があったりすることがあるが、3次元モデルの見栄えを整える作業は必要ではない。(既設構造物との取り合い確認の際は重要であるが、その他の活用目的の場合は原因の把握ができれば十分である。)

3次元モデルの活用(推奨項目)



一<u>定規模・難易度の事業</u>については、義務項目の活用に加えて、推奨項目の例を参考に発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が<u>1個以上の項目に取り組む</u>ことを目指すものとする。(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

洋田の畑亜

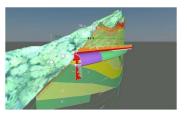
3次元モデルの活用 推奨項目 例

纤用日的

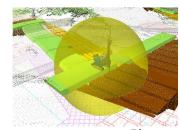
※先進的な取組をしている事業を通じて、 3次元モデルのさらなる活用方策を検討

活用する処跡

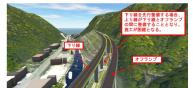
1		沽用目的		沽用する段階	
		重ね合わせによる 確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 例:官民境界、地質、崩壊地範囲など	概略·予備設計 詳細設計 施工	
	視覚化によ	現場条件の確認	3次元モデルに重機等を配置し、近接物の干渉等、 施工に支障がないか確認する。	概略·予備設計 詳細設計 施工	
	る効果	施エステップの確 認	ー連の施工工程のステップごとの3次元モデルで 施工可能かどうかを確認する。	概略·予備設計 詳細設計 施工	
		事業計画の検討	3次元モデルで複数の設計案を作成し、最適な事業計画を検討する。	概略•予備設計詳細設計	
	省 力化 · 省 人化	施工管理での活 用	3次元モデルと位置情報を組み合わせて、杭、削 孔等の施工箇所を確認や、AR、レーザー測量等と 組み合わせて出来形の計測・管理に活用する。		
	情報収集等 の容易化	不可視部の3次元 モデル化	アンカー、切羽断面、埋設物等の施工後不可視となる部分について、3次元モデルを作成し、維持管理・修繕等に活用する。		



トンネルと地質の位置確認



確認 地形は点群取得



供用開始順の検討



掘削作業時にARと比較し

52₆



令和4年 6月17日(金)

国土交通省関東地方整備局

記者発表資料

分かりやすい「関東BIM/CIM活用(3次元デ の作成・活用)ロードマップ」を作成しました

~事業の初期段階からのBIM/CIM活用の取組を推進~

に向けて、段階的に適用を拡大しているところです。 国土交通省では、令和5年度の小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIM原則適用

載しましたのでお知らせします。 「関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ」を作成し、ホームページに掲 関東地方整備局では、受発注者双方の業務効率化・高度化を図るために、分かりやすい

【掲載場所】 https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000217.html

- 関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ概要
- 河川事業、 に位置する<u>測量・地質調査段階から3次元データの作成・活用</u>を行うことを原則 道路事業のうち、BIM/CIM活用の効果が高い場合は、事業の初期段階
- 3次元データを作成・活用する業務・工事は、BIM/CIM活用の対象
- 活用事例や活用効果、活用に必要な要領等を分かりやすく整理 測量・地質調査、予備・詳細設計、施工、維持・管理の各事業段階毎にBIM/CIM

記者発表クラブ

竹芝記者ク ラブ、 埼玉県政記者クラブ、 神奈川建設記者会

問合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 軍語 048--601-3151(代表)

て事品質調整官 ハ木 昭稔(内線:3118)

企画部

技術管理課長 後閑 浩幸 (内線:3311)

技術管理課専門調査官 道津 友弘(内線:3320)

関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ(1)



国十交诵省

関東地方整備局

☞事業の初期段階からBIM/CIMを活用することで、受発注者双方の業務効率化・高度化が図ら れることから、下記BIM/CIM活用対象事業等では、事業の上流に位置する測量・地質調査段階 から3次元データの作成・活用を行うことを原則とする。

測量·地質調査

【作成するBIM/CIMモデル】

・地形モデル、地質・土質モデル

【BIM/CIMモデル作成方法】

3次元測量(各種)

【BIM/CIMモデル活用事例】

- ・地盤改良範囲の確認
- 地下水面の位置関係確認

【BIM/CIM活用対象】

[河川事業]%1

河川定期縦横断測量

[道路事業] ※2

- 大規模構造物等事業
- 新規事業化する事業
- ・管理系事業の一部

予備・詳細設計

【作成するBIM/CIMモデル】

構造物モデル、線型モデル、 土工形状モデル

(地形モデル、地質・土質モデル)

【BIM/CIMモデル活用事例】

- 配置計画比較検討、景観検討
- 住民説明、関係機関協議



· 統合モデル



施工

【追加するBIM/CIMデータ】

- 起工測量結果
- ・設計変更によるモデル修正 (配筋詳細、現地取付等)
- 施工情報等の属性情報の付与 (施工位置、試験データ、出来 形·品質、数量等)

【BIM/CIMモデル活用事例】

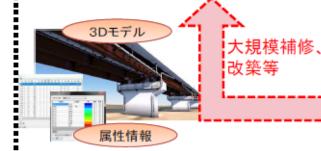
- ・設計図書の照査
- 施工計画立案(4D[時間軸]、5 D[コスト])
- 住民説明、関係機関協議
- 仮想現実(VR)等を活用した実 施模擬体験による安全管理

【BIM/CIMモデル活用方法】

- ICT建機による施工(ICT活用 工事実施要領·積算要領(案))
- 施工管理(3次元出来形計測を 用いた出来形管理要領(案))
- 監督·検査(3次元出来形計測 を用いた出来形管理の監督・検 査要領(案))
- ・成果品納品(BIM/CIMモデル等 電子納品要領(案))

測量・地質調査段階からBIM/CIMモデルを 導入し、その後の設計・施工・維持管理の各 段階においても、情報を充実させながら活用 ※「BIM/CIMモデル作成事前協議・引継書シート」

によるBIM/CIMモデルへの情報の追加・更新を実施



維持·管理

【追加するBIM/CIMデータ・活用効果】

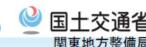
- 構造物点検結果等の属性情報付与→視覚化
- ・3次元モデルの重ね合わせ→維持管理の高度化
- データー元管理→資料検索の効率化



【参照資料】※1 河川事業:三次元河川管内図の整備について(令和3年2月10日付け事務連絡)

※2 道路事業:BIM/CIM活用業務・工事の推進(対象工種の拡大)について(令和4年3月24日付け事務連絡)

関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ(2) [→]



【2023年度BIM/CIM原則適用を目指して】

原則適用の範囲

赤字:R3年度からの変更箇所

年度	R2(2020 年度)	R3(2021 年度)	R4(2022 年度)	R5(2023 年度)	長期目標 (概ね10年程度)			
【一般土オ	【一般土木、鋼橋上部における対応方針】							
大規模構造物等	(全ての詳細設計・工事で活用)	全ての詳細設計で原則適用(※)		王(の詳細設計・工事で	維持管理への活用検 ^討			
※ 1		R2「全ての詳細設計」に係る工事 で適用	工工 () 計劃政計 工事 () 於 過	原則適用	(既存施設を含む)			
上記以外			全ての詳細設計で原則適用(※)	全ての詳細設計・工事で	維持管理への活用検			
(小規模を除く)		一部の詳細設計で適用(※)		原則適用	討			
BIM/CIM 活用目標	20%	40%	80%	100%				
(-)%)『BIM/CIMエデル等電子納品要領(客)及	が同解説』に基づく詳細設計を「適用」として	いろ、一部とは、大規模構造物以外の円滑な	事業執行のために発注者が必要	レ老える業務			

(※)『BIM/CIMモデル等電子納品要領(案)及び同解説』に基づく詳細設計を「適用」としている。一部とは、大規模構造物以外の円滑な事業執行のために発注者が必要と考える業務

【関東地方整備局におけるBIM/CIM活用の対象業務、対象工事】

[業務]

- 〇測量、地質調査業務
- 〇予備、詳細設計業務
- ○前工程で作成した3次元データの成果品がある業務

[工事]

- ○大規模構造物を有する工事
- 〇大規模構造物との一体施工を行う土工
- 〇前工程で作成した3次元データの成果品がある工事

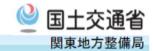
【R4要求事項(リクワイヤメント:業務)]※2

- 可視化による設計選択肢の比較評価(配置計画案の比較等)
- ②リスクに関するシミュレーション(地質、騒音、浸水、既設構造物への影響等)
- ③対外説明(関係者協議、住民説明、広報等)
- 4)概算工事費の算出(工区割りによる分割を考慮)
- 5個昇工事員の昇山(工区司がこよる万司で有思
- ⑤4Dモデルによる施工計画等の検討
- ⑥複数業務・工事を統合した工程管理及び情報共有
- ⑦既存地形及び地物の3次元データ作成【測量業務に適用】

【R4要求事項(リクワイヤメント:工事)]※2

- DBIM/CIMを活用した監督・検査の効率化
- ②BIM/CIMを活用した変更協議等の省力化
- ③リスクに関するシミュレーション(地質、騒音、浸水等)
- 4)対外説明(関係者協議、住民説明、広報等)
- ※1:大規模構造物等とは、『トンネル』『ダム』『橋梁』『河川構造物(水門・樋門・樋管等)』などの構造物及びICT活用(土工量1万㎡以上)の土工を対象とする。
- ※2:リクワイヤメントは、円滑な事業執行のために原則適用の上乗せ分として実施。
- ※3:BIM/CIM活用の対象業務、対象工事については、国土交通本省との調整により、変更する場合がある。

関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ(3) 🥝 国土交通省



年度	R2(2020年度)	R3(2021 年度)	R4(2022年度)	R5(2023年度)	長期目標 (概ね10年程度)			
【事業全般における対応方針】								
BIM/CIMストラテジー		モデル事務所等において、 ルの活用方法の整理、充3		関東地整BIM/CIMストラ テジーのひな型作成	各事務所において、河川、路線単位で関東地整BIM/CIM ストラテジーを作成。これに基づきBIM/CIMモデルを調査・ 設計・施工・維持管理に活用			
3Dを主とする契約、監督・検 査			(荒川調節池、甲府河川国道 省が検討する基準・要領等) D転換に向けた試行の実施		3Dモデルによる契約への完全移行			
研修	・BIM/CIM研修カリキュ ラム作成		中級・実践研修 をし、BIM/Cル向上を図る。	実践・中級研修	全ての所属(局、事務所)の事業、管理等職員がBIM/CIM モデルを業務に活用。			
環境整備	る環境整備 BIM/CIM用高速通信網 (関東地方整備局整備)	人材育成センター及び本局D Xの設置 遠隔臨場の機器配布(一部) BIM/CIM用高速通信網の整 備(インターネット接続) BIM/CIMアプリケーションの 拡充	モバイルPCへの切替、WiFi	また / 井 / 小いまで マケラご /	全ての所属(局、事務所)で、事業、管理等担当職員の BIM/CIMモデル活用環境が整備			

【参考】BIM/CIMストラテジーの取組について



関東地方整備局

- ・どのようにBIM/CIMを活用するか
- ・計画・設計・施工・維持管理における BIM/CIMの活用法
- 初期段階で全体を通して何をするかを共有

【3Dモデル設計】

- 鉄筋の干渉チェック
- 施工計画の品質向上
- 施工の最適化
- ·ICT施工
- ・3Dデータ出来形管理、納品

・維持管理の最適化:3Dによる具体的な点検方法や点 検計画、部材や施工等の属性情報による補修計画など

・災害復旧計画での活用

計画

設計

施工

維持管理

本部

各段階における次段階へつなげるためのBIM/CIM活用検討

- ・内容:モデル事業による各段階でのBIM/CIM実施内容の検討
- ・目的: BIM/CIMモデルをどのように作って、どのように活用するかを各段階毎に整理する

河川公

【荒川調節池工事事務所】計画·設計段階

- ・内容:BIM/CIM活用の検討
- 目的:事業の各段階においてどのようにBIM/CIMを活用できるか検討

【荒川下流河川事務所】維持管理段階

- ・内容:3D管内図の整備
- ・目的:3D管内図を活用した維持管理の試行

【下館河川事務所】施工段階

- ·内容:ICT、CIMの活用
- ・目的: 築堤・樋管工事の施工データを用いた維持管理の試行

道路×

【道路部】維持管理段階

- ・内容: 首都高並行区間でのデータプラットフォーム整備
- ・目的:各種管理データを一元管理するためのシステム構築

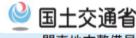
【甲府河川国道事務所:中部横断自動車道】施工·維持管理段階

- ・内容: 3次元による設計照査や点検における変状把握
- ・目的:BIM/CIMによる精度向上や点検作業の迅速化、省力化

【大宮国道事務所:新大宮上尾道路】設計段階

- ・内容: 3次元モデルを活用した施工計画作成や地元との合意形成などの活用
- ・目的:BIM/CIMによる設計成果の可視化、シミュレーション化による検証等、品質の最適化

【参考】令和4年度 BIM/CIM·ICT研修



国十交通省: 地方公共団体職員向け研修

建設生産プロセス全体の生産性向上に必要となるBIM/CIMに関する基礎的な知識の概要を習得することを目的に、 BIM/CIM入門 建設分野を取り巻く課題及びBIM/CIMを活用する意義や国土交通省におけるBIM/CIMの取組状況を講義することに

より、BIM/CIMを活用することの有効性を理解できます。

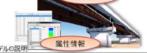
【研修内容】・建設分野を取り巻く課題 ·BIM/CIM概要

·BIM/CIM活用目的や取組状況

BIM/CIMの技術的な体系(各種モデルの説明)

【実施日】 ①5/20 ②9/2

BIM/CIMモデルの説明



BIM/CIM初級

【オンライン】

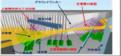
建設生産プロセス全体の生産性向上に必要となるBIM/CIMに関する基礎的な技術の概要を習得することを目的に、 設計・施工・維持管理段階毎におけるBIM/CIMの活用目的や活用することによる有効性等について講義することにより。 BIM/CIMの具体的活用や有効性について理解できます。

【オンライン】 【研修内容】・BIM/CIMの公共調達とプロセス監理

測量、地質、土質調査におけるBIM/CIM活用 ・設計、施工、維持管理におけるBIM/CIM活用

【実施日】 ①6/10 ②9/9

BIM/CIM活用事例



BIM/CIM中級

BIM/CIMを活用するスキルを持った技術系職員の育成を目的に、BIM/CIMソフトウェアを使用した実践的な3次元モデ ルの作成、演習を主体とした講義を実施し、BIM/CIMソフトウェアを業務改革実現のツールとして活用するための専門知

識の習得と技術力の向上を図ります。

【集合】 定員 各40名 【研修内容】·BIM/CIM成果品確認手法 ・土工モデルの数量算出手法、工区割りの検討手法

構造物モデル作成手法

【実施日】 ①7/6 ②7/13 ③9/30 ④10/5 ⑤11/16

BIM/CIM添容 BIM/CIMを活用するスキルを持った技術系職員の育成を目的に、関東 D X・i-Construction人材育成センター内の実 物施設を活用し、3 次元データの計測方法、利活用方法の講義や、VR・MR機器等を活用した体験学習により、現 場で活用可能な専門知識の習得と技術力の向上を図ります。また、VR機器等の体験学習を行います。

【集合】 定員 各20名 【研修内容】,地形モデル活用演習

・コンクリート構造物モデル活用演習

計測手法演習 · V R機器等の体験

【実施日】 ①7/29 ②10/19 ③11/30

ICT施工基礎

ICT活用工事の基礎的な知識取得のため、「①3次元測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、 ④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品」の5つのプロセスを全般的に学習し、工事担当者として適 切な取扱いができるように、座学及び現場実習を行います。

(集合) 【研修内容】・ICT施工概要、ICT活用工事の実例

定員 各20名 ICT建設機械の施工見学

3次元設計データの作成から出来形帳票処理 ※定員をこえる場合

3次元計測機器、出来形管理要領の解説 オンライン配信実施

・UAV・TLSを用いた測量、出来形管理実習

監督・検査のポイント

【実施日】 ①5/12~13 ②6/7~8 ③9/5~6



ICT施工実践

ICT活用工事の監督・検査等の各段階で実践的な知識として必要となる技術基準や留意点等を学習し、監督・検査等 を通して受注者への適切な指導ができるように、座学及び現場実習を行います。

【集合】

【研修内容】·ICT施工概論 ICT施工における工事検査時の解章点

定員 各20名 ICT基準額の解説

※定員をこえる場合 監督・検査のポイントについて

オンライン配信実施

・3次元計測機器のよる工事検査実習

【実施日】 ①5/27 ②6/27 ③9/26



民間技術者向け研修

起工測量・設計・出来形管理の各段階で取り扱う3次元データ処理や作成及び帳票作成等一連の作業について、ICT 活用丁事建設現場の施丁業者によるパソコン・専用ソフトを用いた内製化について、実習を行います。

【講習内容】·ICT施工概要 【集合】

定員 各20名 ※定員をこえる場合

・起工測量データ処理 ・3次元設計データ作成 出来形管理、帳票作成

【実施日】 ①7/8 ②7/12 ③7/15 ④7/28

オンライン配信実施



3次元設計データを搭載した建設機械によるマシンガイダンス施工及び3次元計測機器を用いた断面・面管理の計測 について、実際の土工ヤードで実習を行います。

【集合】 定員 各20名 ※定員をこえる場合

【講習内容】·ICT施工概要 ·出來形計測実習 マシンガイダンス施工実習

オンライン配信実施 VR実習 【実施日】 ①8/5 ②8/26

無人化施工講習

災害協定会社・施工会社の技術者を対象に、災害応急復旧等で作業する建設機械の「無人化施工技術」に関する原 陽監視、操作を実体験し、災害応急復旧現場等の丁事現場において活用できるように、実際の十丁ヤードで実習を行し

【集合】 【講習内容】・無人化施工について 定員 20名

- 無人化施丁の取組 簡易漆廳操縦装置取付実習 ※定員をこえる場合 無人化施工バックホウ操作実習

オンライン配信実施 【実施日】 8/25

ICT施工 Web tetICT施工に関するノウハウ・技術を持つICTアドバイザーやICT施工トップランナーの講義により、施工の現場での具体的な 活用・有効性を紹介します。

【セミナー内容】・ICT施工概要 【オンライン】

ICTアドバイザー保有技術、ノウハウの紹介

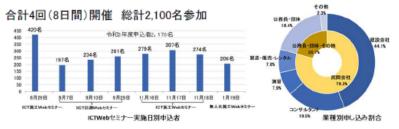
ICT施工トップランナーによる講義

【実施日】 ①6/13~17 ②10/24~28 ③2/13~17





【参考】令和3年度ICT施工Webセミナー実施結果

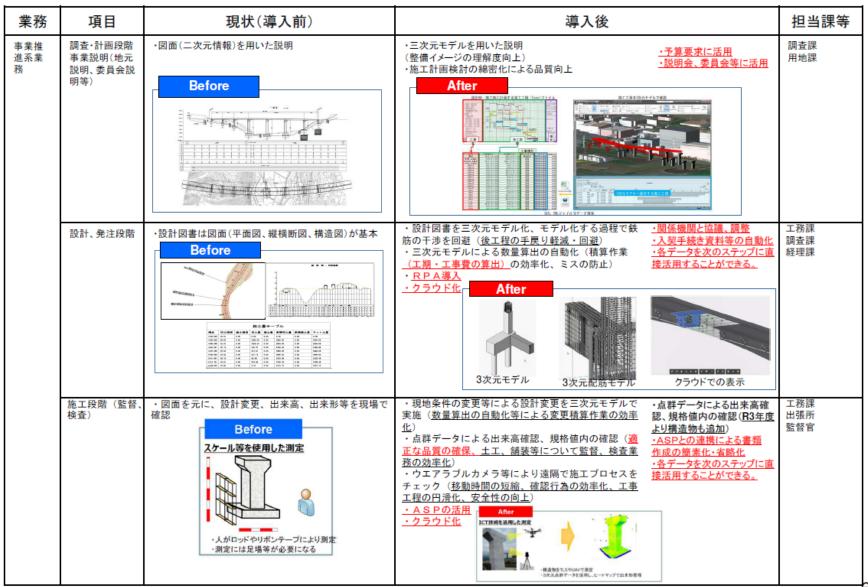




【参考】BIM/CIM、DX導入後の将来像について(1)



関東地方整備局



【参考】BIM/CIM、DX導入後の将来像について(2)



関東地方整備局



【参考】BIM/CIM、DX導入後の将来像について(3)



関東地方整備局

業務	項目	現状(導入前)	導入後	担当課等
防災情報 提供系業務	雨量、水位、洪 水予報、水防警 報関係情報の提 供	・川の防災情報等、HP、SNSを通じ提供 Before 川の防災情報 スマートフォン	・アプリ(センサー・スマホ)導入・活用 After 3Dリアルタイム浸水情報 センサ・カメラ情報をAIで判定判定結果をスマフォに送信 単定結果をスマフォに送信 避難経路の表示	河川管理課 防災課
	降雪、路面/凍結 情報の提供	* HP、SNSを通じ提供 Before	・迅速な情報伝達 After センサ・カメラ情報をAIで判定 判定結果を自動車に送信し走行を制御	道路管理課 防災課



国土交通省関東地方整備局 合和 5 牟 o) Н 企画部 13

5 回関東地方整備局インフラ D X 推進本部会議」 を開催

令和5年度の重点事項の紹介を行います

野のDX推進に向けた取組を行っている 和3年10 関東地方整備局では、 月には「インフラ分野のDX推進に向けたロー 令和3年7月に ところです。 「関東地方整備局イン 7. A) Ċ V 7 5 D を策定して、 X推進本部」 4 ρŅ ソソ 発足 VI S ♪

情報を共有し、 今回の会議ではインフラ分野の DX を推進するために、 各々の WG における取組に活用・反映する ことを目的に開催します 各 WG の取組について部局横断的に

を換し なお、 て事例の紹介を行いま 舎 WG からの説明は、 9 他のWGに紹介したい取組やR5の重点事項等について、 頂目

._ 田田

2

加票

合和 5 ത Н \vdash S \Box B \vdash ത . . 0 0 \vdash 7 0 0 (予定

さいたま新都心合同庁舎 2 号館 H 4 骊 災害対策本部室

主な護事

- インフラDX推進本部会議のポイン
- 関東地方整備局イン VI D X 吸縮

会議は、 報道機関を通じて公開いたします。

※写真及び映像等の撮影は、 冒頭から関東地方整備局長挨拶まで可能です。

※取材をご希望される報道機関の方は、 ※当日の会議資料は、 関東地方整備局ホームペー 別紙のとおり ジ上に掲載す თ Н \vdash 4 日(水)12:00 る予定です。 94 4 ご連絡ください。

発表記者 4 VI V. V 竹芝 闦 地 4 VI V. 並 玉県政記 岩 4 VI. V, 神奈川建設記 者会

<問い合わせ先

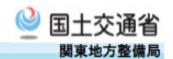
関東地方整備局 企画部

無語:048 01- ω S (代表) FAX : 0 4 ∞ ത 0 0 \vdash ω

工事品質調整官 飯野 H 햌 (211) Ωŧ ቤዙ (内線: _ ∞

技術調査課長 佐藤 팶 G. 1 Š じゅん) (内漢 ω 2 G ۲

関東地方整備局インフラDX推進体制



関東地方整備局ワークライフバランス

[本部長] 局長 〔副本部長〕副局長(2) 〔委 員〕総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、 港湾空港部長、営繕部長、用地部長、統括防災官

関東地方整備局インフラDX推進本部

[本部長] 局長 [副本部長] 副局長(2) 〔委 員〕総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、 用地部長、統括防災官

WLB推進本部・幹事会

〔主宰〕総括調整官(2)、企画調整官 〔委員〕公園調整官、河川調査官、道 路企画官、港湾空港企画官、営繕調査 官、用地調整官、総括防災調整官、人 事課長、人事企画官、 総務課長、企 面課長、港政課長、港湾事業企画課長

インフラDX幹事会

[幹事長] 企画部長

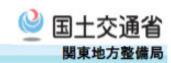
[委 員] 総括調整官(2)、広報広聴対策官、企画調整官、 技術調整管理官、技術開発調整官、工事品質調整官、建設情報・施工高度化技術調整官、 電気情報技術高度化調整官、公園調整官、河川保全管理官、水理水文分析官、 道路情報管理官、道路保全企画官、交通拠点調整官、港湾空港企画官、営繕品質管理官、 用地調整官、総括防災調整官、防災情報調整官

サイバーセキュリティ幹事会

〔幹事長〕企画部長 〔委 員〕総括調整官(2)、企画調整官、 公園調整官、河川調査官、道路企画官、 港湾空港企画官、営繕調査官、 用地調整官、防災情報調整官

DX推進 量規 「ダルーブ長」 企画部長 [グループ長] 統括助災官DX 推進 防災 ₩ G [グループ長] 港湾空港部長DX 推進 港湾空港部 [グループ長] 道路部長DX推進道路w [グループ長] 河川部長DX推進河川W クループ長ごと 推進 ⊕ C 格標準 (財東 D X 関東 D X 2 期平 〕建設部長 | 営繕w 進事が 翼化 農技 長進 建設情報,施工高度化技術調整官、助災情報調整官、工事品質調整官、関東技術事務所長 化 活 部 推 部 セ 4

関東地方整備局インフラDX推進の目標設定



生産性向上

令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 目標:令和7年度 大規模構造物等、小規模を BIM/CIM BIM/CIM移行 大規模構造物等の全ての詳細 (2025年度) ICT施工 除く全ての詳細設計・ ⇒生産性向上実現 設計・一部工事でBIM/CIM適用 原則適用 一部工事でBIM/CIM適用 生産性2割向上

自動化·効率化· 高度化 AI活用

情報化

施設点検、障害・損傷の自動検知

データー元管理、3Dデータ活用ICT施工、リモート管理

働き方改革



令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BIM/CIM、ICT、Al	[の活用⇒効率化・生	上産性向上の推進 上	2024(令和6年).4 建設事業における 時間外労働 上限規制適用	建設業の ワークライフバラ ンス向上

第5回 インフラDX推進本部会議のポイント



- ▶ 関東地方整備局インフラDX推進本部の各WGでは、インフラ分野のDXにより、建設現場の生産性向上、働き方改革を推進することを目的に、様々な取組を実施しており、インフラDX推進本部において取組状況の確認とその方向性について審議を行っている。
- ▶ 本日のインフラDX推進本部会議では、部局横断的に連携し、インフラ分野のDXを推進するために、各WGの取組について情報を共有し、各々のWGにおける取組に活用・反映することを目的に開催する。
- ▶ 各WGからの説明は、他のWGに紹介したい取組やR5の重点事項等について、項目を絞って事例の紹介を行う。

関東地方整備局インフラDX推進本部 設置要領

(目的)

第1条 関東地方整備局における社会資本整備や公共サービスの提供というインフラ分野において、国民のニーズを踏まえてデータとデジタル技術を活用し、建設業や関東地方整備局の文化・風土や働き方 (業務そのものや、組織、プロセス)を変革し、インフラ分野への国民理解を促進すると共に、安全・安心で豊かな生活を実践するため、部局横断的に連携しインフラ分野のDXを推進する関東地方整備局インフラDX推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(業務)

- 第2条 本部は、次の事項に関する課題について、状況確認と方向性の決定に必要な春識を行う。
- (1) 建設生産プロセスの変革による技本的な生産性、安全性、効率性の向上
- (2)関東地方整備局職員の任事の進め方の変革、働き方改革の推進
- (3) そのほか、本部の目的に即したもので、本部長の定めた業務

R5年度 各WG取組事例紹介



R5年度 各WG取組事例紹介

①BIM/CIM·DX推進 河川WG	除草の出来形管理、サイバー建設現場、小名木川(出)DX、WEBホットライン、河川DXの取組
②BIM/CIM·DX推進 道路WG	道路の情報統合化について < GISプラットフォームの構築>
③BIM/CIM·DX推進 営繕WG	横浜法務総合庁舎におけるEIRを適用した設計BIM (BIMの取組
④BIM/CIM·DX推進 港湾空港WG	港湾・空港事業における港湾整備BIM/CIMクラウド及びICT施工の推進
⑤BIM/CIM·DX推進 防災WG	防災対応の迅速化・効率化(事象発生時の情報発信自動処理)
⑥DX推進 総務WG	業務でのRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)等の導入による効率化
⑦DX推進 建政WG	国営公園の運営維持管理の効率化(ドローンを活用した熊対策)
⑧DX推進 用地WG	UAVによる用地調査
⑨情報インフラ推進WG	3Dモデルを主とした契約、監督・検査、地震時簡易点検の効率化
⑩ICT施工技術活用推進部会	ICT経営者セミナーの開催、若手技術者ワークショップの開催、ICTアドバイザー会議の開催
⑪関東DX・i-Con人材育成センター	受講者の役割や習熟度に応じたカリキュラムの追加(BIM/CIM上級) バーチャル展示館によるDXパークのPR、 研修・講習動画のHPでの公開

項目	要望	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
I (1)建設産業全体の働き方改革と生産性向上に 担 向けた受発注者	・建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後	とともに、計画的な執行により、3月を履行期限とする業務を発注しないことや、契約後における履行期間の変更にあたっても、その後の工事発注に支障がある等特別な場合を除き、最終的な履行期限が3月とならないよう、委託内容見直し等による履行期限の調整を行うなどの試行を行っており、今後も引き続き履行期限の平準化について、実務担当者への周知を図っていきます。		また、平成30年度から委託業務の履行期限の平準化を試行しており、次の期間での履行期限の契約数を目標設定している。(年内50%以上、1~2月25%以上、3月25%以下) 発注時における条件明示については、特記仕様書により必要な事項を明示しており、履行期間については、ゼロ県債、翌債承認、繰越制度を活用し、適切な履行期間の確保に努めている。	・委託業務は、地域平準化率40%以下を目標に履行期限の分散のため、ゼロ債務負担行為の活用ややむを得ない事情により完了が難しい場合には、適切に履行期間の延長や年度繰越(翌債)の対応を行い、各年度の活用状況を把握している。 ・履行期間の設定では、標準積算基準書に沿って、業務価格をベースとした計算式により算定した日数に、河川管理者や警察との協議などに係る日数、及び年末年始・夏季休暇等を加
	②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化 ・「ウィーケリースタンス」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ・新たな取り組みや好事例の水平展開の更なる推進 ・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示(委員会対応業務に多い)の削減と解釈の違い等による手戻り発生や過剰要求による作業量増大を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的記述と業務実施内容の相互確認の徹底 ・実態に即した適切な費用計上 ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底 ・入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減	特記仕様書において、受発注者間で取組内容を定め、業務 計画書へ記載することを求め、発注者側でも確認しています。 また、実態に即した費用計上については、国の積算基準に	打合せは、行わないよう努めている。受注者側での残業や休日出勤の抑止のため、受注者側のノー残業デー設定日を把握するとともに、金曜日に翌週月曜日期限の業務の依頼を行わないなどの「ウィークリースタンス」について、『栃木県県土整備部ウィークリースタンス実施要領』を令和元年度に策定し、周知徹底している。 また、令和2年10月から工事を対象として、情報共有システ	(1週間のルール)に取り組んでいる。 また、ワンデーレスポンスについても、受発注者双方へ周知・ 徹底を図っている。 さらに、令和3年4月からは、こうした取組の対象を全業務へ	②受発注者協働によるワークライフバランスの改善に向けて、 埼玉県では平成30年12月1日より「ウィークリースタンス」の取 組を実施している。また関係市町村宛に実施内容を参考通知 し、展開強化に努めている。 ・新たな取り組みについては、国や他都県市の取り組み等を 注視していく。 ・特記仕様書については、業務の執行にあたって必要な項目 を過不足なく記載している。深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示の削減と解釈の違い等による手戻り発生等による作業量増大の排除の方策については引き続き検討していく。 ・実態に即した適切な費用の計上として、条件を設計図書に 明記している。 ・「業務スケジュール管理表」「条件明示チェックシート」の導入については、国や他都県市の取組や状況を注視し検討していく。 ・入札・契約関連書類の他団体との統一については、国や他都県市の取組等を踏まえ検討していきたい。事務負担軽減については、持参により提出を求めている書類について電子 メールやファイル転送サービス等による提出も可能とした。
(2)受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善		なった場合は、柔軟に対応したいと考えております。	託及び工事の発注については、緊急随契を活用し速やかに 対応することができた。また、実施中の通常業務に係る業務委 託及び工事に関しては、必要に応じて「一時中止」、「工期延	における測量・設計業務を円滑に実施するため、契約中の業 務委託を含め、必要に応じて「一時中止」や「工期延期」する	う場合に、受発注者間の協議を踏まえた上で、一時中止を行う こととした。 今後も国の対応を踏まえた上で、迅速かつ適切な災害対応を

	項目	要望	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
		②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上 ・災害申請作業の合理化・適切化 ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の 適切な精算	また、積算基準については、国や他都県の取組を参考とさせ て頂きます。	②令和元年東日本台風における一連の災害査定においては、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」が適用され、速やかに関係各課および出先事務所、管内市町へ周知を図り、効率的な査定を行うことが出来た。査定に係る業務委託の積算については、実際の作業に見合った歩掛を採用しており、大規模災害時においては、見積りにより対応し、実作業に見合った積算を実施していく。	施設災害復旧事業査定方針」に従い、災害査定の合理化・効率化及び適正な運用が図られるよう、必要に応じて県及び市町村職員を対象にした大規模災害復旧に係る講習会を開催、周知するなど対応している。	遠方からの支援の場合の旅費・滞在費については、令和2年
	安定と処遇改善・ 新たな事業推進 形態に向けての	①インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの安定的な事業量の確保 ・老朽化や激化する自然災害による甚大な被害に鑑み、計画的な整備継続と公共投資拡大	めてまいります。	①本県では、県土づくりの各分野において、今後、重点的に進めていく施策や目標を示した「県土づくりプラン2021」を策定公表しているところであり、また、国において、閣議決定された国土強靱化基本計画も踏まえ、引き続き安定的な事業量の確保に努めていく。	土整備プラン2020」を策定・公表し、中長期的な社会資本整備の進め方を示している。引き続き、同プランに基づき、防災・	
		②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上 ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定・技術基準の改定に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確化、予定価格積算における経費算定方法の合理化に関する継続的改善	②技術者単価・歩掛等については、国に準じて適用しており、 今後も国の改定等があれば随時適用してまいります。	②技術者単価の改定については、国の改定に伴い遅滞なく 実施しているところであり、引き続き、適正な技術者単価を採 用して参る。	②技術者単価については、国の技術者単価を採用しており、また、歩掛・積算体系についても、国に準拠した体系の構築している。 なお、国の積算基準に定めの無い歩掛等については、適宜、見積徴収により対応しているところであり、引き続き、適切な設計計上となるよう努めて参りたい。	②技術者単価の継続的な引き上げについては、国の技術者単価の改定に合わせて実施している。実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備については、基準化されていない工種は、見積りを徴取し実勢価格に応じた適切な積算価格の設定に努めている。その他予定価格積算における合理化に関する改善としては、国の動向を注視して対応していく。
		③生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善		③監理業務(PM・CM)や事業促進PPPの導入については、国 や他都県市の動向を注視して参りたい。	③国や他都県市の実施状況を参考に検討して参りたい。	③国や他都県市の取組等を踏まえ検討していく。
		④「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更 ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更 ・設計変更に伴い新規に追加された工種に対する落札率の適正化(当初落札率の適用外)	また、新規工種の設計変更における適用落札率の適正化(当初落札率を乗じない)については、国や他都県市の動向を注	年度にはガイドラインの理解を促す補足資料を作成したところ であり、引き続き、適切な設計変更に努めていく。	ン」を策定し、本ガイドラインに基づき設計変更を行っている。 なお、新規に追加された工種に対する落札率の適正化につ	④平成31年2月に国交省の「土木設計変更ガイドライン」及び 関東地方整備局の「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」を参考として「埼玉県土木工事設計変更ガイドライン」を策定し、適切な設計変更を実施している。 ・本県積算基準では、変更請負額算出の際、新規工種においても当初の落札率を乗じることとしている。他都県市の取組やその効果等を踏まえ検討していく。
		①若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・ 契約制度の改善の継続	①国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。	①国や他都県市の状況を踏まえ検討して参りたい。	①総合評価落札方式等において担当技術者としての実績評価も可としているが、国や他都県市の実施状況を参考に検討して参りたい。	①国や他都県市の取組等を踏まえ検討していく。
・技術力に		①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)」におけるプロポーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加・価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加				
		②計画系プロポーザル業務の業務規模の改善				
よる選定		③総合評価落札方式における落札率の改善 ④改正された業務成績評定の適切な運用と評定点の開示の運用改				
		善、業務・技術者表彰(表彰内容・表彰率)の運用改善、それに基づ くプロポーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備 局間の統一的運用等				
		⑤国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用 ・令和4年度、および令和5年度試行結果を踏まえた適切な対応・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入				

	項目	要 望	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
対力	おける発注方 たの改善(技術 で基本とした選 ・発注の仕組 ・の導入促進)	針)」に基づき、発注者の役割、責任として、以下の発注方式への取組みを強化 ①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加 ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進	格のみによる一般競争入札は実施していません。 ②見積による歩掛の決定方法は、3者以上から徴取し、平均 的又は最頻度の歩掛を採用している。見積徴取時の歩掛の事	①本県の業務委託の総合評価落札方式は、平成25年度から試行的に、原則2,000万円以上の業務委託を対象とし実施している。 業務内容等により発注方式を適切に選択することとし、総合評価落札方式の件数は、平成30年度4件、令和元年度6件、それ2年度5件、令和3年度13件、令和4年度9件、プロボーザルカ式の件数は、令和2年度2件、令和3年度2件、令和4年度5件実施している。	年度は14件を発注している。 総合評価落札方式については、令和3年度は2件、令和4 年度は3件を発注している。 本県は、価格のみの一般競争入札は実施していない。 発注者協議会については、昨年度は1回をWebで開催して	①簡易型プロポーザル方式の試行要綱を定め運用しており、 試行の対象となる業務については実施していく。 ・建設工事に係る設計業務の一般競争入札は、入札参加資格として業務実績や資格等を有する技術者の配置を求め、一定の技術力等を有した企業を対象として実施している。今後も総合評価方式を適用するなど適切な発注方式を選定していく。 ・協議会において、適正な発注方式について議論していく。
		排除、簡易な技術競争の導入促進) ・ブロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論 ②見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の 事前開示	の動向を参考に導入を検討してまいります。 ④500万円以上の設計業務等で成績評定を実施しております。業務・技術者表彰制度は未導入です。 ⑤仕様書において、発注業務に応じた有資格者および同等の能力を有する管理技術者の配置を求めています。また、総合評価方式においては、技術士を配置する場合に加点評価	し、見積徴収した歩掛については、最高値及び最低値を除いた見積りの平均価格に対して30%以上の差異のあるものを排除した上で、平均的又は最頻度の歩掛を採用している。また、歩掛の事前開示については、採用した歩掛に県単価表等に記載のある労務費や機械経費等を代入して算出した単価を閲覧時に公表している。 ③最低制限価格制度については、2,000万円未満の建設コンサルタント業務において運用している。予定価格の事後公表については、今後も他都県市の動向を参考に対応方針を検討して参りたい。	開示している。 ③ダンピング対策について、国の制度改正があった場合には、直ちに県の制度も改正するなど適正に実施している。予定価格は事後公表を採用している。 ④令和3年度に業務成績評定要領を一部改正し、運用及び公表の改善を図った。また、平成29年度から業務・技術者表彰を導入している。	取し、徴取した各社の歩掛に県設計単価を適用し各社の見積 価格を算出する。次に価格の平均値を算出し、平均値に最も 近い価格の歩掛りを採用している。 なお、見積により決定した歩掛は、積算参考資料として公告 の際に発注図書として公表している。
				況を踏まえて検討して参りたい。 ⑤有資格者については、総合評価落札方式における評価項目として加点している。	落札方式における加点等で適切な活用を図っている。	る。引き続き、受託業者及び技術者を表彰する優秀委託業務表彰を実施する。 ⑤本県においては、「競争入札における業者選定の基本的な手法等」に基づき、技術士やRCCM等の有資格者の在籍状況や建設コンサルタント登録の状況などを考慮している。 ・簡易型プロポーザル方式の試行要綱を定め運用しており、試行の対象となる業務については実施していく。
地上	-づくりのための 地域コンサルタン の活用の拡大	①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進 ②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進(適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入)	注しております。	①②地元コンサルタント育成の観点から、今まで県外大手コン サルタントに発注していた比較的技術力を要する一部の業務 についても、県内企業が実績を積めるよう、県内企業への受注 機会を増やしている。 また、総合評価落札方式において、地域精通度を評価項目に 設定し育成に努めている。	②指名競争入札において、地域コンサルタントを指名して発	①、②県内企業による履行が可能な業務については、県内企業とすることを基本としており、引続き県内企業の受注機会の確保に努めていく。
		③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進				
1 2 2	1) 受発注者それでれの役割を はぞれの役割を はまえたエラー う止への取組み	①受発注者合同現地踏査の実施	①国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。	①合同現地踏査が必要な業務については、打合せ時に提案いただき、現地の特性と課題を的確に把握し課題を受発注者が認識を共有するよう努めていく。	①受発注者合同現地踏査については、監督員と協議のうえ必要があると判断される場合は現地踏査に監督員が立ち会うことで対応している。合同現地調査について、国や他都県市の状況を参考に検討して参りたい。	①案件ごとに必要に応じて実施している。
確保・向上		②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化及び受発 注者双方の効果的な運用・活用	②国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。	②条件明示については、特記仕様書に記載しているが、必要 に応じて国や他都県市の取組状況を踏まえ対応を検討して参 りたい。		②国や他都県市の取組等を踏まえ検討していく。 なお、低入札調査の対象となった案件については、落札者 の費用負担において第三者照査を実施することとしており、そ の資格要件を定めている。
		③品質確保・向上に資する施策の継続的改善(的確な条件設定・確認、照査の充実等) ・工事発注時チェックシートの試行拡大				
びお	《三者会議等に らける総合的な 占質の確保	確化と適切な費用計上	明示することとしております。また、歩掛については、国に準じ 積算基準及び標準歩掛を適用しているところであり、標準歩掛		書や特記仕様書などに明示している。 歩掛については、国土交通省の歩掛を準用するとともに、標準歩掛が適用できない場合は、見積により対応しており、今後も協会等の要望も考慮し、実態に即した歩掛・積算体系の構築に努めて参りたい。 任意仮設は参考図、指定仮設は設計図として適切に明示し、必要な経費を計上しているが、引き続き国や他の都道府県の動向等を注視し、適切に対応して参りたい。	・歩掛については、国の基準を準用し定めている。なお、国の 基準が無い歩掛については、見積りを徴取し決定している。 任意仮設、指定仮設における設計図書の扱いや責任の所在 については、引き続き設計変更ガイドラインに定められている

項目	要 望	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
	②詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における追加業務や修正設計の適切な実施(工期の設定)と費用計上	②設計条件の変更、工事発注前の現場条件の変更等で追加 業務や修正設計が発生した場合は、別途発注しております。		基づき、検討会に要する経費は技術管理費に計上している。	②詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における 追加業務や修正設計の実施に当たっては引き続き適切な対 応に努める。
新事業等における技術的課題解消に向けた発注 契約方式などの	課題解	①ECI方式等の合理的な入札制度の導入等については、国 や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。	①合理的な入札制度の導入等については、国や他都県市の 取組状況を踏まえて検討して参りたい。	①国や他都県市の取組等を踏まえ検討していきたい。	
改善	②点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上 ・点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実勢価格に応じた積算価格の設定 ・補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の適切な設計変更	②特記仕様書等において、仕様を明記することとしております。また、標準歩掛が適用できない場合は、適宜、見積等を活用し実勢価格に応じた積算を行っております。条件確認シートの活用については、国や他都県市の取組み状況を参考にしてまいります。		を適切に明示し、標準歩掛が無い業務等は見積徴取し実勢 価格に応じた積算に努めている。 補修・補強設計における条件明示については、国や他都県	②点検・診断業務及び補修・補強設計業務における仕様や積算条件については、仕様書及び特記仕様書に明示することとしている。歩掛は国の基準を準用し定め、国の基準が無い歩掛については見積りを徴取し決定することで、適切な積算価格の設定に努めている。また、点検方法や補修方法等の条件が変更となった場合については、適切な設計変更を行っていく。
	③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用	③国や他都県の事例を参考に、品質確保に関する効果が見受けられる場合はプロポーザル方式の発注についても検討してまいります。		③県では、高度な技術が要求される大型・特殊橋梁や制約条件の多い橋梁の補修・補強設計業務の発注では、プロポーザル方式を採用している。	③プロポーザル方式については、簡易型プロポーザル方式の 試行要綱を定め運用しており、試行の対象となる業務につい ては実施していく。
	④地方自治体のメンテナンス事業の促進 ・技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用 ・点検・診断等業務に関わる登録技術者資格(RCCM等)の活用・道路橋メンテナンス技術講習の継続と当講習達成度試験合格者の活用促進 ・地方自治体のメンテナンス事業への地域コンサルタントの積極的な活用	④国や他都県市の取組状況を参考にしてまいります。		④メンテナンス事業における技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用については、国や他都県市の実施状況を参考に取り組んで参りたい。 点検・診断等業務にあたっては、登録技術者資格を考慮している。 点検・設計内容の技術難易度に応じて、地域コンサルタントの活用を図っている。	なお、点検・診断等業務の発注にあたっては、登録技術者資格も考慮して発注している。 県内企業にできることは県内企業に発注することを基本としている。
Ⅳ.「DX 推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」 (1)DXの推進	①受発注者協働による働き方改革に資するDX推進:DX推進による業務効率化の促進 ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進 ・情報共有システム(ASP)を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進 ・遠隔臨場を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進 ・テレワークガイドライン(案)の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・Web 公開などの推進 ・各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開	和5年度より工事にて原則10%適用中であり、業務においても試行的に実施し、受発注者間の連絡体制や情報共有の迅速化につながっています。また、テレワークに対応した体制やWEB会議の活用推進にも取り組んでおります。その実施件数等についてはホームページ等で公表してまいります。	指名競争入札についてASP方式の運用を開始しており、令和3年度には随意契約まで適用を拡大した。また、令和2年10月から原則全ての工事を対象として、情報共有システムの導入を開始したところであり、業務における活用についても、今後、国や他都県市の動向を踏まえ対応を検討していく。 遠隔臨場については、令和2年10月から現場立会頻度が多い工事や現場移動時間を要する工事等において運用開始したところであり、昨年度から原則全ての工事を対象とし、業務の効率化を図っている。今後は、各種業務委託への拡大を検討していく。 テレワークについては、LGWAN-ASPで提供される自治体テレワークシステムを利用しセキュリティー強化を図ることで、自宅でも電子化された基準書が閲覧でき、積算システムを使	ての業務について実施している。電子契約システムは全庁的に導入に向け検討を実施している。 ・情報共有システムについては、平成23年度に導入済みであるが、業務の利用については受注者の任意としている。 ・遠隔臨場については、測量・調査の立会いのほか、打合せ協議や中間施工検査にも積極的に活用し、移動時間や待ち時間の解消に努めている。 ・令和4年10月よりネットワークの更改により、発注者側のインターネット環境が改善された。また基準類については電子化し基準通知システムで公開している。 ・県土整備分野のDXに関する取組を抽出し、その具体的な取組や工程、進捗状況を示す「県土整備プランDXアクション」を策定し、ホームページで公表している。	受注者は入札の参加申請書や入札書等の提出、発注者は参加受付票や落札者決定通知等の発行を電子で行うことにより、ペーパーレス化が実現されている。また、持参により提出を求めている書類について電子メールやファイル転送サービス等による提出も可能とし、入札手続きのため発注機関へ出向くことが不要となっている。情報の共有化については、入札の過程及び結果がインターネット上に広く公表されている。電子契約システムにおいては、令和4年度に試験的に導入しており、効果・課題を検証し、本格導入に向けた検討を行っている。・工事情報共有システム(ASP方式)は令和5年度から当初設計金額3,000万円以上の土木工事を対象に拡大した。今後は

項目	要	望	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
	②i-Con およびBIM/CIM の推進(性向上) ・BIM/CIM 設計照査シートの充実・積極的な活用事例の発信(BIM,協議の場の設置(例えば、適用PT・デジタル情報のサプライチェーン度」の活用による3Dソフトの開発目びアノテーション機能等の強化の関寄付講座協調領域検討会と協働に性向上に資するアプリケーション開・BIM/CIM モデルを管理・継承すの促進	(CIM ポータルサイトの活用) やによる推奨項目の拡充など) の構築に向けた「IFC 検定制標の明確化、照査の自動化およ引発促進の要請、東京大学i-conよるAPI の開発のあり方や生産発の検討の促進	について担当部局と協議しており、国や他都県市の取組状況を参考にBIM/CIMの活用を推進してまいります。	②調査・設計段階からのBIM/CIMの導入については、令和5年4月に国土交通省から示された「BIM/CIM適用に関する実施方針」を参考にし、活用目的を整理した上で、一部の業務で試行的な導入を検討している。今後は、県内企業の取組状況を考慮しながら活用について検討して参りたい。	整理・検証を行っているところである。設計照査をはじめとする、CIMの推進および、デジタル情報の運用・管理について	②令和5年度は、小規模ICT施工の試行要領を追加し、引き続きi-conの推進に努めていく。BIM/CIMの推進については、国や他都道府県の取り組みなどを踏まえて検討していく。
(2)DXの推進の 費用面での環境 整備	①BIM/CIM 活用の業務価格の算法・「BIM/CIM 標準歩掛」の段階的な上②DX、テレワーク等に対する一般	s設定、「BIM/CIM 使用料」の計				
	・「一般管理費等係数(β)」の見直 の見直し					
	③DX推進の環境整備のための助					
(3)「成長と分配 の好循環」の実 現	・建設産業における「成長と分配の 価のアップ、業務価格の改善、調査 ンフラ事業量の拡大を継続的に実施した。	E基準価格を改善するとともに、イ				

	項目	要	望	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
・ 担 い		・建設コンサルタント業務の納期がの目指すべき納期目標と整合を図および施策の活用状況の把握 ・発注時および変更時における条期間を踏まえた適切な履行期間のきない場合の履行期限の延期	った施策の強化と計画的展開、 条件明示の徹底により、標準履行 の確保 → 標準履行期間を確保で 時期の重複を解消するためのプロ	各施策の庁内の活用状況については、千葉県発注者協議会庁内部会において共有を図っています。 ・発注する際は、現場状況や関係機関との協議を踏まえた適切な履行期間の確保に努めてまいります。また、履行期限の延期については「土木設計業務等変更ガイドライン」に基づき、受注者に責がない事情により完了が難しい場合は、設計変更(履行期限の延長)を引き続き対応をして	めています。 また、現場状況や協議調整事項等を踏まえた適切な工期設定を行い、履行期間の確保に努めています。 さらに、業務スケジュール管理表を活用し、受発注者の役割分担を明確にし、懸案事項及び業務スケジュールを受発注者で共有することで、円滑な業務の実施を図っています。	か月未満の債務負担行為の活用を検討するなど、履行期限 の平準化や必要な履行期間の確保に努めています。また、や むを得ない事由が発生し、適正な履行期間を確保できない場 合には、適宜、繰越の手続きを執るといった対応をしておりま す。	正な履行期間を確保し、年度の早い時期で発注し、分散化に 努めています。 また、履行期間の確保が難しいときは明許繰越制度等を活用 し、適正な履行期間の確保を図っています。
		②受発注者協働によるワークライフ施策の推進・強化 ・「ウィークリースタンス」の全業務への減よる確実な推進と地方自治体への。・新たな取り組みや好事例の水平・深夜・休日勤務につながる業務務に多い)の削減と解釈の違い等はる作業量増大を排除するために、もの具体的記述と業務実施内容の相・実態に即した適切な費用計上・計画系業務を含む幅広い業務を理表及びワンデーレスポンスの実施・入札・契約関連書類の統一なら	適用、実施計画および実施報告に展開の一層の強化 正展開の更なる推進 指示、待機指示(委員会対応業による手戻り発生や過剰要求によ 特記仕様書および協議記録簿へ 目互確認の徹底	計,測量,地質調査業務を対象として、令和2年11月に「ウィークリースタンス実施要領」を策定し、一層の業務環境の改善に取り組んでいます。 ・web会議を活用した打合せを行い、時間短縮に努めています。また、千葉県発注者協議会総会において、市町村や企業団に対し、ウィークリースタンスの取組について情報提供を行っています。 ・深夜・休日勤務につながる業務指示等の削減については、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、適切に運用をしています。また、設計成果品の品質確保に向けて、令和5年度から、各出先事務所に品質管理担当者を配置し、工事発注前における詳細設計内容の確認や、設計業務委託当の打合せに参加するなどの取組を行っています。 ・「土木設計業務等変更ガイドライン」を令和2年10月より適用	リースタンス推進チェックシートを活用し、計画的に業務を履行することにより、業務の品質確保と一層の業務環境改善に努めています。 また、詳細設計においては、業務スケジュール管理表を作成し、受発注者の役割分担の明確化、懸案事項および業務スケジュールを受発注者で共有することで、コミュニケーションの円滑化と着実な業務の進捗を図っています。 新たな取組等に関しては、国や他都県市の動向等を注視していきます。	②平成31年4月から「県土整備局ウィークリースタンス取組指針」を定め、取り組んでおり、県内市町村が一同に会する会議等を通じて、県の取組を周知しております。 業務実施内容の確認については引き続き打合せなどの機会を通じて相互確認に努めてまいります。 実態に即した費用計上については、標準積算にそぐわないものについては見積も使用していますが、今後、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、情報収集してまいります。	須としたワークライフバランスに取り組んでおり、令和2年度か
	動による災害対 応に向けた継続 的な環境改善	正労働基準法遵守との両立 ・災害対応業務への従事職員が的な対応 ・広域(複数の発注者)にまたがる	対応していた既往業務への効果 5災害対応マネジメントに対する受 の整備・充実及び地方自治体に		令和元年東日本台風等の災害時には、災害復旧対策を優先して行うため、既往業務の一時中止やこれに伴う履行期間の延長等について国からの要請に基づく取組を実施しております。 ます。 また、東京都建設局では、大規模災害等の際に応急復旧業務を実施し、工事成績が優良な受託者を「建設局災害復旧等功労者」として公表しています。		①災害時における既往業務の中止命令や工期延期に係る条項について、令和3年度の災害協定より規定しております。本県では、令和4年度よ建設コンサルタント業務での優良委託業務表彰制度を定めており、災害応急業務も選考基準に該当する場合には通常の委託業務と同様に表彰対象となります。

項目	要望	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
	・災害申請作業の合理化・適切化 ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の	町村へ周知しています。今後も国の指導を受けながら、合理的かつ適切な運用を行ってまいります。 ・災害時においては、実際の作業内容に基づいた内容で見積	害復旧事業査定方針(H29.2)」に基づき、適切に対応しているところです。また、宿泊や旅費については、必要に応じて、 積算基準に基づき、費用を計上していきます。	②大規模災害が発生した際は、他県の先進事例等を参考に 適切に対応してまいります。 災害時の設計業務の歩掛については、必要に応じて見積を 徴収するなど、適切に積算してまいります。	②本県では、令和元年の台風19号に係る災害査定において「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」を適用し、事務の効率化を図りました。今後も、このルールを積極的に適用し、設計図書作成の簡素化に努めていきます。 積算歩掛かりの適用や費用の適切な精算については、国や他の都県市の動向を注視して検討していきます。
安定と処遇改善・ 新たな事業推進 形態に向けての			し、風水害や地震、噴火などの危機に対し、ハード・ソフト両面 から2040年代までの施策の全体像を明らかにし、東京都が実 施するプロジェクトとして、総事業規模15兆円を見込むととも に、今後10年間で6兆円規模の予算を投じ様々なプロジェクト	令和6年度当初予算の編成に向けては、3月に改定を行った 「神奈川県水防災戦略」の着実な推進、国の「防災・減災、国 土強靭化のための5か年加速化対策」に対応し、災害に強い	に策定・公表し、中長期的な展望に基づく、社会資本整備の計画的な実施や担い手となる人材の確保・育成のため、継続的な公共投資の規模を「想定事業量」として記載しました。さらに、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が決定されたことを受け、想定事業量を令和7年度までの6年間で概ね4,600億円に見直し、令和3年3月にお示ししたところです。
	②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上 ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定 ・技術基準の改定 に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確 化、予定価格積算における経費算定方法の合理化に関する継続的 改善	・一(歩掛実態調査は国にて実施している)・歩掛、仕様、積算条件については、国の積算基準に基づいていることから、国の動向を注視してまいります。	技術者単価及び歩掛設定の改定については、国の改定に 伴い遅滞なく実施しているところです。また、早期発注工事に も、特例措置により、新単価を適用しています。 予定価格積算における経費算定方法の合理化についても、 国の改定に伴い適切に対応しています。		
	③生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善	・千葉県では、銚子連絡道路の整備や一宮川の改修において、事業推進PPPを実施しているところです。新たな事業推進 形態の拡大や制度改善について、引き続き、国の状況を注視 してまいります	国や他都県市の動向等を注視していきます。	③本県では該当する事例が少ないので、今後に向けて情報 収集してまいります。	③国や他都県市の動向等を注視し、対応を検討していきます。
	④「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更 ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更 ・設計変更に伴い新規に追加された工種に対する落札率の適正化(当初落札率の適用外)	 ・千葉県では、国が策定した「土木設計業務等変更ガイドライン」及び「補足資料」を参考に、令和2年10月よりガイドラインを適用しており、適切な設計変更に努めています。 ・新規工種への当初落札率の適用については、国の状況を注視していきます。 	切に対応しています。 なお、新規工種が生じた場合は、その内容・規模に応じて適 切に対応していきます。	イドラインを参考にしつつ、標準委託契約約款に基づき、受発注者協議の上、適切に対応しております。	条件を明示し、設計・契約変更等を適正かつ円滑にするよう取
	①若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・ 契約制度の改善の継続	・国や他都県の取組を注視してまいります。		おります。女性・シニアなどの技術者の活用・育成について	
II (1)(国)プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善力に	①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)」におけるプロポーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加・価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加				
よる選定	②計画系プロポーザル業務の業務規模の改善 ③総合評価落札方式における落札率の改善				
	④改正された業務成績評定の適切な運用と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰(表彰内容・表彰率)の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備局間の統一的運用等				
	⑤国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用 ・令和4年度、および令和5年度試行結果を踏まえた適切な対応 ・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入				

	項目	要望	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
	における発注方式の改善(技術式の改善(技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進)		用力を必要とするもの等について採用しており、引き続き、国の「斜め象限図」も参考に、業務の特性に応じ適切に発注方式を選定してまいります。総合評価落札方式は今和4年9月から試行しており、国の「斜め象限図」を参考とし、業務内容などに応じ、適用案件や型式の決定を行っております。 ・令和4年9月に一部の業務を対象に、総合評価方式による一般競争入札を導入しました。 ・- (国主催の協議会) ② ・見積徴収時の設定方法については、令和4年3月から平均的又は、最頻度となった見積りを採用しています。なお、採用した歩掛については、既に事前開示しています。	5年度は、土木設計における総合評価及びプロポーザル方式の適用率を6割以上としています。これらの数値目標等は、取組方針として局内に周知し、総合評価落札方式等の適用の促進を図っています。(取組方針は局HPで公表) ②3社以上の見積を徴取し、異常値を排除したうえで、平均値を単価として決定しています。 ③東京都では、令和5年10月1日以後に公告等を行うWTO・単価契約・総合評価を除くすべての競争入札案件の設計等委託において、最低制限価格制度を導入するとともに予定価格を事後公表とすることとしています。 ④従来より、東京都における業務成績評定制度及び表彰制度を導入しており、業務成績評定は総合評価方式の評価項目に、表彰実績は、プロポーザル方式、総合評価方式の評価項目に、表彰実績は、プロポーザル方式、総合評価方式の評価項目に活用しています。 ⑤発注にあたり主任技術者及び照査技術者は、業務分野に応じた技術士、RCCMの有資格者を指定することとしています。	ております。 一般競争入札においても、案件に応じて有資格者等の配置を競争参加資格要件として設定しており、業務の品質を担保しております。 また、高度な知識や技術力が必要な業務の場合には、積極的に総合評価方式を活用するよう努めております。 ②歩掛の見積りは、原則として3社以上から徴収し、中央値の歩掛を採用することとしております。見積徴収部分の歩掛については、事前に開示しております。 ③100万円を超える入札案件に最低制限価格制度を適用(土木設計業務は82%)しております。また予定価格は事後公表としております。 ④本県では、平成29年度に業務成績評定の採点基準を改正しておりますが、その後、国が改正した新たな業務成績評定の	②見積徴取時の予定価格設定方法は山梨県ホームページで以下のURLで公開しております。 https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/ketteihouhou02.html 価格設定方法は、平均値又は最頻度の歩掛を採用しております。歩掛の事前開示は現在行っておりませんが、国や他都県市の動向を参考にして検討して参ります。 ③総合評価落札方式の入札は、低入札調査基準価格制度を採用しております。
	手づくりのための 地域コンサルタン	①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進 ②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する人札契約制度の工夫改善の推進(適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入)	度を取り入れて運用しております。	①②委託業務等の総合評価方式案件において、施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村(他県も含む)で、工事成績評定点が65点以上の実績がある競争入札参加者を評価するなど、地元業者の育成・活用を図っております。	①総合評価方式において、配置予定管理技術者の継続教育(CPD)実績および地域精通度の評価項目が一定の条件を満たす場合に加点しております。 ②条件付き一般競争入札の地域要件の設定及び「いのち貢献度指名競争入札※」の業者選定に当たっては、委託業務の内容等を勘案し、地域の実情に合わせた運用を行っており、地域の建設コンサルタント業者の受注機会の拡大に努めております。 ※「いのち貢献度指名競争入札」とは、地域の安全・安心を確保するために必要な工事・工事系委託を早期に実施することを目的とした指名競争入札(対象は緊急を要する災害復旧工事等の工事系委託)。	術力向上と育成に取り組んでいます。 令和4年度から、優良委託業務表彰制度を実施して優良企業を表彰することによりコンサルタントのモチベーションと技術力向上を図る仕組みを導入しました。
		③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進				
-	(1)受発注者それぞれの役割を おまえたエラー 防止への取組み	①受発注者合同現地踏査の実施	①合同現地1路査については、令和2年11月に運用を定め、 その活用に努めているところです。また、令和4年10月から、地 質リスクへの配慮が特に重要となる業務においては、地質技 術者を加えるなど一層の充実を図っています。	に関する詳細設計業務については原則対象、その他の業務 についても現地踏査が有効な業務においては積極的に実施 することとしています。	①受発注者合同の現地調査については、必要に応じて実施 しています。	①合同現地踏査については、平成25年4月から特記仕様書に 記載し実施しています
確保・向ト		②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化及び受発 注者双方の効果的な運用・活用	検討しています。	設計図書には適切に条件明示を実施しているところですが、 設計条件明示チェックシートの活用については、国や他の地 方公共団体の取組を参考にしていきます。		②条件明示チェックシートについては、令和2年度から設計書の特記仕様書に明示し、活用しています。
		③品質確保・向上に資する施策の継続的改善(的確な条件設定・確認、照査の充実等) ・工事発注時チェックシートの試行拡大				
	(2)詳細設計及	・ 上事発は時7 エックシートの試1 拡入 ①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明	(I)	設計目的・設計条件・成果内容の明示及び適切か歩掛の設	①業務に応じた設計目的や条件等については、設計計上内	(1)設計目的・設計条件等については、特記仕様書に明示する
	び三者会議等に おける総合的な 品質の確保	確化と適切な費用計上 ・施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消(見積り等による実態に即した費用計上) ・特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化と歩掛の改善、指定仮設への条件変更時の設計変更 ・関係機関協議内容の明示(機関名、協議内容、協議回数)、修正設計における"修正"設計内容の明示による適切な契約・設計変更	てまいります。 ・任意仮設及び指定仮設における取り扱いの明確化については、平成4年7月の国の通知に基づき、適切な対応に努めていきます。任意仮設、指定仮設ともに条件が変更となった場合は、変更協議の対象としており、適切に対応するよう努めてい	定は、成果品の品質確保はもとより、適正な入札、適切な技術力の評価の観点からも重要であり、これまでも適切な運用に努めてきました。引き続き、職員向けの各種説明会や会議等を通じて周知徹底を図っていきます。また、施工計画における歩掛は、国等の動向を注視していきます。 なお、修正設計については、引き続き業務内容や業務量の明示に努めていきます。	容と照らし合わせながら、特記仕様書に明示しております。また、歩掛については、国の積算基準に準拠するとともに、必要に応じて見積も活用しております。 指定仮設及び任意仮設の取扱いについては、設計業務の受発注者とで確認を行うこととしております。	こととしています。歩掛りについては、国の積算基準に準拠し、 また積算基準にないものについては、見積により適切に設定しています。 また、関係機関協議内容や修正設計における設計内容の明示についても、特記仕様書に明示して、適切な設計変更に対応できるよう取り組んでいます。

要 望	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
務や修正設計の適切な実施(工期の設定)と費用計上	三者会議を含めた追加業務や修正設計の必要が生じた際に		たな検討や修正が必要となった場合には、別途業務として、三者会議や修正設計等を発注することとしております。	②「工事発注後の技術検討会」実施要領により、検討会に要する経費は技術管理費に計上しています。また検討会において追加業務や設計変更が生じた場合には、発注者、施行者、設計者の3者で協議の上、適切に対応することとしています。
①設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定 ・ECI方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・施工者連携方式として活用	① ・国や他都県の取組を注視してまいります。		①本県では該当する事例が少ないため、今後に向けて情報 収集してまいります。	①合理的な入札制度の導入等については、今後、国や他都 県市の動向等を注視し、対応を検討していきます。
勢価格に応じた積算価格の設定 ・補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の適切な設計変更 ③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用	に明示し、歩掛が無いものについては、見積を徴収し、歩掛を 決定しています。 ・条件確認シートの活用による適切な設計変更については、 国や他都県の動向を注視してまいります。 ③ プロポーザル方式は、高度な技術的判断、知識、構想力、応	らも大変重要であり、これまでも見積りによる単価設定など適切な運用に努めています。 高度な技術が要求される補修・補強設計業務へのプロポーザル方式の採用については、業務特性や予定価格等を総合	は、定期点検要領及び特記仕様書に明示しております。また、 積算価格については、国が決定した技術者単価と、国が策定 した基準に準拠した積算基準に基づき、適切に設定しており、 必要に応じて見積も活用しております。 補修・補強設計においては、見積りにより積算価格を設定しております。 ③高度な知識や技術力が要求される補修・補強設計業務に ついては、内容に応じて、「プロポーザル方式」または「総合評	書にないものについては、見積りによる積算を実施し、適正な 積算価格の設定となるよう努めています。補修・補強設計にお ける条件明示については、特記仕様書などに条件を明示し、 適切な設計変更に取組んでいます。 ③補修・補強設計業務についても、高度又は専門的な技術が 要求される業務については、平成9年度からプロポーザル方
④地方自治体のメンテナンス事業の促進・技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタ	用力を必要とするもの等について採用しており、引き続き、国の「斜め象限図」も参考に、業務の特性に応じ適切に発注方式を選定してまいります。 ④ ・技術支援や包括的な契約の導入については、県が支援する中で、市町村が管理する道路施設の点検・診断業務につい	的に判断し、適正に運用していきます。 メンテナンス事業について、必要に応じて、点検・診断等業務に関わる登録技術者資格(RCCM等)を参加要件に定めております。	価方式」により発注することとしております。 ④技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用については、国や他都道府県の動向等を注視しながら、情報収集してまいります。	式を導入しております。 ④市町村が管理する橋梁における点検・診断業務については、県が支援する中で、市町村が(公社) 山梨県建設技術センターに業務を委託し、センターが包括して建設コンサルタント
・点検・診断等業務に関わる登録技術者資格(RCCM等)の活用 ・道路橋メンテナンス技術講習の継続と当講習達成度試験合格者 の活用促進 ・地方自治体のメンテナンス事業への地域コンサルタントの積極的 な活用	び、センターが複数市町村の業務をまとめて発注する取組により、建設コンサルタントの活用を図っています。 ・点検・診断等業務については、県の橋梁点検要領等において、業務にあたり必要な資格として、登録技術者資格を位置付けています。 ・千葉県では国に準じた橋梁点検要領により点検を実施しており、橋梁点検における点検員は、技術士又は、国土交通省が登録する民間資格を有するものと定めていますが、当該講習達成度試験合格者は含まれていないことから、現時点では活用しておりません。今後、国や他自治体の状況を注視していきます。 ・業務委託の発注にあたっては、業務の内容等に応じ、適切	ていきます。	点便・診断等業務にあいては、ての内容等を観楽し、必要に応じて、登録技術者資格を入札参加要件としております。 道路橋メンテナンス技術講習達成度試験合格者の活用については、国や他の都道府県の取組状況などを参考にしながら検討してまいります。 地方自治体のメンテナンス事業への地域コンサルタントの積極的な活用については、条件付き一般競争入札の地域要件の設定及び「いのち貢献度指名競争入札」の業者選定に当たっては、委託業務の内容等を勘案し、地域の実情に合わせた運用を行っており、地域の建設コンサルタント業者の受注機会の拡大に努めております。	・点検・診断等業務の発注にあたっては、登録技術者資格等を有することとしています。 ・国や他自治体の動向を見ながら検討していきます。 ・本県では県内企業への発注を基本としており、引き続き地
業務効率化の促進 ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進 ・情報共有システム(ASP)を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進 ・遠隔臨場を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進 ・テレワークガイドライン(案)の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・Web 公開などの推進 ・各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開	① ・電子契約については、令和6年4月の本格導入を目指し、現在、導入する際の課題への対応や規程の見直しなどを進めているところです。 ・情報共有システム(ASP)の活用については国や他都県の状況を踏まえ、検討していきます。 ・遠隔臨場については、国や他都県の状況を踏まえ、検討していきます。 ・県では必要に応じて、ZOOMによるWEB会議や打ち合わせを実施するなど、業務の効率化に努めています。各種技術基準として「測量、地質・土質調査、土木設計各業務等共通仕様書」、「土木工事設計変更等ガイドライン」等については、電子化及びWeb公開しております。 ・千葉県では、令和5年3月に「千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略」を作成し、県ホームページに公開しています。また、県土整備部ではインフラ分野のDXアクションプラ	しております。 建設局では、受発注者双方の業務の一層の効率化や事務 作業の負担軽減を図るため、従前の工事情報共有システムから、受発注者双方の3Dデータ閲覧機能等に優れた新システム(ASP 方式)に移行し、委託業務については、積極的に活用を推進しております。 引き続き、ICTを活用した生産性向上や行政手続きのデジタル化を推進し、受発注者双方の業務効率化・生産性向上に努めていきます。	素化、情報の共有化を進めています。 入札時の資料等の配布は、原則システムからのダウンロードで対応し、移動・郵送等の時間短縮を図っております。 電子契約については、県と事業者の両方が希望する契約を対象に、令和5年10月から導入してまいります。 情報共有システム及び遠隔臨場の活用については、令和4年度から全ての土木工事を対象として、試行を実施しております。設計・調査業務については、国や他の都道府県の取組状況などを参考にしながら検討してまいります。 本県ではテレワークの環境整備が整っております。引き続き積極的なテレワークの活用に取り組んでいきます。 各種技術基準類は国の関係省庁等が出している技術基準等を参考にしております。	・電子契約システムについては、庁内のペーパーレス化に向けた検討の方針、また他自治体の状況等を見ながら導入を検討して行きます。 ・情報共有システムについては、建設工事において試行しており、委託業務についても検討して参ります。 ・遠隔臨場については、建設工事において令和3年度から試行しており、委託業務についても検討して参ります。 ・テレワークについては、山梨県テレワーク実施要領に基づき、テレワークを実施しています。 ・各種基準類については、項目や内容等を考慮し、必要に応じてホームページで公開しています。 ・現在山梨県では施設管理等の高度化や建設工事の生産性向上に取り組んでおり、今年度、「山梨県デジタルトランス
	②詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における追加業務や修正設計の適切な実施(工期の設定)と費用計上 ①設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定 ・ECI方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・施工者連携方式として活用 ②点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上 ・点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実勢価格に応じた積算価格の設定 ・補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の適切な設計変更 ③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロボーザル方式の採用 ・追路橋メンテナンス事業の促進 ・技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用・道路橋メンテナンス技術講習の継続と当講習達成度試験合格者の活用促進・地方自治体のメンテナンス事業への地域コンサルタントの積極的な活用 ・適路橋メンテナンス支統清諧でが続と当講習達成度試験合格者の活用促進・地方自治体のメンテナンス事業への地域コンサルタントの積極的な活用 ・適路橋メンテナンス事業への地域コンサルタントの積極的な活用 ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)「手続きの簡素化」「情報の共有化」・情報共有化」の促進・情報共有化」の促進・清陰臨場を積極的に活用して「移動・明で待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進・テレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・Web 公開などの推進の加速化、各種技術基準類の電子化・Web 公開などの推進	②産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産	本学者を含か、世界教育を表生の表生のである。	語・報告と、報告と認めている。

項目	要望	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
	②i-Con およびBIM/CIM の推進(ライフサイクルマネジメントの生産性向上) ・BIM/CIM 設計照査シートの充実	② ・国や他都県の状況を注視していきます。 ・活用事例の発信については、県主催の技術講習会等にて紹介しています	す。 今後の国の実施要領等の改定等の動向を踏まえ、業務および工事段階における取組の拡充を検討していきます。	次対象工種や件数の拡大を図るとともに、県内中小建設業者へのICT普及方策を議論するため、神奈川県i-Construction推進連絡会実務者部会を設置し、i-Conの取組みを進めております。	梨県i-Construction推進連携会議等で検証や意見交換を行いながら、BIM/CIMの導入に向け現在検討を進めているとこ
	・積極的な活用事例の発信(BIM/CIM ポータルサイトの活用)や協議の場の設置(例えば、適用PTによる推奨項目の拡充など) ・デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC 検定制度」の活用による3Dソフトの開発目標の明確化、照査の自動化およびアノテーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学i-con寄付講座協調領域検討会と協働によるAPIの開発のあり方や生産性向上に資するアプリケーション開発の検討の促進		その他の取組に関しては、国や他都県市の動向等を注視していきます。	i-Conの次のステップとして、BIM/CIMの導入に向けた検討を進めてまいります。	
(2)DXの推進の 費用面での環境 整備	・BIM/CIM モデルを管理・継承するマネジメント体制・役割の検討の促進 D ①BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し ・「BIM/CIM 標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM 使用料」の計上				
	②DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し ・「一般管理費等係数(β)」の見直し、「低入札価格調査基準価格」 の見直し				
(3)「成長と分配の好循環」の実	③DX推進の環境整備のための助成金の創設 己・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単 価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格を改善するとともに、イ				
現	一個のアラス、来務価格の収音、両直塞中価格を収音することもに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施				

	項目	要	望	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市
・ 担 い	(1)建設産業全体の働きでは、 (1) 建設産業全体の働き方向とでは、 (1) では、 (・建設コンサルタント業務の納期分間	教の実現のため、設計変更後 た施策の強化と計画的展開、 ・明示の徹底により、標準履行 :保→標準履行期間を確保で 期の重複を解消するためのプロ	下の目標を設定し、発注及び納期の分散化に取り組んでいます。 ・予算全体の概ね7割以上を上半期に契約。(工事請負費、用 地補償費含む)【R5.6月末時点の執行率(令和5年度当初予 算及び令和4年度予算繰越分の合計額) 59.9%】 ・令和4年度補正予算による事業は、特別な事情があるものを 除き、原則として、令和5年3月末までに全ての箇所を公告す るとともに、予算額の5割以上を契約する。【R5.3月末時点 公 告率:81.1%、契約率:60.6%】	基準書の算定式に即した適切な履行期間や発注業務の特性 等に応じた必要な履行期間の設定を行っております。取り組	前倒し発注を平成27年度から取り組んでおり、履行時期(納期)の平準化を推進しております。	~3月履行期限の件数の削減を図ってまいります。横浜市では0.5を目標に令和3年度は0.68、4年度は0.67でしたが、5年度は年度当初に発注局課ごとに推定値を出し現時点での推
		②受発注者協働によるワークライフバ施策の推進・強化 ・「ウィーグリースタンス」の全業務への適用よる確実な推進と地方自治体への展開・新たな取り組みや好事例の水平展・深夜・休日勤務につながる業務指表に多より、の削減と解釈の違い等による作業量増大を排除するために、特許の具体的記述と業務実施内容の相互・実態に即した適切な費用計上・計画系業務を含む幅広い業務を整理表及びワンデーレスポンスの実施等・入札・契約関連書類の統一ならび	用、実施計画および実施報告に開の一層の強化 関の更なる推進 示、待機指示(委員会対応業 よる手戻り発生や過剰要求によ 記仕様書および協議記録簿へ 正確認の徹底 対象とした業務スケジュール管 等の徹底	おり令和3年4月からは、業務委託特記事項へ明示することと しウィークリースタンスに取り組んでいる。	6月にさいたま市ウィークリースタンス実施要領を策定し、特記仕様書に取り組みの実施について記載しているところです。職員の意識改革として、打合せテーブルにビラを貼るなど事例があり、そのような取り組みを水平展開するなど、今後も引き続き適切な運用に向けて取組んでまいります。	おります。引き続き、周知徹底を図りながら推進してまいりま	設計等の共通仕様書に位置づけています。 また、設計業務委託等における電子入札の本格導入、書類の 押印省略を行い、受注者の来庁機会の削減及び事務の効率
	(2) 受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善	①被災地域に対する迅速かつ適切な 正労働基準法遵守との両立 ・災害対応業務への従事職員が対応 的な対応 ・広域(複数の発注者)にまたがる災 発注者協働での支援体制・仕組みの対する国の支援 ・緊急的な災害対応業務実施に対す 開	応していた既往業務への効果 ・ ・ ・ ・ 充実及び地方自治体に	なお、令和元年東日本台風災害時においては、災害対応業	①国からの情報提供を庁内に通知し、周知を図るとともに、引き続き国や他都県市の取組を参考にしながら取組んでまいります。また、表彰制度等においても、国や他都県市の動向を注視してまいります。	①本市における災害発生時の対応として、既往業務の業務中 止命令と工期延期を必要に応じ、適切に行うこととしております。 管理技術者の交代要件緩和や広域にまたがる災害発生時 の支援体制・仕組みの整備・充実については、国や他都県市 の動向を注視してまいります。 緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度については、 国や他都県市の動向を注視してまいります。	路・河川施設の損傷等に関する協定を締結しており、施設の 損傷等を早期に発見し、市民の安全・安心にご尽力いただい ています。また、防災訓練などにも協力していただいていま す。 引き続き、国や他都県市の事例を参考に、今後も研究してま

	項目	要望	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市
		②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上 ・災害申請作業の合理化・適切化 ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算		②国からの情報提供を庁内に通知し、周知を図るとともに、引き続き国や他都県市の取組を参考にしながら取組んでまいります。	②本市において、「大規模災害時における公共土木施設災害 復旧事業査定方針」が適用された際は、適用に関する国から の情報提供を庁内に通知し、周知をしております。 災害時などで標準歩掛と実際の作業に隔たりがあるときは、 見積もりを活用するなど、適切な費用計上に努めております。	災害時などで標準歩掛と実際の作業に隔たりがあるときは、実態を踏まえた積算等で適切に対応します。
安 新 形	3)企業経営の ・定と処遇改善・ 所たな事業推進 が態に向けての 環境整備	①インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの 安定的な事業量の確保 ・老朽化や激化する自然災害による甚大な被害に鑑み、計画的な 整備継続と公共投資拡大		保に努めてまいります。また、将来を見据えた計画的な整備継続と公共投資を進めて参ります。	①インフラ長寿命化基本計画を踏まえた公共施設等の管理計画に基づき、安全安心なインフラの整備を図るため、計画的な整備の継続と安定的な事業量の確保に努めています。	
		②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上 ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定 ・技術基準の改定 に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確 化、予定価格積算における経費算定方法の合理化に関する継続的 改善	②技術者単価については、国・県等が毎年行う労務費調査により決定されることから、調査結果を注視し、適切に単価改定を行っていく。また、本県の歩掛・積算は、国に準じており、国が行う歩掛調査に協力していく。また、歩掛の改定については、国の情報を随時把握し、適切に対応してまいる。	②技術者単価につきましては、国の改定に伴い遅滞なく実施 しております。	②労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させるため、国などの動向に準拠し、技術者単価を速やかに改定しております。 歩掛・積算体系については、国土交通省が策定している積算基準に準拠しております。また、積算基準にない歩掛については、見積もりを徴収するなど、適切な費用計上を行っていまいります。 諸経費については、国の積算基準に準拠しており、算定しております。	技術者単価、積算基準については、国の改定に準じています。今後も国等の動向を注視していきます。
		③生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善		③生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	③生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	
		④「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更 ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更 ・設計変更に伴い新規に追加された工種に対する落札率の適正化(当初落札率の適用外)	③本県では平成28年度から国土交通省で策定した「土木設計業務等変更ガイドライン」を参考とすることとしており、適切な設計変更、契約の遂行により一層取り組んでまいりたい。	④「土木設計業務等変更ガイドライン」を策定しておりませんが、協議に基づき、適切に対応しております。なお、新工種に対する落札率の適正化については、他政令市等の動向を注視してまいります。		本市でも「設計・測量等委託業務設計変更ガイドライン」を策定し、適切な設計変更に努めております。また、職員研修を通じて周知徹底をしていきます。
		①若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続	【若手技術者】 総合評価落札方式において配置を評価(H29~試行、R4·5 拡大)。 優良技術者表彰(若手部門)実施(H29~)	常勤している場合及び次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等企業に等級区分に関わる発注者別評価点として加点しております。また、総合評価方式における加点評価項目として、若手技術者の現場への配置及び若手技術者の雇用状況を設定しております	①総合評価落札方式において、経験の少ない若手技術者の 配置を促進する実績育成タイプを導入しております。	国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。
技物	1)(国)プロポー ザル方式・総合 平価落札方式等 D適確な運用・ 対善	①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)」におけるプロポーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加・価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加				
よる 選 定		②計画系プロポーザル業務の業務規模の改善 ③総合評価落札方式における落札率の改善				
定		④改正された業務成績評定の適切な運用と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰(表彰内容・表彰率)の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備局間の統一的運用等				
		⑤国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用 ・令和4年度、および令和5年度試行結果を踏まえた適切な対応 ・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入				

	項目	要望	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市
	(2)地方自治体 における善(技術 式の改善とした選 定・発注の仕組 みの導入促進)	針)」に基づき、発注者の役割、責任として、以下の発注方式への取 組みを強化	(技術提案を含む)、標準的な積算基準のない業務や高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする業務については、プロポーザル方式を採用。 ・価格のみの一般競争入札の実施なし。また、概ね6割の業務で総合評価落札方式を採用。 ・長野県発注者協議会(国、県、市町村)で課題共有。 ② 見積による積算歩掛は異常値を除いた平均又は最頻度のものを採用。また、歩掛の見積徴取部分は金抜設計書で開示。 ③ 低入札価格調査制度を適用、予定価格については事後公表。 ④ 総合評価落札方式の評価項目として、業務成績点、長野県優良技術者表彰等の受賞実績を採用(技術者、企業)。	ロポーザル方式が適したものについて実施しております。総合評価落札方式については、平成30年度に特別簡易型を導入することで、簡易な技術競争の導入を促進し、不良不適格業者の排除やくじ対策にも努めております。 ②単価見積は平均値を採用し、歩掛見積は、市の単価を適用した価格が平均値に近くなる歩掛を採用しております。また、事前開示は行っておりません。 ③建設工事に伴う設計、調査及び測量業務について、設計金額が100万円を超える業務(WTO除く)に最低制限価格制度を適用しております。また、予定価格については、原則事前公表としておりますが、一部事後公表としております。 ④令和5年4月より発注する建設工事に伴う業務委託について、表彰制度を開始しました。 ⑤必要に応じて仕様書や参加資格に有資格者を条件づけております。	ます。総合評価落札方式については本格導入に向けた検討を進めるとともに、発注量の増加については、案件ごとの内容に応じて、適切に設定してまいります。 ②歩掛の見積りについては、3者以上で異常値を除いた平均値直下の歩掛を採用することとしています。また、令和3年7月より、見積もりを徴収した歩掛については、入札公告時の積算参考資料として、公開しております。 ③最低制限価格は総合評価落札方式及びWTOによる案件を除く業務に適用しております。また、平成24年度より、不調などにより再発注する案件などを除き、原則、事後公表としております。 ④千葉市委託業務検査要綱に基づき、適切な業務成績評定	②本市では平成29年度から複数の参考見積9の中央値を基に予定価格を算定することとしています。今後実施状況を踏まえ、より適正な予定価格算定に向け研究してまいります。 ③建築(監理を含む)・設備・土木・造園設計業務、測量、地質調査業務、土木施設の点検業務で最低制限価格を導入しています。また、予定価格につきましては事後公表を行っています。 ④業務成績評定は平成20年12月から導入しており、24年度からインセンティブ発注(試行)に活用しています。一部の局においては表彰制度を導入しています。 ⑤有資格者や登録制度については、必要に応じて契約条件に定めるほか、指名競争入札における業者選定等において活用しています。
	手づくりのための 地域コンサルタン	①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進 ②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進(適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入)	所)の所在地を設けている。さらに総合評価落札方式におい	①市内に本店や支店を置く企業を参加資格とするなど、市内コンサルタントの受注機会の拡大、育成に配慮した発注を実施しています。 ②国や他都県市の動向を注視してまいります。	①技術力向上が図れる仕組みの導入促進については、国や他都県市の動向を注視してまいります。 ②本市発注の業務委託は、原則、本市内に本店を有する企業を入札参加資格要件としています。 また、総合評価落札方式において、ボランティア活動又は災害活動における地域貢献度を加点評価の対象としています。	①国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。 ②一部の発注区局において、市内中小事業者の受注機会増大、委託業務の品質向上や、受注意欲の向上を図り、優良な市内中小事業者の育成に繋げることを目的として、成績優良事業者から優先的に指名するインセンティブ発注を行っております。
		○○□ オンダングサックフェントフレー・ロング・トゥルマケオ/オップ □ ロンケ				
	(1) 平路计学表	③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進 ①受発注者合同現地踏査の実施	①受発注者合同現地踏査の実施を検討してまいりたい。	① 亜 双 辻 老 フェトス 〇 口 の 珥 地 財本 た 、	① 正文 沙老人曰 ① 理 此 细 本 l z ② L z L b 文 z 沙 之 l z L b n 字 坊	受発注者合同現地踏査等、効果的運用を図るため、状況に応
□・品質の	(1)受発性名で れぞれの役割を 踏まえたエラー 防止への取組み	(U) 人元任任 I PI (九地阳县V) 大加		①支充注句による言同の規地暗質を必要に応じて美施するとともに、業務計画書に基づく工程管理や受注者からの質問、協議に対する速やかな対応を図っております。	●文宪任有信何の規地調査については、各宪任有により美施 しております。	文先任有言问先地路省等、効果的連用を図るだめ、状况に応じて実施しております。
の確保・向		②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化及び受発 注者双方の効果的な運用・活用	②条件明示チェックシートの活用については国や他都県市の 事例を参考に検討してまいりたい。	②設計条件明示チェックシートの活用につきましては、国や他 都県市の取組を参考にしながら取組んでまいります。	②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	国や他都県市の事例を参考に、今後も引き続き研究してまいります。
上		③品質確保・向上に資する施策の継続的改善(的確な条件設定・確認、照査の充実等)				
		・工事発注時チェックシートの試行拡大				
		①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上 ・施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消(見積り等による実態に即した費用計上) ・特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化と歩掛の改善、指定仮設への条件変更時の設計変更・関係機関協議内容の明示(機関名、協議内容、協議回数)、修正設計における"修正"設計内容の明示による適切な契約・設計変更	上する。歩掛については、国の積算基準に準拠しており、基準	・す。また、各種条件の明示等につきましては、国や他都県市の 取組を参考にしながら必要に応じて取組んでまいります。	①詳細設計において、業務中の打合せ時に各種条件等の確認および設計図・参考図の明確化を行っており、必要に応じ設計変更を行っております。適切な歩掛の改善につきましては、国や他都県市の動向を注視してまいります。	詳細設計の積算には、基本的に国の基準を使用しており、基準外の業務につきましては見積等により対応しています。作業内容や成果品については、標準仕様書や特記仕様書等で定めていますが、それらで作業目的や内容、設計条件等が不明確な場合には、個別の設計書等に条件明示することとしています。また、任意仮設と指定仮設の設計図の取扱や責任の所在の明確化などについては、発注担当課にご要望を伝え周知します。関係機関協議内容についても、適切に明示するよう、引き続き適切に対応してまいります。

項目	要望	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市
			②必要に応じて、三者会議を実施しており、費用も計上しております。また、追加業務・修正設計のが必要な際にも実施しており、費用も計上しております。今後も引き続き適切な実施と費用計上を実施してまいります。		
新事業等におけ る技術的課題解 消に向けた発注		① 国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。 なお、ECI方式については「設計・施工連携型工事」を試行し て課題を抽出・分析しているところ。		①設計者・施工者連携方式等については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	ECI方式について、国や他都県市の事例を参考に、今後も引き続き研究します。
以普	勢価格に応じた積算価格の設定	②点検・診断、補修・補強設計の発注においては、仕様の明確化を図るとともに、国に準じた歩掛と必要に応じた見積等により、適切な積算に努めてまいりたい。また、「設計変更ガイドライン」に沿って適切な設計変更に努めてまいりたい。	②点検・診断、補修・補強設計につきましては、必要に応じて見積りを徴収するなど、引き続き適切な費用計上に務めてまいります。	②点検・診断、補修・補強設計の発注においては、積算基準と 見積もりにより適切な積算価格を設定しております。	適切に費用計上するよう対応してまいります。
	③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用	③ 標準的な積算基準のない業務や高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする業務については、プロポーザル方式を採用。		③高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務については、プロボーザル方式を採用しております。	品質確保・向上のため、業務所管課とともに検討してまいります。
	④地方自治体のメンテナンス事業の促進 ・技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用 ・点検・診断等業務に関わる登録技術者資格(RCCM等)の活用 ・道路橋メンテナンス技術講習の継続と当講習達成度試験合格者 の活用促進 ・地方自治体のメンテナンス事業への地域コンサルタントの積極的 な活用	や職員数も異なるため、計画的に必要な成果があがるよう、適 正に建設コンサルタントへ委託。 また、包括的な契約については、国土交通省や他都県市の状 況を注視しその必要性も含め検討。	取組を参考にしながら検討してまいります。	④インフラメンテナンス事業の促進のため、各種資格制度の活用などについて、国や他都県市の動向を注視してまいります。	
IV.「DX 推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」のがある。 (1) DX 推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」を指進	「移動・郵送等の時間短縮」の促進	・電子入札、電子契約(R4.11月) 導入済。 ・ASP (情報共有システム) について、令和3年4月より実施要領を改定し、委託業務においても活用できるようにし、業務情報等の電子化や情報共有に取り組んでいる。 ・設計協議等においては、WEBを活用した業務の効率化に取り組んでいる。 ・遠隔臨場の活用について、国や他都県市の活用状況を踏まえて検討してまいりたい。 ・発注者のテレワーク環境整備については、令和4年度から「ながのデジタルワークプレイス」の導入によりWi-Fiを活用したモバイルパソコンでの業務に取り組んでいる。 ・インフラDX推進計画や実施状況等の情報公開については、	契約の導入について引き続き検討してまいります。 また、令和4年度から遠隔臨場の試行を開始しております。 今後も引き続き、DX推進による業務効率化の促進のため、 国や他都県市の状況を踏まえて検討してまいります。 なお、本市においては、インフラDX推進計画は未策定で す。	①業務委託において、情報共有システム(ASP)を活用した情報の共有化について、導入に向けて検討を行っています。また、打合せ等において、WEB会議を積極的に活用しています。 インフラDX推進計画については、関係機関と情報を共有するため、策定に向けて検討を行っております。	省略を行い、受注者の来庁機会の削減及び事務の効率化を 図っています。 また、ASPや遠隔臨場については、国や他都県市の取組を注

項目	要望	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市
	②i-Con およびBIM/CIM の推進(ライフサイクルマネジメントの生産性向上) ・BIM/CIM 設計照査シートの充実 ・積極的な活用事例の発信(BIM/CIM ポータルサイトの活用)や協議の場の設置(例えば、適用PTによる推奨項目の拡充など) ・デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC 検定制度」の活用による3Dソフトの開発目標の明確化、照査の自動化およびアノテーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学i-con寄付講座協調領域検討会と協働によるAPIの開発のあり方や生産性向上に資するアプリケーション開発の検討の促進 ・BIM/CIM モデルを管理・継承するマネジメント体制・役割の検討の促進	・「3次元モデル成果物作成要領(案)」や「BIM/CIM設計照査シート」等の基準類の運用については、国の基準を準用しており、国の改定状況を踏まえ、各種機関が開催する研修等で内容を把握し、信州BIM/CIM推進協議会の活動における周知・共有を図っていきたい。 ・BIM/CIMポータルサイトについては、民官学が参画する「信州BIM/CIM推進協議会」で周知し、最新の基準類や研修材料、各種事例の確認先として共有している。 ・「J-Landxmlの互換性」などの3DCADソフトごとの課題につい	②i-Con およびBIM/CIM の推進については、国や他都県市の状況を踏まえて検討してまいります。	②本市の建設コンサルタント協会と意見交換を通じて、BIM/CIMを導入するにあたっての問題点や課題を共有し、今後、導入に向けて検討を進めてまいります。 検討にあたっては、ICT施工を活用している建設工事との調整も含め、測量、設計、施工、維持管理が一体として運用出来る環境作りを進めてまいります。	i-Con およびBIM/CIMや3次元情報管理については、国や他都県市の取組を注視・参考にして検討してまいります。
(2)DXの推進の 費用面での環境 整備	①BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し ・「BIM/CIM 標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM 使用料」の計上 ②DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し ・「一般管理費等係数(β)」の見直し、「低入札価格調査基準価格」				
	の見直し ③DX推進の環境整備のための助成金の創設				
(3)「成長と分配 の好循環」の実 現	・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格を改善するとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施				

	項目	要望	川崎市	相模原市
. 担	(1)建設を実金体のの機能を生まれた。 (1) はいる (①履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化・建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開、および施策の活用状況の把握・発注時および変更時における条件明示の徹底により、標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の確保 → 標準履行期間を確保できない場合の履行期限の延期・年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するためのプロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化・業務スケジュール管理表に基づく適確な契約管理(変更契約時期の適切化:3月実施の回避等)	①委託発注において計画的な発注を心がけ、必要な工期の確保に努めております。今後、年度末に納期が集中することを避けるため、合理的な理由がある場合には工期延期などにより納期の分散化に取り組んでまいります。	行期限の設定を行うとともに、必要に応じた繰越手続き等によ
		②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化 ・「ウーパースタンス」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ・新たな取り組みや好事例の水平展開の更なる推進 ・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示(委員会対応業務に多い)の削減と解釈の違い等による手戻り発生や過剰要求による作業量増大を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的記述と業務実施内容の相互確認の徹底 ・実態に即した適切な費用計上 ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底 ・入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減	クリースタンスの実施の徹底について啓発し、更なる時間外・ 休日勤務の抑制に努めてまいります。その他、ワークライフバ ランスの更なる改善に向けた取組みにつきましては、国や他都	
	(2) 受発注者協 働による災害対 応に向けた継続 的な環境改善	①被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応(費用面を含む)と改正労働基準法遵守との両立 ・災害対応業務への従事職員が対応していた既往業務への効果 的な対応 ・広域(複数の発注者)にまたがる災害対応マネジメントに対する受 発注者恊働での支援体制・仕組みの整備・充実及び地方自治体に 対する国の支援 ・緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展 開	準法遵守との両立について、国や他自治体の動向に注視して まいります。	

	項目	要望	川崎市	相模原市
		②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上 ・災害申請作業の合理化・適切化 ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の 適切な精算	②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上について、国や他自治体の動向に注視してまいります。	②費用については、原則、見積対応としておりますが、積算の ルール化などの策定については国や他都県市の動向を参考 にしながら取り組んでまいります。
	(3)企業経営の安定と処遇改善・新たな事業推進形態に向けての環境整備	①インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの 安定的な事業量の確保 ・老朽化や激化する自然災害による甚大な被害に鑑み、計画的な 整備継続と公共投資拡大	①老朽化や自然災害への対応も含め、事業計画に基づき、適 正な事業量の確保に努めてまいります。	①策定された長寿命化計画などの長期事業計画に基づき、事業の平準化を行い、計画的な発注に引き続き努めてまいります。
		②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上 ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定 ・技術基準の改定 に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確 化、予定価格積算における経費算定方法の合理化に関する継続的 改善	②技術者単価につきましては、国土交通省が定めている設計 労務単価に基づき積算業務に反映させてまいります。また、歩 掛・積算体系の改善につきましては、国の取組みを注視し、設 計業務等標準積算基準書に基づき設計積算業務を行うととも に、適切な費用計上に努めてまいります。	る技術者単価の適用を引き続き速やかに行ってまいります。また、技術基準の改定に伴う適切な歩掛設定等については、国
		③生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善	③事業促進PPPにつきましては、国の取組みを参考に他都市の動向を注視してまいります。	③生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大について、国や他都県市の動向に注視してまいります。
		④「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更 ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更 ・設計変更に伴い新規に追加された工種に対する落札率の適正化(当初落札率の適用外)	④本市におきましては「土木設計業務等変更ガイドライン」を 策定していませんが、委託契約約款などに基づき、今後も適 切な設計変更に努めてまいります。追加工種に対する落札率 の適正化につきましては、国や他都市の動向を注視してまいり ます。	②設計変更については、工事のガイドラインを参考に適正に 行っていますが、設計業務に関するガイドラインの作成につい ては、早期に取り組んでまいりたいと考えております。
	(4)人材の確保・ 育成	①若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・ 契約制度の改善の継続		①工事においては若手技術者や女性技術者の活用・育成のための入札・契約制度について実施しておりますが、コンサルタント業務では現在はまだ行っていないため、国や他都県市の動向を注視してまいります。
. 技術力	(1)(国)プロポー ザル方式・総合 評価落札方式等 の適確な運用・ 改善	①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)」におけるプロポーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加		
1=		・価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加②計画系プロポーザル業務の業務規模の改善		
よる選定		②総合評価落札方式における落札率の改善		
定		④改正された業務成績評定の適切な運用と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰(表彰内容・表彰率)の運用改善、それに基づくプロボーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備局間の統一的運用等		
		⑤国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用 ・令和4年度、および令和5年度試行結果を踏まえた適切な対応 ・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入		

項目		要 望	川崎市	相模原市
(2)地方自における発式の改善(注方 技術	改正品確法第22条の「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」に基づき、発注者の役割、責任として、以下の発注方式への取組みを強化	①プロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量について、国の動向を注視するとともに、地方自治体の状況を確認しつつ、検討してまいります。	①総合評価方式及びプロポーザル方式については、業務内容に応じて適用しておりますが、更なる拡大に向け検討してまいります。
力を基本と定・発注のみの導入の	仕組	①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加・国の「斜め象限図」の周知と適用促進・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札の撤廃(不良不適格業者の	②設計業務等における見積り価格の採用方法については、資材等単価は平均値、歩掛は中央値を採用することとしています。また、見積りによる歩掛りについては、構成等を事前開示しております。	②見積歩掛については、令和元年度から中央値としております。 なお、見積を徴収いたしました歩掛については、積算参考図 書にて明示しております。
		多年、3個俗のみによる一般規事人化の服廃(不良不適俗業者の 排除、簡易な技術競争の導入促進) ・プロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論	③最低制限価格については、川崎市契約規則第14条の2に 基づき、予定価格の3分の2を下らない範囲内で設定しており ます。最低制限価格のあり方については、ダンピング受注を防	③予定価格100万円を超える設計等業務について、最低制限価格を設定しております。 予定価格は事後公表としております。
		②見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示	止し、業務の品質確保の担い手となる人材を育成・確保するための適正な利潤を確保するための重要な課題のひとつと考えておりますので、経済性や国・他都市の動向等を踏まえ、適正な設定基準について検討してまいりたいと考えております。な	④業務成績評定の評価データを蓄積し、入札や表彰への活 用について検討してまいります。
		③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃) (4) (事前公表の撤廃) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	お、本市は予定価格の事後公表制度を導入しております。	⑤必要に応じて配置するよう仕様書に記載しております。
		国国工文画目のより 用の促進(増加と公表) ⑤業務分野に応じた有資格者(技術士・RCCM等)・建設コンサルタント登録制度の適確な活用の促進	委託、調査委託、設計委託を対象に実施しており、業務・技術 者表彰ついては、川崎市優良事業者表彰要綱を策定し運用	
			⑤建設コンサルタント登録制度の適格な活用が、成果品の品質確保・保証することに寄与し、ひいては社会資本整備においてメリットになるとの考えから、本市では競争入札参加資格において、業種「建設コンサルタント」の登録を要件としております。なお、有資格者(技術士・RCCM)の活用について、上記の制度趣旨を勘案し、個別の案件に応じて設定しております。	
(3)地域の	担い	①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進	①平成28年4月1日、「川崎市中小企業活性化のための成長	①②
手づくりのか 地域コンサ	こめの ルタン	②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進(適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入)	*戦略に関する条例」を策定し、地域の中小企業がその活力を 最大限に発揮するための環境づくりに努めているところです。	温度 指名競争入札における業者選定や、一般競争入札の参加条件において、相模原市がんばる中小企業を応援する条例にまづき、地元企業(本店・支店・営業所の所在地が相模原市)を優先して発注するように努めております。
			②川崎市契約条例において市内中小企業者への受注機会の 増大を図ることを方針としていることから、業者の育成及び経 済の活性化を図るため、市内業者への発注を原則としていま す。	
		③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進		
(1) 受発注 れぞれの役 踏まえたエ 防止への取	割を ラー	①受発注者合同現地踏査の実施	①受発注者合同現場踏査の実施については、業務の内容により、個別の案件に応じ実施しております。	①受発注者合同現地踏査について明確には定めておりませんが、現在も必要に応じ、合同で現地踏査を実施しているため、仕様書等での明記については、他都県市の動向を参考にしながら、研究してまいります。
		②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化及び受発 注者双方の効果的な運用・活用	②条件明示チェックシートの活用及び契約図書としての明確 化については、国や他都市の事例を参考とさせていただきます。	②他都県市の動向を参考にしながら、研究してまいります。
		③品質確保・向上に資する施策の継続的改善(的確な条件設定・確認、照査の充実等)		
		・工事発注時チェックシートの試行拡大		
(2)詳細設 び三者会譲 おける総合 品質の確例	等に	①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上 ・施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消(見積り等による実態に即した費用計上) ・特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの	①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容等について、特記仕様書などに明示するように努めております。 指定仮設と任意仮設の取扱いなど設計条件の更なる明示につきましては、国や他都市の動向に注視してまいります。	①仕様書等に設計の目的を明確化するとともに、必要な条件や成果品の種類、数量等について明示しております。 関係機関協議においては、仕様書に協議内容等を明示しており、修正設計においても、仕様書等に修正内容を明示しております。 適正な歩掛の適用や必要に応じた設計変更についても引き
		明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化と歩掛の改善、指定仮設への条件変更時の設計変更・関係機関協議内容の明示(機関名、協議内容、協議回数)、修正設計における"修正"設計内容の明示による適切な契約・設計変更		続き取り組んでまいります。

項目	要望	川崎市	相模原市
	②詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における追加業務や修正設計の適切な実施(工期の設定)と費用計上		②工事の実施において必要となった追加業務などは、別途費用を計上しております。修正設計においても必要になった際には別途発注しております。
新事業等に る技術的課 消に向けた 契約方式な	題解 │ 発注 │・ECI方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・	①合理的な入札契約制度の選定については、「民間活用(PPP)推進方針」「総合評価落札方式のガイドライン」「川崎市入札時VE方式試行要綱」に基づき実施しており、今後においても、業務内容に応じて、適切な方式により発注してまいります。	①他都県市の動向を参考にしながら、研究してまいります。
改善	②点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上 ・点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実 勢価格に応じた積算価格の設定 ・補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格 の設定、条件変更時の適切な設計変更	を活用するなど適正な積算に努めております。 設計条件を特記仕様書に明示し、条件の変更が生じた場合 は、適切に設計変更を協議しております。	②国の基準を準拠すると共に、見積等で実勢価格に応じた予定価格の設定に引き続き努めてまいります。また、設計条件の変更に伴い必要となった業務について、受注者からの提案等を検討した上で、適切に設計変更協議を行っております。
	③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用	③高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を要する業務などは川崎市プロポーザル方式(委託業務)実施ガイドラインに基づきプロポーザル方式を採用しています。	③プロポーザル方式については、業務内容に応じて、相模原市業務委託に関するプロポーザル方式ガイドラインに基づき適用しておりますが、補修・補強設計業務においては一般競争入札で行っております。今後、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を要する業務については、プロポーザル方式を適用できるよう更なる拡大に向け検討してまいります。
	 ④地方自治体のメンテナンス事業の促進 ・技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用 ・点検・診断等業務に関わる登録技術者資格(RCCM等)の活用 ・道路橋メンテナンス技術講習の継続と当講習達成度試験合格者の活用促進 ・地方自治体のメンテナンス事業への地域コンサルタントの積極的な活用 		④効果的な建設コンサルタントの活用については必要に応じて検討してまいります。また、配置技術者については、登録技術者資格(RCCM等)を資格要件として設定しております。
Ⅳ 「DX 推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」のDDDのののののののののののののののののののののののののののののののの	進 ①受発注者協働による働き方改革に資するDX推進:DX推進による業務効率化の促進 ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進 ・情報共有システム(ASP)を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進 ・遠隔臨場を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進 ・テレワークガイドライン(案)の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・Web 公開などの推進 ・各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開	・本市における電子入札等については、いわゆる基本設計に当たる案件は各発注局、詳細設計に当たる案件は財政局契約課において建設コンサルタント業務の入札及び契約を行っているところでございます。 財政局契約課で入札する案件については、既に電子入札を導入しており、また、電子契約につきましても、令和5年4月1日契約案件から導入しているところでございます。 ・情報共有システム及び遠隔臨場については、工事において試行しておりますが、委託業務への拡充に向け検討を進めております。 ・インフラDX推進計画等は策定しておりませんが、国や他自治体の動向を注視してまいります。	①電子入札については導入済みです。遠隔臨場やASP等のDX推進となる取組については、他都県市の動向を参考にしながら、研究してまいります。

項目	要望	川崎市	相模原市
	②i-Con およびBIM/CIM の推進(ライフサイクルマネジメントの生産性向上)	ントの生産性の向上については、国や他自治体の動向に注視	②現在、工事について、DXの推進となる取組の研究を始めた ところです。設計業務等におけるi-Con およびBIM/CIM の推 進については、他都県市の動向を参考にしながら、検討してま
	・BIM/CIM 設計照査シートの充実		いります。
	・積極的な活用事例の発信(BIM/CIM ポータルサイトの活用)や 協議の場の設置(例えば、適用PTによる推奨項目の拡充など)		
	・デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC 検定制度」の活用による3Dソフトの開発目標の明確化、照査の自動化およびアノテーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学i-con寄付講座協調領域検討会と協働によるAPI の開発のあり方や生産性向上に資するアプリケーション開発の検討の促進		
	・BIM/CIM モデルを管理・継承するマネジメント体制・役割の検討の促進		
(2)DXの推進の 費用面での環境 整備	①BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し ・「BIM/CIM 標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM 使用料」の計上		
	②DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し ・「一般管理費等係数(β)」の見直し、「低入札価格調査基準価格」 の見直し		
	③DX推進の環境整備のための助成金の創設		
(3)「成長と分配 の好循環」の実 現	・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格を改善するとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施		